

令和 7 年度 新宿区教育委員会の権限に
属する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（令和 6 年度分）報告書

令和 7 年 11 月
新宿区教育委員会

目 次

第 1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価・・・・・・・・・・	1
第 2	令和 7 年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の 実施方針について・・・・・・・・・・	1
第 3	点検及び評価会議の実施・・・・・・・・・・	2
第 4	令和 6 年度新宿区教育委員会の活動について・・・・・・・・・・	2
第 5	新宿区教育ビジョン(第二期 計画期間：平成 30 年度～令和 9 年度、個別 事業計画期間：令和 6 年度～令和 9 年度)の概要 ～3 つの柱と 10 の施策～・・・	4
第 6	新宿区教育ビジョンに掲げる個別事業の点検及び評価	
	(1) 点検・評価シート(令和 6 年度分)・・・・・・・・・・	9
	(2) 学識経験者の指摘・意見及び教育委員会の対応・判断・・・・・・・・・・	6 2

第 1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、平成 20 年度から、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育委員会自らが点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするされました。

【根拠法令】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第 2 令和 7 年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

新宿区教育委員会では、令和 7 年第 6 回教育委員会定例会において議決した「令和 7 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針」に基づき、点検及び評価を実施します。

1 実施目的

- (1) 教育委員会が、教育に関する事務及び執行状況を点検及び評価し、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することにより、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

2 点検及び評価の対象

新宿区教育ビジョンに掲げる全ての個別事業とする。

3 実施方法

- (1) 点検及び評価は、令和 6 年度の個別事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の方向性を示すものとする。
- (2) 学識経験者の意見を聴取した上で実施する。
- (3) 10 月又は 11 月の教育委員会定例会において点検及び評価の結果をまとめた報告書を決定し、翌年度の事業実施方針に反映する。また、報告書は区議会へ提出するとともに公表する。

第 3 点検及び評価会議の実施

- 日時 令和 7 年 8 月 8 日 9:30～12:00
- 会場 本庁舎 6 階 第 4 委員会室
- 学識経験者 藤井 千恵子 氏 元国土舘大学体育学部こどもスポーツ教育学科教授
仲田 康一 氏 法政大学キャリアデザイン学部キャリアデザイン学科准教授
長田 和義 氏 武蔵野大学教育学部教育学科教授
- 内容 令和 6 年度個別事業実績説明及び意見聴取

第 4 令和 6 年度新宿区教育委員会の活動について

新宿区教育委員会の会議は、原則として毎月第一金曜日に定例会を開催し、必要に応じ臨時会を開催しています。令和 6 年度は、定例会 12 回、臨時会 5 回を開催し、議案 54 件、協議 5 件、報告 25 件について審議等を行いました。

< 主な審議等 >

令和 7 年度から使用する区立小学校及び中学校教科用図書、区立特別支援学校並びに区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書について、令和 6 年 8 月 2 日の定例会において採択しました。

< 教育委員会の会議以外での教育委員の活動 >

教育委員は、定期的に学校を訪問し、学校の経営方針等について説明を受けるとともに、授業の様子や施設の状況等を視察し、学校の実態把握に努めています。また、教育委員会が指定した学校が 1～2 年間かけて研究した成果を発表する研究発表会に出席したほか、新宿区立中学校生徒会役員交流会では生徒会役員の生の声を聞きました。今後も、学校訪問等の機会を通じて、教職員や児童・生徒等の意見を聞きながら、学校現場の実態や、子どもたちを育む多様な資源の状況をふまえ、教育の諸課題に的確かつ迅速に対応していきます。

また、新宿区総合教育会議では、「未来を担う子どもたちの生きる力をより一層育むための取

組」を議題として区長と意見交換を行い、教育の課題の共有を図りました。

学校訪問実施校数	21 校
教育課題研究校数	2 校
新宿区総合教育会議	令和 6 年 11 月 11 日
新宿区立中学校生徒会役員交流会	令和 6 年 12 月 25 日

< 主な取組 >

- ICTを活用した教育の充実については、デジタルドリルの活用により、教員が一人ひとりの学習の記録を確認し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズや学習状況に合わせた個別最適な学びを推進しました。また、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、オンラインによる学習指導を行い、学習機会の確保に努めました。さらに、令和 5 年度に全校の普通教室に導入していたディスプレイ型電子黒板を特別教室にも導入し、授業で活用することにより、多様な学びの展開や児童・生徒の学習意欲の向上につなげました。
- 不登校児童・生徒への支援について、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指していけるように、多様で適切な教育機会の確保に努めるとともに、改定した教職員向け新宿区版不登校対応マニュアルを活用し、教職員への理解啓発を図りました。また、不登校傾向にある中学生の支援拡充のためチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置（令和 7 年 4 月）に向けた準備を進めました。その他、不登校児童・生徒をもつ保護者に向けたガイドブックを作成し、相談機関や不登校についての正しい理解が進むよう周知を行いました。
- 緊急時の速やかな連絡体制を整え、子どもの安全を確保するための学校と保護者の連絡手段について、一斉メール配信システムの終了に伴い、新たな一斉連絡システム（アプリ）を導入し、保護者のさらなる利便性の向上を図りました。
- 教員が健康でやりがいをもちながら質の高い教育活動を継続できるよう、全区立学校に教員の業務支援を担うスクール・サポート・スタッフを配置、全区立小学校第 1～3 学年までを対象に副担任相当の業務を担うエデュケーション・アシスタントを配置し、負担軽減を図りました。また、これまでの働き方改革の取組を検証するとともに、令和 7 年 3 月に「教員の勤務環境の改善・働き方改革第三次報告書」を作成し、新たな目標「1 週間あたりの実働勤務時間が 50 時間を超える教員を原則ゼロにする（令和 7 年 4 月～）」を掲げ、取組の一層の推進に向け、学校や保護者・地域への周知に努めました。
- 物価高騰が続く中、すべての子育て世帯の負担軽減を図るため、区立学校の給食費を無償化するとともに、私立学校就学者等への給食費相当額の支給を実施しました。このほか、保護者ニーズや社会を取り巻く環境の変化をふまえ、奨学資金制度の見直しや電子書籍貸出サービスの導入等の取組を行いました。

第5 新宿区教育ビジョン(第二期 計画期間：平成30年度～令和9年度、個別事業計画期間：令和6年度～令和9年度)の概要 ～3つの柱と10の施策～

柱1

子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

変化の激しい時代を担う子どもたちは、社会において自立的に生きるため、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につける必要があります。子どもの学力や学習の状況、心や体の状況など様々な課題を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現します。

施策1 確かな学力の向上

- 子ども一人ひとりの課題に丁寧に対応するとともに、長所や強みを活かすという視点に立ち、すべての子どもの能力を最大限に伸ばす教育を実現していきます。

また、義務教育で身に付けるべき基礎学力を保证するために、特に基礎的・基本的な学力が十分でない子どもへの支援の充実を図るとともに、子どものより発展的な学習にも積極的に支援します。

さらに、さまざまな調査結果を分析し、教育課程や指導方法等を組織的に見直すとともに、「分かる授業」への工夫・改善を図ることにより、一人ひとりの学力の定着と向上につなげます。

- 調べ学習をはじめとする言語活動を重視した指導により、言語に対する関心や理解を深め、思考・判断等の知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語能力を高めます。教育活動全体を通して、体験的な活動や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、子ども一人ひとりの実践的な資質・能力を育成します。

引き続き、児童・生徒の学習意欲を高め、主体的に学ぶ機会を充実するために、授業をよりよく改善し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。

- 新宿区版GIGAスクール構想に基づき整備した1人1台のタブレット端末を学校の授業や家庭学習で活用することで、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた個別最適な学びや他者と協働しながら自ら考え抜く自立した学びを推進し、ICTを効果的に活用した授業改善により、より一層、教育活動の充実を図ります。
- グローバルな視野を持ち、時代の変化とともに自らの将来を切り拓く力を芽生えさせ、伸ばすために、さまざまな手法による英語教育、理科教育及びプログラミング教育等の推進により、変化の激しい時代を生きる力を育みます。

また、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けて、総合的な学習の時間を中心に、各教科における学習等、あらゆる教育・学習機会をとらえて、「持続可能な社会の創り手」の育成を目指します。

施策2 豊かな心と健やかな体づくり

- 豊かな人間性や社会性を育み、子ども一人ひとりが、かけがえのない自己を肯定的に捉えるとともに、命や平和の大切さを理解し、他者に対する思いやりや感謝の気持ちを言葉にして素直に伝えようとする心を養います。
- 体験的な活動や学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の充実を図り、児童・生徒自らが将来や進路等について主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことができるよう、資質や能力を育成します。また、優れた伝統と文化を理解し継承するとともに、郷土新宿に愛着を持ち、地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育みます。
- スポーツを通じて健康づくりや体力の向上に向けた取組を進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、積極的に運動やスポーツに親しむ習慣や意欲・能力を育成します。
また、子どもたちの心身のバランスのよい発達のため、家庭と連携し、望ましい食習慣等、健康的な生活習慣の形成を促します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、すべての学校及び幼稚園でさまざまな学習活動や体験の機会を提供します。また、これらの教育活動については、東京 2020 大会後も、子ども一人ひとりの心と体に人生の糧となるようなかけがえのないレガシーとして残していけるようにしていきます。

施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進

- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、豊かな情操や基本的な生活習慣、道徳性・規範意識や思考力の芽生え、協同性や自立心を育むことが、子どものその後の成長や学び、社会とのかかわりに大きく影響を与えます。このため、幼児期の教育に必要な環境を整え、遊びや生活を通して子どもたちの健やかな成長を育んでいきます。
- 公私立の幼稚園・保育園・子ども園の連携を推進し、教育・福祉・子ども・保健等の各部門の情報共有を重視するとともに、幼児教育・保育の無償化により、保護者の選択の幅が広がっていることをふまえながら、幼児教育・保育や子育て支援事業の利用の機会を提供していきます。
- 区立の幼稚園・保育園・子ども園が交流や研修等を継続的に進め、それぞれの良さと特性を学び合い、互いの保育内容の一層の充実を図るとともに、交流や研修等について、就学前の子どもの育ちをともに担う私立の幼稚園等にも働きかけていきます。また、区内の子育て支援を担う施設と十分に連携しながら、公私立の幼稚園における子育て支援機能を充実します。
- 幼児教育・保育と小学校教育との滑らかな接続のため、指導及び支援の継続性を重視して接続期のカリキュラムを作成・実行したり、小学校と幼稚園・保育園・子ども園との連携を十分に図り、意見交換や合同研究を通して相互の教育と連続性についての共通理解を深めます。
- 生徒がスムーズに中学校生活をスタートできるよう、小学校段階の教育内容を再度取り上げて繰り返し指導するといった工夫や、小・中学校の教員が相互に授業を参観して意見交換を行ったり、共同して授業を行うなど、相互交流の一層の促進を図ります。
また、各教科の連携プログラムを活用し、効果的・効率的な学習内容の接続を図り、確かな学力の向上につなげます。

柱2

新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

子どもの教育において、新宿の伝統・文化を生きた教材として積極的にとり入れ、地域に根ざした教育を進めていくことが大切です。また、教育に対する保護者や地域の多様な要請にこたえていくために、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現します。

施策4 地域との連携・協働による教育の推進

- 学校と地域が連携・協働し、子どもたちの豊かな学びの環境をつくる地域協働学校の運営を支援します。地域の多様な人材の参画を促し、開かれた学校づくりを推進し、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。
- 地域の教育力を学校につなぎ、教育活動の充実を図るスクール・コーディネーターと、学校運営に地域住民や保護者が参画し、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支援する地域協働学校運営協議会との連携により、地域の教育力の一層の活用を図ります。
- 新宿のまちの特性を活かした教育活動を進めるため、地域協働学校の取組等を活用したキャリア教育を推進するとともに、区民、地域団体、企業や大学等との連携・協働により、芸術等を学ぶ機会として、地域の文化や歴史、芸術等の資源を積極的に活用します。

施策5 家庭の教育力の向上支援

- 保護者が家庭教育の重要性を認識するとともに、孤立することなく子育ての悩みを共有し、安心して家庭教育を行えるよう、学びの機会を提供します。
また、共働き世帯や困難を抱える家庭等、さまざまな家庭のあり方に応じた多様な形態による家庭の教育力の向上を支援していきます。
- 子育ての悩みについて保護者同士が話し合ったり、保護者と教員が共有したりしながら、互いに支え合って家庭の教育力を高めることができるよう、PTAの主体的な活動への支援を充実します。
また、保護者が学校行事等へ参加しやすくなるよう、企業等へ協力を呼び掛けていきます。

施策6 生涯の学びを支える図書館の充実

- 新宿区立図書館基本方針に基づき、「区民にやさしい知の拠点」として、電子書籍等を含む情報資源の活用に向けた検討を行うとともに、区民がより利用しやすいしくみを検討し、魅力ある図書館を実現していきます。
また、「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。
- 新宿区のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、新宿区子ども読書活動推進計画に基づき、家庭・地域・学校・行政が連携を図り、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

施策7 子どもの安全の推進

- さまざまな事件・事故や自然災害等の危険から自らの生命を守るために必要な知識や技能を身に付けさせるとともに、安全・安心な社会づくりの意義を理解し、そうした社会づくりに貢献しようとする態度の育成を図ります。

また、インターネット・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の利用に潜む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、児童・生徒の情報モラルを育成するため、学校、家庭等と連携した情報モラル教育を実施します。

- 学校安全計画及び学校危機管理マニュアルを必要に応じて検証・改善するとともに、学校施設や通学路の安全性を確保するため、必要な設備の整備・運用を図ります。

また、児童・生徒等の安全に関する課題について学校、家庭、地域が共有するとともに、PTAの主体的な活動や地域協働学校のしくみを活かすなどして、家庭や地域、関係機関等と連携・協働した安全・安心の取組を推進していきます。

柱3

時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

子どもがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、いきいきと活気ある活動を展開する学校を実現します。

施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備

- いじめや不登校にかかわる、各校や教育センターにおける取組のより一層の充実を図ります。

不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、フリースクール等との連携を図りながら、個々の児童・生徒の状況に応じた支援を推進し、多様で適切な教育機会の確保に努めます。

また、研修等により教職員の対応力を高めるほか、家庭に課題がある場合については、地域の関係諸機関や民生委員・児童委員等とのネットワークを活用し、家庭に寄り添った支援を行っていきます。

- 障害のある児童・生徒の増加に伴い、「個の状況に応じた適切な指導」をさらに推進していく必要があります。子どもの将来を見据え生きる力を育むために、学校が保護者と積極的に情報を共有する機会を持ち、他機関との連携を図っていきます。

また、児童・生徒の苦手なことや困難なこと等の特性を把握し、子どもの能力を最も伸ばす支援や指導を行うとともに、一人ひとりの確かな学びを保证する体制を整備していきます。

- 来日した日本語を母語としない外国籍等の幼児・児童・生徒が日本の学校に慣れ、円滑に生活できるよう、日本語の初期指導を行うとともに、必要な教科学習の支援を行います。

また、日本に在留する外国人の増加に伴い、学齢期の外国籍の子ども数も増えていることから、就学状況の把握に努めるとともに、就学先不明の外国籍の子どもに対する就学を促進していきます。

- 共生社会を担う子どもたちの視野を広げ、社会性を養い、豊かな人間性を育むため、障害のある子どもたちや外国にルーツを持つ子どもたちから学び合うことのできる交流・学習を進めていきます。
- 子どもたちが経済状況等の家庭環境にかかわらず確かな学力や社会性を身に付けることができるよう、放課後等学習支援及び学校図書館の放課後等開放を行います。また、学業や進路等、教育上の悩みに対して、専門家による相談体制を整えます。さらに、幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、幼稚園保護者に対する負担軽減を図るほか、就学援助等により、家庭への経済的な負担を軽減し、子どもの学びと育ちの機会を支えています。

施策 9 学校の教育力の強化

- 校長・園長のリーダーシップのもと、組織的で実行力のある学校・園運営や中・長期的な視点に立った創意工夫ある教育活動の展開を具現化するため、校長・園長の裁量予算の一定額確保や公募制等の人事権の拡充に向けた取組を進めます。
さらに、管理職のリーダーシップの強化や教職員のメンタルヘルスマネジメントも含めた学校経営能力の向上を図る研修を充実します。
- 教員が安心して本務に集中し、健康でやりがいを感じながら質の高い教育活動を継続することができるよう、教員の勤務環境の改善と働き方改革をさらに進め、子どもたちが生涯を切り拓いていける力を一層伸ばしていきます。
- 学習指導要領及び幼稚園教育要領に基づく教育課程及び授業・保育方法の改善や、新たな教育課題への対応、チームとしての学校の実現に向け、教職員それぞれの経験と職層に応じた研修や学校支援アドバイザーによる訪問指導等を体系的に実施し、教員の資質・能力の向上を図ります。特に新宿区版 G I G A スクール構想におけるタブレット端末の 1 人 1 台環境を活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実に重点的に取り組んでいきます。
また、校・園内研究や研究発表等を通して、教員の自主的な研修意欲の高揚を評価・奨励し、教員が自ら学ぶ意欲を持つ風土の醸成を図ります。さらには、学校の情報化を進め、「分かる授業」を実践するとともに、教員同士が情報を共有し、相互に教材を開発・活用できる環境づくりを進めます。

施策 10 学校環境の整備・充実

- 新宿区版 G I G A スクール構想による、タブレット端末の 1 人 1 台環境の整備により、学習活動を一層充実させるとともに、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」につなげていきます。全小学校の学校図書館を放課後等に開放するなど、子どもたちの学びの環境のさらなる整備・充実を図ります。
- 学校施設の長寿命化を基本として策定した小・中学校施設の個別施設計画に基づき、児童・生徒にとって良好な教育環境を整備していきます。
- 近年、未就学児数の増加傾向が続いていることから、特に小学校における普通教室の整備・確保を進めるとともに、再開発の動向や教育環境の変化を注視しながら、児童・生徒の学習や生活の場にふさわしい学校づくりを進めます。

第6 新宿区教育ビジョンに掲げる個別事業の点検及び評価

(1) 点検・評価シート(令和6年度分)

点検・評価シートの見方				
事業目的・事業概要 教育ビジョン個別事業冊子から抜粋			各事業の目的や主な内容を記載しています。	
教育ビジョン個別事業冊子から抜粋	第三次実行計画事業のみ	指標 令和5年度末現況 令和9年度末目標		各事業の指標に対する令和5年度末における状況及び令和6年度当初時点における令和9年度末の目標を記載しています。
		令和6年度の計画 (令和6年度当初時点)		各事業の令和6年度当初時点における令和6年度の計画を記載しています。
令和6年度進捗状況	(A)	取組状況、実績 (数値)		各事業の令和6年度取組の状況や、実績値等を記載しています。
	(B)	評価、課題		(A)欄に対する評価や目標達成に向けた課題等を記載しています。
		第三次実行計画事業のみ	令和6年度末の状況	各事業の計画に対する令和6年度末における状況を記載しています。
1年間の達成度				A:当初の想定または予定していた成果以上の成果をあげた B:当初の想定または予定していた成果をあげた C:当初の想定または予定していた成果をあげられなかった
改善内容、今後の取組方針				評価結果や課題等をふまえ、改善内容や今後の取組方針を記載しています。

個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋		担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
施策1 確かな学力の向上			
1	学力調査を活用した個々の学力の向上 国の調査に加え、小学校2年生から中学校3年生までを対象とした新宿区独自の学力調査（新宿区学力定着度調査）を実施します。教科のねらいや学習内容の定着状況を経年で把握・分析し、調査で明らかになった個々の児童・生徒の課題に沿った振り返り問題をデジタルドリルを活用して取り組ませたり、指導の改善に役立てたりすることにより、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ります。	教育指導課 各学校	- 全小・中学校での新宿区学力定着度調査の実施 中学校3年生（7月） 小学校2年生～中学校2年生（12月） - 分析結果に基づく「学力向上のための重点プラン」の作成・活用（5月・10月・3月） 「学力向上のための重点プラン」に示した授業改善策の評価・見直し
2	学校サポート体制の充実 学習指導要領に沿った教科指導への対応、また、区学力定着度調査の結果から明らかになった中学校の課題の解決に向けた取組を行うなど、各小・中学校の実情に応じたきめ細かな指導を行うために、学習指導支援員を配置します。 また、スクールスタッフや学校ボランティア等の地域の人材を活用し、学校での取組をサポートします。	教育指導課	- 学習指導支援員の配置：58人 - 児童・生徒・保護者アンケートにおける学校の授業の満足度：小学校91.9%、中学校89.8% - 学習指導支援員を対象とした研修の実施（7月・10月）
3	放課後等学習支援 授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対し、放課後等に一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導ができるよう、各校の取組として、放課後等学習支援員（スクールスタッフ）を配置し、基礎学力の定着を図っています。 また、学習習慣の定着が見られる児童・生徒に対して、家庭でも自ら進んで学習ができるよう、学習意欲がより高まるような声掛けや応用問題等の補助教材を活用した指導をするなど、自学自習のための支援も行っています。 さらに、放課後等学習支援においてもタブレット端末のデジタルドリル教材を活用するなど、個々の状況に応じた支援を進めていきます。	教育支援課 各学校	- 全小・中学校で放課後等学習支援を実施 - 学校との連絡調整や他の学習支援員への助言を行うチーフ学習支援員を各校（小学校）に配置 - 延べ参加者数 12,559人（対前年比 969人減） 小学校（29校） 6,404人 中学校（10校） 6,155人

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・新宿区学力定着度調査の結果を個人票として各学校から返却することで、児童・生徒や保護者が学習の定着状況を把握し、目標をもって学習に取り組むことにつながりました。また、調査実施後にデジタルドリルとの連動を図るなど事後指導を行ったことで、個に応じた指導が充実し、個々の児童・生徒の基礎学力の向上につながりました。 ・デジタルドリルを活用した事後指導については、教員対象の事後説明会をオンラインで実施し、個々の定着状況に応じた苦手克服カリキュラムの自動生成、個別ドリルの実施、確認テストでの定着状況の再診断等、事後学習の進め方を全校で共有し、デジタルドリルの特性に対する教員の理解が進みました。従来の指導とデジタルドリルを組み合わせた効果的な指導事例の共有を一層進め、個に応じた指導を全ての学校で確実に実施していくことが今後の課題です。 ・各校から提出された「学力向上のための重点プラン」の内容を学期ごとに確認し、各校の課題や状況に応じた指導・助言を行いました。様式に記載されたタブレット端末の活用状況に応じて定期的に指導を行ったことで、各校においてタブレット端末を活用した効果的な授業を実施することにつながりました。	B	・今後も新宿区学力定着度調査の結果を客観的な資料として有効活用し、児童・生徒の学力の定着状況を適切に把握した上で、デジタルドリルを活用した事後指導と日々の授業における個に応じた指導の充実により、学力の向上につなげていきます。 ・今後も新宿区学力定着度調査の結果を丁寧に分析し、個々の教員の授業における改善点を明確にしていきます。改善策については、「学力向上のための重点プラン」に明記し、保護者や地域にも内容を示していくことで、学校の取組に対する理解を深めるとともに、家庭教育とも連携して児童・生徒の学力の向上につなげていきます。 ・新宿区学力定着度調査や「学力向上のための重点プラン」については、今後も柔軟に内容の改善を検討できる体制を整えていきます。
・学習指導支援員は、各校1人を配置した上で、学校の学力向上に向けた計画等に基づいて追加配置し、適切に活用しました。 ・学習指導支援員を対象とした研修会では、講義や演習を通して、主体的・対話的で深い学びの視点に基づく授業づくりの基本について理解を深めることができました。 ・協働学習支援ツールやデジタルドリル等、タブレット端末に搭載されている機能は毎年内容が更新され、機能が進歩している状況であることから、学習指導支援員が授業の中で効果的に活用できるように、研修の内容も毎年見直し、改善を図っていく必要があります。 ・小学校では令和6年度から高学年で教科担任制が実施されているため、学習指導支援員の専門性に合わせて効果的な指導ができるよう、教科指導に関する研修内容の充実を図っていく必要があります。	B	・「個別最適な学び」や「協働的な学び」等、今後の学校教育に求められる課題をふまえて各校が教育計画を策定し、学習指導支援員の効果的な活用を図っていきます。 ・国や東京都、区の教育課題をふまえた研修を引き続き実施して学習指導支援員の指導力の向上を図り、新宿区の実態に合わせたサポートをしていきます。 ・令和7年度からは、小学校の教科担任制を中学年でも実施していることをふまえ、学習指導支援員が教材研究の進め方や効果的な指導方法について学ぶことができるよう校内OJTや事務局主催の研修の充実を図っていきます。
・放課後等学習支援を通じ、学校の実情に応じて、基礎的な学習内容が定着していない児童・生徒に対してきめ細かな学習指導を行いました。 - また、学習習慣の定着が見られる児童・生徒には、さらに学習意欲を高める声掛けや応用問題等の補助教材・デジタル教材を活用して自学自習のための支援を行いました。 ・タブレット端末を活用し、放課後等の学習環境を充実させている学校もあり、取組事例を共有するなど、より効果的にタブレット端末の活用が図られるよう取り組んでいく必要があります。	B	各校の実情に応じた放課後等学習支援を充実するため、学校図書館の放課後等開放の利用実態を把握するとともに、各校のGIGA端末の取組事例を共有するなど、より効果的なGIGA端末活用により自学自習や調べ学習等がしやすい環境となるよう、引き続き取り組んでいきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
4	ICTを活用した教育の充実 <第三次実行計画事業 13> 新宿区版GIGAスクール構想に基づき整備した児童・生徒1人1台のタブレット端末を、学校の授業や家庭学習で効果的に活用することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適な学びや、協働学習による深い学びを実現させます。また、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒には、オンラインによる学習指導を行うことで、児童・生徒の学習機会を確保します。 さらに、新宿区版GIGAスクール構想に基づいて学校教育の推進を図るとともに、新宿区学力定着度調査の事後指導とデジタルドリルの連動を図るなど、ICT環境の構築・運用を進めています。 引き続き、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、タブレット端末の機器更新をはじめとするICT環境の管理・運用を適切に進めるとともに、各小・中学校のICT機器やデジタル教材を活用した教育活動の推進を支援します。	教育指導課 各学校	・デジタルドリルや協働学習支援ツールを授業及び家庭学習で活用し、その学習記録の蓄積・管理による児童・生徒への適切な指導アプローチをすることで授業改善を実施しました。 ・学級閉鎖等を実施した際や、登校が困難な児童・生徒を対象としたオンラインによる学習指導を実施しました。 ・令和7年度より運用を開始するタブレット端末については学校現場の意見をふまえて選定を行いました。 ・ディスプレイ型電子黒板を普通教室に続き特別教室にも導入し、より多くの授業で活用することで多様な学びの展開や児童・生徒の学習意欲の向上につなげることができました。 ・ICT支援員の学校巡回（月4回）による教員へのICT活用のサポートを実施しました。（総支援件数：19,655件、うち授業支援に関する支援件数：5,190件） ・全区立学校において「ICT活用推進計画」を策定しました。 ・各学校が策定したICT活用推進計画において設定した重点目標のうち、「達成した」又は「おおむね達成した」目標が2つ以上の学校の割合 ：87.5% ・児童・生徒を対象としたアンケートにおいて、「ICTを活用した教育により、授業や家庭学習等に対する理解や意欲が高まった」と回答した児童・生徒の割合 ：91.0%
5	主体的・対話的で深い学びの実現 すべての教科等の学習活動で、主体的・対話的で深い学びを意識した指導を推進し、学習を通して社会で生きて働く知識や技能、多様な考えを理解し形成する思考力・判断力・表現力等や、自ら学ぶ態度や人間性等の資質・能力を育成します。 夏季集中研修会や各種職層研修等、区が主催する研修会の実施により、主体的・対話的で深い学びの趣旨や実践の工夫を区内の全教職員へ普及・啓発していきます。また、教員が実践を通して学び合い、優れた授業のイメージを共有し、授業改善への意欲を高めることができるよう、各区立学校の校内研究会やOJTの充実を図ります。	教育指導課 各学校	・採用1年目から4年目までの若手教員を対象とした研修において、「主体的・対話的で深い学び」の視点を意識した学習指導に関する研修を計画的に実施（1年次…5・10・12月、2年次…5・7・1月、夏季研…7月、3年次…10月） ・児童・生徒・保護者アンケートにおける学校の授業の満足度 ：小学校91.9%、中学校89.8%（No.2「学校サポート体制の充実」再掲）
6	外国人英語教育指導員を活用した英語教育の推進 小学校における英語教育では、低学年から英語に対する興味・関心を高め、身近な言語として感じ、また英語を活用して積極的にコミュニケーションを図ることができる能力を高めることが重要です。 このことから、外国人英語教育指導員を活用した質の高い授業を全学年で実施することにより、英語教育の充実を図るとともに、中学校においても、英語の授業や英語の部活動等に外国人英語教育指導員を指導助手として配置し、生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。 また、地域にある多様な社会的資源との連携を図るなど地域の協力を得ることで、国際社会や異文化への理解を深めながら、英語教育の充実に取り組んでいきます。	教育支援課	・外国人英語教育指導員（以下「ALT」）の全校配置 小学校1・2年生（年間10時間） 小学校3～6年生（年間35時間） 中学校1～3年生（年間70時間） 特別支援学校（14日/年 配置）

令和6年度 進捗状況	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・デジタルドリルの活用により、教員が一人ひとりの反応や学習の記録を確認し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズや学習状況に合わせて提供する個別最適な学びを推進することができました。また、協働学習支援ツールの活用により、児童・生徒一人ひとりの考え方を相互に共有するとともに、双方向の意見交換を行い、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びを推進することができました。 ・やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、オンラインによる学習指導を行うことで、学習機会の確保につなげました。 ・ICT支援員の継続的な支援により、機器の操作方法等の質問は減少し、授業におけるICT活用のためのコミュニケーションの機会や各学校における活用事例紹介や研修等の時間を確保するなど、授業支援に関する支援が増加し、教員のICTを活用した指導力の向上とともに、学校の授業改善を推進することができました。 ・児童・生徒が人工知能（AI）を正しく理解するために、教員の情報活用能力の資質向上が求められています。 ・新宿区版GIGAスクール構想は、タブレット端末の授業や家庭学習での活用促進が求められる時期を迎えています。今後は、児童・生徒が主体的にタブレット端末を使いこなし、自分に合った学び方を見つけ、学習を進めることを目指す段階へ移行するため、タブレット端末や他のICT機器の適切な運用が求められます。 ・教室内Wi-FiアクセスポイントやLANケーブル等の学校内ネットワークの機器が更新時期を迎えています。ICT環境をより効果的に運用するために、ネットワーク環境の再構築による改善に取り組んでいく必要があります。 ・ICT機器も含め、メディアへの長時間の接触や使用頻度について健康面への配慮が求められています。 ・また、デジタル学習基盤の効果的な活用や情報活用能力の向上については、文科省から中央教育審議会への諮問事項（令和6年12月）でも課題とされており、適切な対応が必要です。	B	・令和7年度より学校現場の視点をふまえて選定した新たなタブレット端末の運用を開始します。児童・生徒がタブレット端末を日常的に活用し、各学校における「個別最適な学び」、「協働的な学び」の一層の充実を促進するとともに、やむを得ず登校できない場合にもオンラインによる学習指導を行い、「学習機会の確保」を継続していきます。 ・令和6年度までに各学校の教室に整備したディスプレイ型電子黒板の活用を促進し、教員の授業の質や教育効果、児童・生徒の学習意欲の一層の向上を図ります。 ・令和7年度から、学校内ネットワーク機器を計画的に更新します。より安定した通信環境を実現できるよう、ネットワーク環境を再構築することで、児童・生徒のICT環境の充実を図ります。 ・授業でのさらなるICTの活用を促進するため、引き続きICT支援員による支援内容の充実を図り、学校の授業改善の取組を支援していきます。 ・各校でのノーマディアデーの設定等、児童・生徒が適切に使用できるよう促していきます。
令和6年度末の状況 「新宿区版GIGAスクール構想」に基づく学校教育の推進 ○個別最適な学びの推進 ○協働的な学びの推進 ○学習機会の確保 端末及びソフトウェア等の運用保守 ○タブレット端末の更新（令和7年3月） ディスプレイ型電子黒板の運用 ○特別教室へのディスプレイ型電子黒板の導入 40校（令和6年8月）		
・タブレット端末の導入期から継続して学習指導に関する研修を行ってきたことで、教科等の指導の中でタブレット端末の効果的な活用場面を見極め、従来の指導と上手く組み合わせ実践を行う教員が増えてきました。今後も、質の高い授業の実現のために必要な単元構成や指導の工夫を押さえた上で、タブレット端末の活用を効果的に授業に位置付けられるよう研修内容を工夫していく必要があります。 ・研修を通して、自己の実践を振り返ったり、他者の実践の良さに気付いたりするなど、若手教員が個々の実践を省察し、授業改善に向けた具体策を考えることにつながりました。今後も、各校の校内OJTや区が主催する研修において、教員の課題意識を適切に把握し、研修内容の改善・充実につなげていく必要があります。	B	・新宿区版GIGAスクール構想に基づき整備した児童・生徒1人1台タブレット端末の活用は、導入期から充実期に移行していることをふまえ、児童・生徒の主体的な活用の場を増やし、ICTの利点を最大限に活かした「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めていきます。 ・小学校における教科担任制の中学年への拡大、「個別最適な学び」や「協働的な学び」、次期学習指導要領の改訂の方向性等、今後の教育に求められる内容を十分に見極めて教員研修のテーマを設定し、時代の変化に対応した柔軟な研修体制を整え、教員の指導力の向上につなげていきます。
・区立小中学校の全学年にALTを配置し、多様な言語活動を取り入れた授業を行ったことで、言語や文化について児童・生徒が体験的に学ぶことができました。 ・英語教育アドバイザーを全小中学校に派遣し、ALTの効果的な活用方法等について、授業観察をふまえた指導・助言を行うことで、教育内容の充実を図りました。	B	・引き続きALTを配置し、英語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができる能力の素地・基礎を育みます。 ・英語教育アドバイザーを各校へ派遣し、ALTの効果的な活用や指導方法に関する指導・助言を行う取組を進めていきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
7	英検チャレンジ 生徒が自らの英語力を確認し、目標を持って学習に取り組むことができるようにするため、実用英語技能検定（英検）受験を希望する原則中学校2年生を対象として、英検受験にかかる費用について補助します。 合格に向け、英語の4つの技能（聞く、読む、話す、書く）による能力の向上を重視した指導を行い、生徒の英語力の向上につなげます。	教育支援課	- 英検の受験機会（検定料の補助）の提供 区立中学校2年生：190名 区立中学校3年生：228名 - 合格に向けた、英語の4つの技能（聞く、読む、話す、書く）による能力の向上を重視した指導を実施
8	サイエンス・プログラムの推進 児童・生徒の理科（自然の事物・現象）に対する興味・関心を高めるとともに、教員の指導力の向上を図るため、理科教育に優れた経験や技術を持つ人材の派遣や、理科実験教室、理科実験名人の特別授業等、さまざまなプログラムを推進します。 小学校では、観察・実験等の授業支援のため観察・実験アシスタントを配置するとともに、専門性の高い人材を理科実験名人として派遣し、特別なプログラムによる理科実験授業を行います。 中学校では、科学の力が日常生活にいかに関与しているかを学ぶため、大学と連携し先端技術を活用した授業を実施します。 また、教育センターでは、希望者を対象としてさまざまな分野の実験・観察やプログラミング学習を行う理科実験教室を実施します。	教育支援課	- 観察・実験アシスタントを配置（小学校8校） - 全区立小学校に理科実験名人を派遣（年間65回） - 早稲田大学との連携による、新宿版サイエンス・パートナーシップ・プログラム（SPP）を実施（全中学校2年生全学級） - 理科実験教室の開催（年間11回、参加児童・生徒：小学生27名、中学校11名）
9	環境教育の推進 環境の保全についての理解や自然環境の保全に寄与する態度を育成するため、学校施設においてみどりのカーテンやビオトープ、太陽光発電システム等を整備します。 学校においては、児童・生徒に身近な地域の自然環境を活用した栽培や飼育、調査活動等を通して環境学習の取組を推進します。また、こうした学校での環境学習を広く発信するため、小学校においては、地域の方を講師として招聘して学習したことや、環境について学んできたことをまとめ、オンライン等を活用して環境学習発表会を実施し、「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けた学校における環境教育の取組を推進していきます。さらに、全小中学校において、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習の時間等で「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念の理解と、学校や地域の実態に応じた学習を展開します。	教育支援課 学校運営課	「みどりのカーテン」に必要なゴーヤ苗やその他肥料等を全区立学校へ配付しました。 - 環境学習発表会の実施 令和6年度実施対象校：小学校5校 2校・3校のグループ校で令和7年1月29日（3校）、2月10日（2校）に発表会を実施

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・中学校2年生と、2年時に受験せず3年生で英検を受験した生徒を対象に、検定料の補助を行い、生徒の英語学習の意欲向上に努めました。 ・「英語教育実施状況調査（文部科学省調査）」において、中学校3年生で英検3級程度以上の生徒の割合」は64.4%となり、令和6年度の目標値（60%）を達成しました。	B	今後も、英検3級未取得の生徒を対象として「語彙力が2,100語程度で、身近な英語を理解し、使用すること」が求められる英検3級相当の英語力が身に付けられるよう、受験の勧奨を推進していきます。
・観察・実験アシスタントや理科実験名人を活用した授業を行うことで、児童の理科に対する興味・関心が高まりました。 ・理科実験教室やSPPにより、先端技術を活用した学習を行うことで、児童・生徒の科学に対する関心や意欲の向上につながりました。 ・理科実験教室の一環として、教育センター以外の会場である科学技術館で開催された「青少年のための科学の祭典」にも参加することができ、児童・生徒の理科に対する興味・関心を高めることができました。 ・学力定着度調査において、中学校の理科が全国平均を下回る結果となっており、理科教育の魅力を伝える取組を行うことが必要です。	B	・引き続き小中学校に理科の専門性の高い人材を観察・実験アシスタントや理科実験名人として派遣し、安全な観察・実験や、児童の関心・意欲を高める授業支援を行います。 ・生徒の科学に対する関心や意欲の向上、理解を深めるため、全区立中学校におけるSPPを継続していきます。 ・理科実験教室については、より多くの児童・生徒が興味・関心を持ち、学習意欲を高められるよう、内容の充実を図ります。また、参加者の増加につながるよう周知の工夫を図っていきます。
・配付したゴーヤ苗等を活用して、全校において環境教育を推進しました。 ・各校において環境に関する学習に取り組むほか、環境学習発表会については、令和6年度の実施対象校が、2校と3校に分かれてグループを組み、オンラインを活用した発表を行いました。身近な海や河川から環境問題の解決策について考えるSDGs等、各校でテーマを設定して調べたり、ゲストティーチャーを招いて学んだりしたことをまとめ、相互に発表し合うことによって学びを深め、効果的に環境教育を推進することができました。	B	・環境教育の推進に寄与できるよう、ゴーヤ苗等を各校に継続して配付していきます。 ・引き続き、全小中学校29校が5年に1回環境学習発表会を行うことを通して、環境教育を推進していきます。

個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋		担当課	令和6年度 進捗状況				
			(A) 取組状況、実績（数値）				
施策2 豊かな心と健やかな体づくり							
10	人権教育の推進 人権教育は、子どもたちが人権尊重の意義や内容を正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それがさまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが重要です。 そのために、各区立学校で、学校の教育活動全体を通じた計画的な人権教育を推進していきます。区では人権尊重教育推進校を指定し、学校で人権教育を効果的に展開するための取組について研究し、研究発表等を通して成果を各校で共有します。また、人権教育に関する優れた実践を毎年リーフレットにまとめて区内の全教職員へ配付し、実践の普及・啓発を図ります。	教育指導課 各学校	・人権教育推進委員会の実施：年間3回 ・人権教育の理解・啓発を図るための人権尊重教育推進委員会だより（リーフレット）の作成、全校への配付 ・人権尊重教育推進校の指定：1園2校（あいじつ子ども園、牛込仲之小学校、落合第二中学校） ・令和6年度全国中学校人権作文コンテスト東京都大会作品提出（中学校7校）、人権メッセージ発表（小学校1校）、人権の花運動（小学校3校）を各校で実施 ・全教員を対象としたアンケートにおいて、「人権課題（LGBTや障害者等）に配慮して児童・生徒に接している」と回答した教員の割合：97.8%				
11	道徳教育の充実 「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）の時間を中心に、学校の教育活動全体を通して道徳教育を展開します。児童・生徒が自己を見つめ、他者との対話や協働を通して物事を多面的・多角的に考えて自己の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育むことができるよう、発達段階に即した指導内容の重点化や体験活動の充実を図るとともに、道徳教育推進教師を中心に全教員が協力して道徳教育を行う体制を推進します。 また、道徳授業地区公開講座を実施し、学校、家庭及び地域社会が連携して道徳教育の充実に取り組んでいます。 さらに、道徳科の学習指導の工夫・改善のために道徳教育に関する教員研修会等を実施し、各区立学校の道徳教育の充実を図ります。	教育指導課 各学校	・各校において、道徳教育推進教師を中心に全教員が協力して道徳教育を推進 ・全区立学校で道徳授業地区公開講座の授業公開や意見交換会を実施（小学校29校、中学校10校、特別支援学校1校）				
12	平和教育の推進 ＜第三次実行計画事業 57「平和啓発事業の推進」を含む＞ 児童・生徒が平和の尊さを実感的に捉え、平和な社会を築こうとする意欲や態度を育むため、各教科や道徳科、総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して平和教育を推進します。 また、「平和のポスター展」の作品づくりや、戦争体験者DVDの活用等を通して、平和や命の尊さを考える取組を行います。 <table><tr><td>指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】</td></tr><tr><td>平和啓発事業への参加者数 500人／年 【500人／年】 区政モニターアンケートにおいて平和について「大切だと考える」と回答した区民の割合 ー【95%】</td></tr><tr><td>令和6年度の計画（令和6年度当初時点）</td></tr><tr><td>平和のポスター展の開催</td></tr></table>	指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】	平和啓発事業への参加者数 500人／年 【500人／年】 区政モニターアンケートにおいて平和について「大切だと考える」と回答した区民の割合 ー【95%】	令和6年度の計画（令和6年度当初時点）	平和のポスター展の開催	教育支援課	・平和のポスター展を実施 【応募点数】 小学校（28校） 1,688点 中学校（8校）・特別支援学校（1校） 387点 ・平和のポスター作品応募者アンケートにおいて、「平和意識が向上した」と回答した児童・生徒の割合 94.3%
指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】							
平和啓発事業への参加者数 500人／年 【500人／年】 区政モニターアンケートにおいて平和について「大切だと考える」と回答した区民の割合 ー【95%】							
令和6年度の計画（令和6年度当初時点）							
平和のポスター展の開催							
13	障害者理解教育の推進 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。その際、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる区独自の教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。また、新宿区手話言語条例と関連した取組や新宿区社会福祉協議会と連携した交流活動の充実を図ること、障害者スポーツの体験を通して学ぶことができる障害だけでなく、聴覚障害やその他の多様な障害に対する児童・生徒の理解についても深めていきます。	教育指導課 各学校	・スポーツ体験を中心とする障害者スポーツ体験事業の実施（40校。ブラインドサッカー、ゴールボール、ボッチャ、座位バレーボール、車いすバスケットボールから選択） ・障害者理解教育推進教材を全校に配布し、事前・事後学習等で活用（40校） ・児童・生徒のアンケートにおいて、「障害のある方々への理解が深まった」と回答した割合：97% ・障害者スポーツ体験実施後の学校アンケートにおいて、「児童・生徒は、学習によって障害者スポーツや障害に対する関心が高まった」と回答した割合：100% ・新宿区社会福祉協議会と連携した教育活動（幼稚園1園1回、小学校15校23回、中学校1校1回）				

令和6年度 進捗状況	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・人権尊重教育推進委員会だより（リーフレット）を作成し、幼稚園、小・中学校の実践事例や教職員の人権感覚向上のための取組を紹介し、全校で成果を共有しました。 ・令和6年度は、人権課題「外国人」をリーフレットのテーマに取り上げました。今後も、多様にある人権課題の中から、区の特徴や児童・生徒の実態をふまえて適切なテーマを選択し、リーフレットを通して全教員と共有していく必要があります。	B	・引き続き、新宿区の地域特性や幼児・児童・生徒の実態及び社会状況に応じた人権課題を取り上げ、各校・園の実践を人権尊重教育推進委員会だよりに掲載し、全区立幼稚園及び小・中学校に周知していきます。 ・人権尊重教育推進校における、教員の人権感覚の高まりや園児・児童・生徒の人権意識の向上を図る取組の成果について、より積極的に区立幼稚園及び小・中学校に発信していきます。
・道徳授業地区公開講座については、各校で授業公開や意見交換会を実施し、学校が家庭や地域社会と道徳教育について考える機会となりました。 ・引き続き、児童・生徒や家庭、地域社会の実態をふまえたテーマを考え、道徳授業地区公開講座の内容を充実させていく必要があります。	B	多くの保護者や地域の人々が学校の道徳教育に関心をもち、学校と連携して道徳教育を進めていくことができるよう、道徳授業地区公開講座のテーマや実施方法等を引き続き工夫していきます。
・平和のポスター展では、新宿区立小・中学校・特別支援学校から応募のあった2,075点のうち、最優秀賞・優秀賞・優良賞（58点）を区役所本庁舎で展示しました。また、各特別出張所で地域の学校の最優秀賞・優秀賞・優良賞作品を展示しました。ポスター作成を通して平和教育の啓発・普及を図ることができました。 ・「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和に関する認識を深めるための啓発普及活動を推進することができたことから、計画どおりと評価します。 令和6年度末の状況 平和のポスター展の開催（応募総数2,075点）	B	令和7年度は我が国の終戦から80年、新宿区平和都市宣言から40周年となります。戦争の体験者が減っている現在、本区の児童・生徒が平和に関する意識を高めることができるよう、引き続き平和のポスター展の取組等を進めていきます。
・各校が計画通り障害者スポーツ体験活動と事前・事後学習を行うことができ、児童・生徒の障害に対する理解を深めることにつながりました。 ・今後も東京2020大会後のレガシーとして、共生社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。 ・障害者理解教育推進教材については、各校で計画的に活用されました。令和6年度は、聴覚障害やデフリンピックの内容を新たに掲載し、全校の事前・事後学習で活用され、東京2025デフリンピックの機運醸成や聴覚障害への理解が深まりました。 ・一部の幼稚園及び学校では、新宿区社会福祉協議会との連携により、障害者スポーツ体験以外の体験活動を実施し、さまざまな障害があることや人々が障害と向き合い前向きに生活していることを学びました。また、新宿区手話言語条例と関係した取組の充実を図り、新宿区聴覚障害者協会や新宿区手話サークルの講師を学校に派遣し、体験活動や交流の充実を図ることができました。	B	・東京2020大会のレガシーとして、障害者スポーツ団体や新宿区社会福祉協議会等と連携しながら、障害者スポーツ体験を軸とした障害者理解教育を推進していきます。 ・令和7年度は、東京2025デフリンピックの開催年度であることから、障害者理解教育推進教材を活用した学習を引き続き進めるとともに、希望する学校は大会の観戦を実施し、児童・生徒が競技に取り組む人々の姿から学ぶ機会を創出していきます。学習を通して、児童・生徒の聴覚障害への理解や関心を一層深めることができます。 ・引き続き、新宿区社会福祉協議会と強固に連携し、デフリンピックを契機とした聴覚障害者に関する学びや新宿区手話言語条例と関係した取組の充実を図っていきます。 - また、新宿区社会福祉協議会を通じて、新宿区聴覚障害者協会や新宿区手話サークル等との連携を強化し、各校での交流活動の一層の充実につなげていきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
14	主権者教育等の推進 選挙年齢の引き下げをふまえ、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の一員として主体的に担う力を、発達段階に応じて養っていきます。また、小・中学生向けに配付している「新宿区自治基本条例パンフレット」等を活用して、児童・生徒に対し自治意識の基礎を育むことができるようにしていきます。 このほか、法の基礎にある理念や原則を学ぶ「法教育」や納税のしくみを学ぶ「租税教育」をはじめ、「年金教育」「金銭・金融教育」「消費者教育」等の実社会につながる学習を各小・中学校の年間指導計画に位置付け、関係機関と連携を図りながら実施します。	教育指導課 各学校	・全区立学校に「新宿区自治基本条例パンフレット」を配付して活用を促し、児童・生徒の自治意識の基礎を育みました。 ・選挙管理委員会と連携した体験事業を実施し、選挙や投票に関する知識等を体験的に学ぶ機会を設けました。（小学校24校、中学校9校。中学校は生徒会選挙支援） ・小・中学校の特別活動や中学校の社会科公民的分野では、身近な課題を基に、よりよい生活のためにルールや決まりを設定することの重要性を学ぶ実践を行いました。 ・全区立学校において、租税教育や消費者教育等と関連した内容を年間指導計画に位置付け、計画的に指導を進めました。
15	キャリア教育の推進 児童・生徒が、自らの職業や進路、生き方について考え、目標を持って自立的に生活できるよう、特別活動の時間を中心に各教科等における学習を通じてキャリア教育を推進し、社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成を図ります。 小学校では、将来の生活や社会、職業等との関連を児童が意識できるよう、「職場見学」や社会人講話、地域とかかわる活動等を行います。中学校では、勤労の尊さや生産の喜びを感じ、自己の能力や興味・関心等についての理解を深める活動として、中学校2年生を対象に「職場体験」活動を実施するとともに、さまざまな取組を通して、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、指導や援助を行います。 小学校の「職場見学」や、中学校の「職場体験」については、スクール・コーディネーターや地域協働学校運営協議会が中心となって受け入れ事業所との調整を行い、効果的に実施するとともに、児童・生徒と地域との結び付きを強めています。今後も、地域協働学校の取組等を活用して、地域によるさまざまなキャリア教育を支援し、地域の活性化を図るとともに、キャリア教育の充実を図っていきます。	教育支援課 各学校	・中学校における職場体験及び小学校における職場見学の実施 中学校全校で職場体験を実施 各小学校は各校において職場見学を実施
16	国際理解教育及び英語教育の推進 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、児童・生徒が国際社会や異文化への理解を深めるとともに、多様な文化を尊重できる態度を育むため、留学生や地域の外国人等との交流を通じて外国の文化に親しむ機会を設定するなど、グローバルな関心を育む教育活動を支援し、国際理解教育を推進します。 また、児童・生徒が英語だけの環境に身を置き、ネイティブスピーカーである講師との交流やプログラムでの体験を通して自然な形で英語に触れ、親しむことで、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、グローバルな関心を育みます。	教育支援課 各学校	・国際理解教育 総合的な学習の時間に、海外経験のあるシニアボランティアや留学生との交流を行うことで、児童・生徒の国際理解教育の推進に寄与する授業を実施しました。 延べ8時間（1校 2か国の生活や文化の説明） （No.58 「外国籍の子どもや保護者への教育支援等」総合的な学習の時間における国際理解教育支援 再掲） ・英語キャンプの実施 感染症対策を徹底し、2泊3日の英語キャンプを実施しました。 会場：女神湖高原学園 ①小学生の部：令和6年8月4日～6日（138名） ②中学生の部：令和6年8月7日～9日（73名） 事業に参加した児童・生徒へのアンケートにより、英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答した割合：88.9%
17	伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実 日本や地域の伝統文化や芸術に親しみ、郷土である新宿への愛着や伝統文化の継承・地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むとともに、豊かな情操を培うため、伝統文化や芸術等を学ぶ機会の充実を図ります。 伝統文化理解教育については、小学校で日本の伝統文化の体験教室（日本舞踊・落語・和妻・能楽〔狂言〕）を実施するとともに、中学校では、新宿区の地場産業である染色業の学習や、和楽器演奏体験等を実施します。 さらに、芸術等を学ぶ機会として、区内美術館を活用した美術鑑賞教室や、プロの楽団・劇団による演奏・演劇等の鑑賞教室を実施します。 こうした児童・生徒が伝統文化や芸術等を学ぶ多様な機会を継続していくことで、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして残していけるようにしていきます。	教育支援課 各学校	・伝統文化体験教室の実施（小学校29校） 日本舞踊・落語・和妻・能楽（狂言）から1つを実施 ・染色業の学習（中学校10校） 染色業に関する講演や体験 ・和楽器体験（中学校10校） 箏・三味線等 ・年度によって内容を変更して、教員研修を実施しています。令和6年度は能楽についての教員研修を7月22日に実施しました。

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
- 教科書の内容に合わせて、新宿区が配付している「新宿区自治基本条例パンフレット」や「消費者教育用教材」を活用することで、主権者としての基礎的な知識の理解や社会の一員としての意識の醸成につながりました。 - 選挙管理委員会と連携した体験授業等、関係機関と連携した多様な教育活動を取り入れ、体験的な学びの充実につながりました。	B	- 引き続き、「新宿区自治基本条例パンフレット」等の区が作成した教材の活用や関係機関と連携した教育活動について、優れた取組を全校で共有し、主権者教育の充実につなげていきます。 - 消費者教育については、成年年齢の引き下げをふまえた教育を小・中学校の社会科や家庭科においてさらに充実させていきます。 - その他、租税教育等の実社会につながる学習を、引き続き年間指導計画に位置付けて実施していきます。
- 令和6年度は、中学校全校で3日間の職場体験を実施することができました。 - 職場見学を行った小学校では、地域協働学校の人材を講師として招き、興味をもった職種の講師の方から児童が直接話を聞いたり、交流したりするなど、工夫してキャリア教育を推進しました。 - 地域社会とのかかわりを深め、主体的に取り組む態度を育てる活動に取り組んでいる小学校では、ウェディングプランナーや弁護士、パティシエの方等にゲストティーチャーを依頼し、職業学習を行っています。地域の人と関わることで地域の方々の温かさに触れ、自分の生き方について学ぶことができました。このことから、地域の活性化を図るとともに、キャリア教育の充実を図ることができたものと評価します。	B	引き続き、新宿区商店会連合会、各校の地域協働学校運営協議会等の協力を得ながら、児童・生徒が地域との結びつきを深め、多様な経験ができるよう、受け入れ事業所との調整を行います。事業実施を通し、地域の活性化を図るとともに、児童・生徒のキャリア教育を推進していきます。
- 国際理解教育 総合的な学習の時間における国際理解教育支援においては、実施を予定していた学校で学級閉鎖により実施できなかった学校がありましたが、活用した学校において充実した授業を実施することができ、授業協力ができたと評価します。 - 英語キャンプの実施 各小中学校に周知用ポスターを配布し、参加者募集のお知らせがより児童・生徒の目に留まりやすくなるようにしたことで、令和5年度に比べ小学生の部46名、中学生の部4名増加しました。 アンケートでは、約9割が英語キャンプを通じ、英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答しており、効果的な外国語によるコミュニケーション能力向上とともにグローバルな関心を育むことができたことと評価します。	B	- 国際理解教育について、引き続き、学校の実情に応じて、授業支援を行っています。 - 英語キャンプについて、令和7年度も宿泊型の英語キャンプを実施します。 また、中学生にとっても英語学習や国際理解教育に対する興味関心を一層高め、より魅力的なプログラムとなるよう運営事業者と協議しながら内容の充実にも努めていきます。 - 今後も、東京2020大会のレガシーとなる取組として、児童・生徒が国際社会や異文化への理解を深めるとともに、英語によるさまざまな国の外国人とのコミュニケーションを通じて、国際理解教育の推進を図るため、各事業を実施していきます。
児童・生徒のアンケート結果では、「伝統文化の素晴らしさを実感した」と回答した割合（「とても感じた」の割合）は77.5%、肯定的な回答は97.8%でした。 児童・生徒からは、「落語は絵や映像がないのに言葉と身振りだけで場面が伝わってくるのがすごいと思った。」「講師の先生が50年も伝統文化のために働いていることに誇りを感じた。」「体験を通して、伝統文化の素晴らしさを改めて感じ、染色以外の伝統文化を知るきっかけとなった。」といった感想が寄せられ、目標の達成に向けて成果を上げることができました。	B	- 伝統芸能の専門家や区内で染色業に携わる職人の方による授業を実施することで、児童・生徒が体験的に伝統文化に触れる機会を提供し、郷土新宿への愛着や伝統文化の理解につながる取組を引き続き全校で行っていきます。 - 今後も、東京2020大会のレガシーとなる取組として、児童・生徒が新宿区に伝わる伝統や文化を学ぶことのできる機会を提供していきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
18	幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実 友人との良好な関係や集団への積極的なかわりを生み出すために必要な資質や能力を育成するため、幼稚園・保育園・子ども園の幼児と小学校の児童との交流や異学年交流、特別な支援を必要とする児童・生徒との交流及び共同学習等の活動を充実します。	教育指導課 教育支援課 各学校	・保幼小連携教育の実施（全小学校） ・異学年交流の実施（全小・中学校） ・異文化理解や共生の態度を育む国際理解教育の実施（全小・中学校） ・特別な支援を要する児童・生徒との交流 副籍の状況 小学校（28校）：90名 中学校（8校）：48名 ・通常の学級と特別支援学級における校内での交流の実施 小学校：6校 中学校：3校 ・新宿養護学校と鶴巻小学校・西新宿小学校・四谷中学校・西新宿中学校での交流の実施 （No.60 「副籍交流」「交流及び共同学習」再掲）
19	児童会・生徒会活動の充実 異年齢の児童・生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図る児童会・生徒会活動を通して、合意形成を図ったり、意思決定をしたり、人間関係をよりよく形成したりすることができる思考力・判断力・表現力や、多様な他者と互いのよさを活かして協働し、よりよい学校生活をつくろうとする態度等の資質・能力を育成します。	教育支援課 各学校	・生徒会役員交流会の実施（全中学校・新宿養護学校の生徒会役員11校・ハイブリッド型での実施※新宿養護のみオンライン参加） ・各学校の生徒会活動を紹介する交流誌の作成及び全生徒への配付
20	体験的な活動の推進 人や物と実際に触れ合ったり、社会と直にかかわったりする体験を通して、子どもの豊かな人間性や社会性、自ら学び考える力等、生きる力の基盤を育みます。職場体験、社会奉仕体験、交流体験、文化体験等のさまざまな体験活動を各区立学校で教育課程に位置付け、計画的に推進します。 また、合唱や演奏、英語による体験活動、環境に関する学習発表等、児童・生徒が保護者や地域の方へ学習の成果を発表したり、多様な他者と協働したりする機会を支援するとともに、各区立学校の進んだ事例を共有し、工夫・改善につなげます。	教育指導課 教育支援課 各学校	【体験的な活動の実施】 ・小学校音楽鑑賞教室（東京芸術劇場） ・中学校音楽鑑賞教室（東京芸術劇場） ・劇団四季によるこころの劇場（練馬文化センター） ・小学校演劇鑑賞教室（なかのZERO） ・小学校音楽の集い（四谷区民ホール） ・中学校生徒演奏発表会（中止） （以上は、新宿文化センター改修工事のため、開催場所を変更して実施） ・英語学芸発表会 ・小・中学校移動教室
21	移動教室等における自然体験活動の実施 児童・生徒の情操の育成、心身の鍛錬、集団生活体験による社会性の育成等を目的として、移動教室等での自然や文化等に親しむ体験活動を実施します。 小学校6年生の移動教室では、日光・館山・伊那・河口湖で地域の特性を活かした生活や文化・社会活動を中心とした体験学習を行い、中学校及び小学校5年生の移動教室では女神湖高原学園を活用した自然体験・野外活動等を中心とした体験学習を実施します。 また、小・中学校特別支援学級合同移動教室では、自然の中での宿泊体験を通し、他校の友達との交流も深めます。	教育支援課	感染症対策等を徹底し、各宿泊行事を実施しました。 【小学校移動教室（5年生）】 ・女神湖高原学園（29校）：1,593名 【小学校移動教室（6年生）】 ・館山（5校）：225名 ・日光（13校）：748名 ・伊那（4校）：186名 ・河口湖（7校）：435名 【中学校移動教室（10校）】 ・女神湖高原学園（1年生）：856名 ・女神湖高原学園（2年生・スキー）：876名

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・保幼小連携教育の推進として、全小学校と区立幼稚園で保・幼・子・小合同会議等を実施しました。就学前教育と幼稚園・小学校の円滑な接続についての理解を深めると同時に、教員間の連携が図られました。 ・特別な支援を要する児童・生徒との交流については、オンラインでの実施や、感染症対策を行いながら、児童・生徒の実態に応じて、都立及び区立の特別支援学校との直接交流及び間接交流を行いました。副籍交流により、地域の学校の情報を得ることができたほか、多様性を活かした学びを促進することができました。 ・通常の学級と特別支援学級間での交流については、児童・生徒の実態に応じて、学校行事やクラブ活動等において実施しました。 ・新宿養護学校では鶴巻小学校・西新宿小学校・四谷中学校・西新宿中学校との交流を行いました。	B	・幼児・児童・生徒間の交流活動については、幼児と児童との交流活動や縦割り活動等を通して、異年齢の子どもたちが互いに協力・協働する互恵的な活動を実施していきます。 ・特別な支援を要する児童・生徒との交流については、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことができるよう、必要に応じてICTを活用したコミュニケーション等の工夫を行いながら、副籍交流等を実施していきます。
・令和6年度の生徒会役員交流会では、「未来を切り拓く生徒会～多様性をリスペクト!」を全体テーマとして、各校の生徒会の特色や取組について紹介し合った後、4つのグループに分かれ、各々のテーマについて協議しました。 ・全員で意見交換することにより役員同士の交流を深め、各校でより良い生徒会活動を行おうという意欲を高めることができました。	B	異年齢の生徒同士での協力や、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けた生徒の自主的、自発的な取組等、生徒会活動の目標を達成するため、引き続き生徒会役員交流会の実施により、生徒会活動を支援していきます。
・新宿文化センター改修工事に伴い、開催場所や開催時期を変更しながら、各種体験活動を実施しました。学校代表や各部会の委員の協力により、円滑に行うことができ、学校外での体験や交流を通して、他者との関わりや学びを深めることができました。 ・小学校演劇鑑賞教室については、第6学年で実施している「こころの劇場」との事業目的・取組内容の重複が見られるため、授業時数の確保の面から、今後の取り組み方について検討を進めていく必要があります。	B	・文化体験や児童・生徒間の交流等、効果的な体験活動ができるさまざまな発表会や、自然との触れ合いや集団生活を体験できる移動教室等を継続して実施していきます。 ・令和7年12月まで新宿区立文化センターが大規模改修期間中であるため、引き続き実施時期等を検討し対応していきます。 ・小学校演劇鑑賞教室については、小学校の校長会との意見交換を行い、学校が取り組みやすい方法について検討していきます。
・感染症対策等を徹底したうえで各宿泊行事を行い、体験活動を実施することで、児童・生徒の情操の育成や心身の鍛錬、社会性の育成につなげるができました。 ・令和6年度より、これまで「夏季施設」として実施していた小学校5年生の女神湖高原学園での宿泊行事を教育課程に位置付け、「移動教室」として実施しました。 ・小学校6年生の移動教室については、館山、日光、伊那の3箇所で開催していましたが、児童数の増加や宿泊先の状況により、令和5年度にモデル校実施により検証した河口湖を令和6年度から新たに加えました。 ・日光について、これまで利用していた宿泊施設が、令和6年度をもって廃止となる旨連絡を受けたため、新たな宿泊施設について現地調査を行い、令和7年度に向け4か所の宿泊施設を確保することができました。 ・宿泊施設の修繕等により、受入人数に制限がかかるため、大規模校においては宿泊先の変更を検討する必要があります。	B	・今後も、宿泊行事を安全に実施できるよう取り組んでいきます。 ・令和7年度において日光については、新たに4か所の宿泊施設で移動教室を実施するため、事前調整を綿密に行っていきます。 - 引き続き、小学校長会と「移動教室等検討会議」を設置し、小学校の移動教室等における諸課題の解決に向け、協議を進めていきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
22	部活動運営支援事業 「新宿区立学校における部活動ガイドライン」をふまえ、部活動指導員を配置し、児童・生徒の部活動等を支援します。 また、令和5年度から、部活動指導員の配置業務の一部を専門事業者に委託し、より一層、質の高い部活動環境を目指すとともに、教員の働き方改革を推進します。	教育支援課	- 部活動指導員の配置 部活動指導員の配置業務の一部を運営事業者に委託し、令和6年度は、62部活動に部活動指導員を配置しました。（令和5年度 30部活） 部活動指導員（会計年度任用職員）：3人 部活動指導員（委託）：62部活動（うち運動部43、文化部19） 部活動指導員（委託）配置校数：小学校15校、中学校10校 【部活動指導員導入後のアンケート結果】 ・部活動指導員を入れたことで部活動の質や参加意欲が上昇したと感じた児童・生徒の割合 94%（目標値85%） ・校務に充てる時間や休暇をとる機会が増えた、または部活動の負担が減少したと感じた教員の割合 87%（目標値85%） - 部活動支援研修の実施 11月11日（月）参加者41人 - 地域部活動に関する調査・検討 学校部活動の地域移行へ向けた検討と日頃運動習慣がない子どもの運動機会の提供を目的に、学校の管理下から離れた運動の機会の提供「ゆる部活」を地域移行の試行的取組として実施しました。 実施場所 西新宿中学校 武道場 実施内容 ダンス、ボッチャ、風船バレー等の軽運動 実施回数 9回 登録人数 12名 - 学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画の策定 国・都が進める学校部活動の地域連携・地域移行の改革推進期間（令和5～7年度）における区の取組について示した計画を策定しました。
23	スポーツへの関心と体力の向上 児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、引き続き、小・中学校で「スポーツギネス新宿」を実施します。（中学校では授業やその合間に実施できるダブルダッチを中学校版「スポーツギネス新宿」に位置付けています） 記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。 また、就学前から中学校までの子どもの体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体力づくりを推進するため、国と東京都が実施している全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。	教育指導課	「スポーツギネス新宿」を全小・中学校で実施 - 小学校では、成績優秀者を各校で表彰（3月） - 中学校では、時間内での跳躍回数を競うスピード競技と音楽に合わせたダブルダッチを用いたダンスを行うパフォーマンス競技で構成するダブルダッチチャレンジを実施し、成績優秀者の演技の様子をDVDに収録し、全中学校に配布（3月） - 小・中学校の体力テストと幼稚園を対象とした区独自の体力テストを実施（全幼稚園、全小・中学校） - 小学校体育科における「体育指導リーフレット」を作成し、配布（3月、全小・中学校） - 令和5・6年度の教育課題研究校として「基礎体力の向上」をテーマに花園小学校と淀橋第四小学校を指定し、実践の成果を全校に発表（10月）
24	食育の推進 学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。また、学校独自の食育活動として、朝食メニューコンテストにより子どもが自ら献立を考え、食材への理解を深めながら健康的な食習慣を身に付けたり、伊那市との友好提携事業による直送品の給食利用や内藤かぼちゃ・鳴子うり等の伝統野菜の栽培・調理を通じて、地域の名産品や食にかかわる歴史等を学ぶなど、多様な食育活動を支援していきます。	教育指導課 （学校運営課）	- 年間2回の食育リーダー連絡会を実施（6月、1月） - 生活科や総合的な学習の時間等を活用し、各校において野菜の栽培や米作り、地域の名産品を活用した学習等を実施（全幼稚園、全小学校） - 令和4年度に改訂した「新宿区学校食育計画」を基に、各校・園が学校食育計画を作成し、年間を通じた計画的な食育を実施（全幼稚園、全小・中学校） - 伊那市との友好提携事業による直送品給食利用の実施

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・部活動指導員の一部委託化を実施し、学校需要に応じた部活動等を支援することができました。民間提案制度の効果検証のため、児童・生徒、教員を対象にアンケートを実施し、いずれも目標値を達成することができました。この結果をふまえ、部活動指導員の配置が部活動の質の向上及び教員の負担軽減につながったものと評価します。 ・学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画に基づき、部活動の地域連携・地域移行について検討を進めていく必要があります。	B	・委託による部活動指導員の成果や運営事業者の履行状況の検証を行うため、事業者との定期的な協議や各校への巡回指導等を通じて、適切な指導体制を確保します。 ・今後も学校が求める人材を継続的に確保し、魅力ある学校づくり、教員の働き方改革の推進に寄与していきます。 ・国や都が進めている地域移行の取組については、国や都、また先進自治体の取組を注視しながら、区民・地域団体・スポーツ団体等で構成する「スポーツ環境会議」等とも定期的に情報の共有を図るとともに、小・中学校長等で構成する「地域部活動検討部会」と意見交換を行っていきます。
・小学校の「スポーツギネス新宿」では、児童がタブレット端末から直接エントリーできるようにし、教師の入力負担軽減と児童の意欲向上につながりました。タブレット端末を活用したエントリー方法は、活用されていない学校もあるため、今後も周知を計画的に進めていく必要があります。 ・中学校の「スポーツギネス新宿」では、全ての学校にダブルダッチの講師を派遣するとともに、記録会で好記録を残した学校の演技の様子をDVDに収録し、生徒の取組意欲の向上につなげました。今後は、各校の取組状況やこれまでの課題を分析し、体力向上推進委員会で保健体育科の教員の意見も確認した上で、「走力の向上」等新しい取組の導入についても検討していく必要があります。 ・幼稚園や小・中学校では、体力テストの結果を分析し、各校・園の課題に応じて計画的に体力向上の取組を進めました。 ・「体育指導リーフレット」では、体育科の主な領域を網羅した指導の手引書を作成し、各校における体育指導の充実につなげました。手引きにはQRコードを記載し、各校や区教育研究会が作成した体力向上に係る動画等を教員がタブレット端末で視聴できるようにしました。 ・教育課題研究校では、体力向上に向けた効果的な取組について研究を推進し、令和6年10月の発表において実践の成果を全校で共有し、効果的な取組を他校に広げることにつながりました。	B	・小学校の「スポーツギネス新宿」について、令和5年度から児童がタブレット端末から直接エントリーできるようにしましたが、各校の活用率はまだ低い状況です。年3回以上活用の周知を行うとともに操作方法の改善をさらに進めていきます。 ・中学校の「スポーツギネス新宿」については、全ての運動の基礎となる「走力の向上」に着目し、個々の生徒が正しい走り方を身に付け走力の向上につなげることができる取組を新たに取り入れています。 ・今後も、体力テストの結果について分析し、体力向上への取組の充実につなげていきます。 ・作成した「体育指導リーフレット」について、体育担当教員を対象とした実技研修で活用し、各校の体力向上と安全指導の充実につなげていきます。
・食育リーダー連絡会の第1回では、「朝食を摂ること」をテーマとし、これまで各校・園で行ってきた取組の成果と課題について協議しました。第2回は、講師を招聘し、「発達障害等特性のある子どもの食育指導」について学びました。連絡会の実施により、各校の食育推進リーダーが食育の理論や実践に関する理解を深めることにつながりました。 ・各校が教科等の学習と関連させ、計画的に食育の学習を進めたことで、地域の資源を活かした特色ある活動が各校で展開され、幼児・児童・生徒の食に関する理解の深まりにつながりました。	B	・今後も、社会情勢や学校・園のニーズをふまえた内容で食育リーダー連絡会（年間2回）を実施し、食育の充実につなげていきます。 ・改訂した「新宿区学校食育計画」の内容が各校・園の食育計画に反映され、食育が計画的に進められるように、各校・園に対して指導や助言を行っていきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
25	子どもの生活習慣病の予防 小児期から始まっているとされる生活習慣病の早期発見・早期治療と健康的な生活習慣を身に付けるための契機とすることを目的に、小学校は4年生以上、中学校は全生徒を対象に、希望する児童・生徒に対し小児生活習慣病予防健診を実施します。 要医療と判定された児童・生徒の保護者に対しては、新宿区医師会から発行される紹介状を交付し、専門医療機関での治療を勧奨します。要指導と判定された場合は、生活習慣改善のために各家庭で取り組んでもらう事項を記載したリーフレット配付するとともに、区内4か所の保健センターで実施している健康・栄養相談の利用を勧奨します。	学校運営課	・小中学校及び特別支援学校を通じて健診対象の全児童・生徒及び保護者あてに健診実施通知を配付し、受診勧奨を実施しました。また、通知は英語、中国語、ハングルに翻訳し、外国籍の保護者にも理解できるように配慮しました。 ・健康診断は、夏季休業期間において、区内指定医療機関等での健診及び集団健診を7月下旬と8月中旬に実施しました。受診率については、令和5年度と比較し、小学生では低下しましたが、中学生では上昇しました。 【実績】 ○小学生 令和6年度 2.46%（令和5年度 3.27%） ○中学生 令和6年度 1.39%（令和5年度 1.21%）
26	スクールカウンセラーの配置 全区立小・中学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安について、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行い、児童・生徒の状況や解決すべき課題の把握に努めます。 また、教職員に対して助言や提案を行い、教職員と連携した校内体制の充実を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。	教育支援課	・スクールカウンセラーを全小・中学校に週2～4日程度派遣（区費による配置20人、都費による配置42人） ・都及び区スクールカウンセラーによる連絡会の実施（年3回） ・各学校・園の教育相談担当者・区スクールカウンセラー、教育相談室職員を対象とした教育相談研修会の実施（年3回） （No.61「専門人材を活用した教育相談体制の充実」スクールカウンセラー配置の再掲）

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・令和6年度については、これまで所見がある児童・生徒に限り配布していたリーフレットを、新たに小学4年生及び中学1年生全員へ配布を行い受診勧奨を強化しました。結果として、小学生では受診率の低下が見られましたが、中学生では受診率が上昇しました。 ・保護者の間でも子どもの健康や生活習慣への関心は年々高まっていることから、受診が必要な児童・生徒の受診等も含め、受診率の向上に繋げていく必要があります。また、受診率の向上にむけて、引き続き小学4年生及び中学1年生全員へのリーフレットの配布を継続するとともに、効果的な配布方法について検討していきます。	B	・子どもの生活習慣病について、さらなる啓蒙を進めていく必要があると認識しており、リーフレットの効果的な配付方法等について、改善を進めていきます。 ・今後も健診対象者の受診が増加するように勧奨を継続していきます。
・日常生活や親子関係等の悩みについてもスクールカウンセラーが対応し、児童・生徒や保護者を対象としたカウンセリングを行いました。 ・「学校評価等を活用した学校長への質問紙調査結果（学校と関係機関の十分な連携ができていると回答した割合）」は85.2%で、専門人材を活用した教育相談体制の確保が概ねできました。	B	児童・生徒や保護者の不安や悩みについてスクールカウンセラーが相談に応じ、心の健康問題に対応していきます。

個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋		担当課	令和6年度 進捗状況				
			(A) 取組状況、実績（数値）				
施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進							
27	公私立幼稚園における幼児教育等の推進 幼児教育・保育の無償化が始まり、公私立幼稚園の保護者の負担軽減を図ることにより保護者の選択の幅が広がる中、区立幼稚園及び区内の私立幼稚園に対して、幼稚園需要への対応及び質の高い幼児教育を提供するための支援を行うことで、公私立幼稚園における幼児教育等の充実を図ります。 また、子ども・子育て支援事業計画で設定した幼稚園における3年保育や預かり保育の需要に対して、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していきます。	学校運営課 (教育指導課)	【区立幼稚園】 ・預かり保育（4園）の利用者数 令和6年度 延べ7,836人 (令和5年度 延べ7,931人、95人減) ・預かり保育利用者の満足度 令和6年度 97.5%（アンケート調査による） ・幼児教育の充実事業（14園）の実施回数及び利用者数 令和6年度 751回、延べ8,452人 (令和5年度 401回、延べ5,096人) ・令和7年度園児募集における新3歳児の申請状況 申請期間：令和6年11月5日～7日 入園児数：105人（前年度比 31人減） 14園中7園が学級編制基準を下回る状況であったが、その後、再募集や周知を行った結果、うち2園は基準を満たす状況まで新入園児数が増加 ・すくわくプログラムの実施（5園） 【区内私立幼稚園】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により中止・縮小していた園行事に対する助成や物価高騰に対する助成を実施 【施設等利用給付認定者数（令和7年3月31日現在）】 <table><tr><td>1号認定</td><td>730人（前年度 928人）</td></tr><tr><td>2号認定</td><td>228人（前年度 310人）</td></tr></table>	1号認定	730人（前年度 928人）	2号認定	228人（前年度 310人）
1号認定	730人（前年度 928人）						
2号認定	228人（前年度 310人）						
28	幼稚園子育て支援事業の実施 区立幼稚園では、未就園児を対象に西戸山幼稚園でつどいのへや事業（地域子育て支援拠点事業）を実施するとともに、全園で子育て相談、園庭開放等を実施します。また、区内の私立幼稚園でも多くの園で子育て相談や園庭開放等を実施することで、広く子育て支援を推進していきます。	学校運営課	【区立幼稚園】 ・地域に開かれた幼稚園事業（未就園児の会） 実施場所 区立幼稚園（14園） 教育・育児相談、幼児教育に関する講座・講習、施設開放を実施 ・地域子育て支援拠点事業「つどいのへや」 実施場所 西戸山幼稚園 実施回数 4回/週 利用者数 令和6年度 延べ1,795人 (令和5年度 延べ1,610人、185人増) 【区内私立幼稚園】 ・一時預かり事業に対する助成 令和5年度から助成内容を充実させることにより、私立幼稚園2園で、より長時間の預かり保育を提供 ・未就園児預かり事業に対する助成 令和5年11月から、未就園児保護者に対する子育て支援を実施 実施園数 5園（令和7年3月31日現在） 延べ利用者数 1,968名 ・区内私立幼稚園園長会や指導検査等の機会を通じ、各園が独自に実施している子育て支援事業の把握に努めるとともに、区内私立幼稚園が主催する「子育て・教育フェア」への支援を実施				
29	就学前教育合同研修等の充実 区立及び私立の幼稚園・保育園・子ども園の職員同士が合同研修や公開保育を通じて実践的な事例や情報の共有化を図ることにより、相互理解を深め、意識を高めることで、それぞれの園がより良い就学前教育の場となるように、取組を充実します。	教育指導課	・子ども家庭部と連携し、就学前教育合同研修を実施（全6回） ・公開保育を実施（四谷第六幼稚園6月、おちごなかい子ども園10月）				

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・区立幼稚園の預かり保育は、保護者のリフレッシュでの利用や配慮を必要とする幼児の利用は増えていますが、園児数減少同様前年度から利用者数も減少しました。 ・区立幼稚園の教育時間終了後に実施する幼児教育の充実事業は、園児数減少の影響から延べ利用者数は減少となりましたが、保護者アンケートの結果では、ほぼ全ての保護者から利用してよかったとの回答を得ることができました。 ・区立幼稚園の園児数確保に向け、今回のPR動画は4歳児の保育の様子に焦点を絞り作成し、区立幼稚園の教育内容がより伝わる内容にしました。PR動画については、区公式SNS上での発信、各地区の地域センターまつり等のイベントや3歳児健診等での周知活動に活用しました。園児数の確保は厳しい状況にありますが、PR動画で紹介した園については、昨年より応募数が増加しました。また、私立幼稚園についても、園児数確保のための支援として、私立幼稚園ガイドの発行や広報新宿でのPR等、周知強化を図りました。 ・区立幼稚園の新3歳児での休学級数は5園と年々園児数が減少し厳しい状態となっています。また、私立幼稚園についても、区立幼稚園と同様に新入園児の確保が厳しい状況にあります。 ・保護者や幼稚園から、幼児教育サービスの一環として、弁当給食の導入について要望が寄せられている一方、調理や提供方法が小学校と異なることから、給食設備を活用した提供は安全な実施が困難な状況です。他区では弁当の提供を行っている取組もあることから、今後の研究が必要です。 ・すくわくプログラムについて、申請した園は自然や音等園の実態に合わせたテーマを設定し、計画的に必要な備品等を整備し、教育活動の充実につなげました。	B	・区立幼稚園における幼児教育の充実事業については、令和6年度同様に各園の月当たりの実施回数を6回程度実施するとともに、内容をより充実することで、特色ある幼児教育のさらなる充実を図ります。 ・区立幼稚園の魅力を発信するため、引き続き地域イベントや保健センターの乳幼児健診等子育て世代が集まる機会を捉えて、周知活動を行っていきます。また、PR動画のYouTubeでの再生数が増加するよう二次元コードを添付したチラシを配布するなど、幅広い世代に対して、区立幼稚園を認知してもらうための取組を積極的に行い、園児数の確保につなげていきます。 ・保護者や園からの要望の多い、弁当給食についても他の自治体の実施状況も研究していきます。 ・区立幼稚園が新宿区の幼児教育で担う役割を明確化し、今後の園児数動向への対応だけでなく、国や都の動向も注視しながら、子育て支援に繋がる取組等も研究していきます。 ・私立幼稚園については、今後も園児の健康管理や安全安心のための助成を継続することにより、教育環境のさらなる充実を支援していきます。また、私立幼稚園の特色ある幼児教育の実施に対する助成についても継続することにより、新宿区における幼児教育のさらなる向上を推進します。 ・令和6年度のすくわくプログラム実施園は5園にとどまっていることから、未申請の園に積極的に働きかけ、各園の幼児教育の質の向上につなげていきます。
・区立幼稚園各園が実施する未就園児の会については、多くの親子が利用することで、未就園児の保護者が、気軽に子育て相談をしたり、子育ての仲間と交流できる場を提供することができました。 - 西戸山幼稚園で実施する「つどいのへや」では、在園児との交流の機会を設けたり、昼食時間の開室や、事業内容の充実に取り組んだことにより、利用者数が前年度から増加しました。また、PR動画を作成し「つどいのへや」の様子や利用者のインタビューを区公式SNSで紹介しました。 ・一時預かり事業や未就園児預かり事業に対する助成を引き続き実施することで、区内私立幼稚園における子育て支援事業の充実を図ることができました。また、区内私立幼稚園が独自に実施している子育て支援事業については、引き続き指導検査の機会を通じて把握に努め、周知を図っていく必要があります。	B	・区立幼稚園各園が実施する未就園児の会や西戸山幼稚園で実施する「つどいのへや」の充実を図ることによって、地域に根ざした幼児教育施設として区立幼稚園の認知度を高め、より幅広く多くの親子に子育て支援のアプローチができるようにします。 ・未就園児預かり事業について、複数の私立幼稚園が実施を希望していることから、実施に向けて施設整備等への支援を行うことで、未就園児親子に対する子育て支援のさらなる充実を図ります。 ・公私立幼稚園が子ども家庭支援センター、保育園、子ども園等と連携することにより、地域における子育て支援事業のさらなる充実を図ります。
・就学前教育合同研修では、「園の魅力発信」「保護者のニーズにこたえる対応」等の理論研修、「音楽活動」「参加型のお話しの会・絵本の読み聞かせ・手遊び」の実技研修を行い、参加者の専門的な知識・技能の向上につなげました。 ・今後は、小学校と連携して進めていく必要がある「架け橋プログラム」に関する研修等、全ての就学前施設が連携して進める内容についての研修の充実を図っていく必要があります。 ・公開保育は、講師の講演や協議会を実施したことで、参加者の相互理解や意識の向上につながりました。	B	・今後子ども家庭部と連携し、参加者のニーズや新宿区の課題、幼児教育に求められる教育課題の把握に努め、就学前教育合同研修の内容の充実を図っていきます。 ・令和7年度は、就学前教育合同研修の中で「架け橋プログラム」に関する内容を位置付け、希望する小学校の教員も参加できるようにし、就学前施設と小学校の教員が協議を通して相互理解を深められるようにしていきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
30	スタートカリキュラムの実施や指導方法の改善 小学校入門期（1年生1学期）の児童の学校生活への適応や学習習慣の確立を図るとともに、就学前教育と義務教育の円滑な接続を推進します。 幼児期の教育は、「健康」「人間関係」「環境」「言語」「表現」の5領域のねらい及び内容に基づく遊びや生活等の活動全体を通して、幼稚園教育要領に示された「幼児期の終わるまでに育ってほしい姿」を念頭に、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。一方、児童期の教育は、各教科等の学習内容を系統的に配列した教育課程に基づき、児童の生きる力を育んでいきます。こうした幼児期と児童期の円滑な接続を目指し、小学校に入学した子どもが、幼稚園・保育園・子ども園等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくための「スタートカリキュラム」を実施していきます。	教育指導課	・スタートカリキュラムの確実な実施（全小学校） ・スタートカリキュラムを実施するための教科横断的な指導体制の整理（全小学校） ・スタートカリキュラムの内容の点検と見直し（全幼稚園、全小学校）
31	保・幼・子・小合同会議の実施 小学校では、就学前教育との円滑な接続を図るため、全小学校の学校公開時等に、保育・幼児教育施設の関係者とともに、卒園した新入生の授業の様子を観察しながら子どもの実態や指導のあり方について相互理解を深め、意見交換や合同研究を行う機会として保・幼・子・小合同会議を実施します。 この会議を通じて、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムについても、幼児や児童の実態に合ったものになるよう、改善のための協議を進めていきます。	教育指導課	各校で保・幼・子・小合同会議を予定通り実施。（年間2回以上）
32	入学前プログラムの実施 小学校入学という新しい環境への不安や悩みを持つ入学予定の児童と保護者に向けて、保護者同士の交流や子ども同士の仲間づくりを促して円滑な入学を支援します。	教育支援課	1月～2月に新1年生保護者会と同日あるいは別日に保護者向けプログラム・子ども向けプログラムを実施しました。（全小学校29校）
33	小中連携教育の推進 中学校を中心としたグループごとに、年間2回以上の小・中学校の教員による情報交換や授業参観等の機会を活用して相互理解を深めるとともに、小・中学校の教員による共同授業や中学校教員による小学校での出前授業等の特徴的な実践の成果を共有し、各小・中学校の学習指導や生活指導の充実を図ります。	教育指導課	小中連携の日（小中学校間の教員による情報共有や授業参観、協議会等）を予定通り実施。（年間2回以上）

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・ 共通様式により、全ての小学校と併設幼稚園がスタートカリキュラムの内容を共有し、幼児期の保育内容を活かした小学校接続期の教育活動を行うことができました。 ・ 指導体制の整備やカリキュラムの内容の点検や見直しが計画的に進められ、各校のスタートカリキュラムの内容の充実につながりました。 ・ 今後は、令和8年度から全ての小学校ブロックで「架け橋プログラム」を編成していくことを見据え、子ども家庭部と連携して検討委員会を立ち上げ、「架け橋プログラム」の編成の手順や様式の検討を進めていく必要があります。	B	・ 保・幼・子・小合同会議の機会等を活用し、併設幼稚園だけでなく、区内の保育所や保育所型子ども園、私立幼稚園と小学校が連携を深め、スタートカリキュラムの充実や指導方法の改善につなげていきます。 ・ 令和8年度から「架け橋プログラム」を編成していくために、令和7年度から子ども家庭部と教育委員会が合同で検討委員会を立ち上げるとともにモデル地区（2地区）を指定し、編成の手順や様式の検討を進め、各校・園に成果物を発信していきます。
・ 保・幼・子・小合同会議を通して、子どもの実態や指導のあり方についての相互理解が進み、スムーズな連携につながりました。また、スタートカリキュラムについても、幼小の接続を意識して協議し、内容の改善につながりました。 ・ 令和8年度から全ての小学校ブロックで「架け橋プログラム」を編成していくことを見据え、今後、保・幼・子・小合同会議が「架け橋プログラム」について点検・評価・改善のために機能するよう、参加する園数や実施回数、協議内容の見直しを進めていく必要があります。	B	・ 保育所や保育所型子ども園、私立幼稚園の意見や「架け橋プログラム検討委員会」の協議内容を確認しながら、合同会議における実施方法や内容をより充実させていきます。 ・ 令和7年度からは、実施回数をこれまでの年間2回以上から3回以上に増やしたため、年間を通して就学前施設と小学校が交流できるようにしていきます。
・ 安全に事故なく、全小学校で入学前プログラムを実施できました。 ・ 昨年度の課題をふまえ、委託業者と協議のうえ、子ども向けプログラムの講師を増やし、学校の状況に合った講師配置を行いました。また、保護者向けプログラムでは、家庭教育ワークシートを活用し、プログラム内容の充実を図り、保護者からは有意義であったという意見を多くいただきました。 ・ 引き続き、魅力的なプログラムを提供するために、各校の実情に合わせた実施形態の在り方を検討していく必要があります。	B	引き続き、各年度の反省を活かしてより魅力的なプログラムを提供するために内容の充実を図るとともに、各校の実情に合わせた実施形態の在り方について検討していきます。
・ 小中連携の日に合わせ、教務主任会や生活指導主任会、研究主任会等の機会を利用して、小中学校間の情報交換を密に進めてきたことで、実践の成果の共有につながりました。 ・ 小中学校間の情報交換を定期的に行ったことで、タブレット端末の活用や生活指導、キャリア教育等について、他校の取組を参考にしながら、各校が自校の取組の充実につなげることができました。 ・ 令和6年度から全区立小学校の高学年で教科担任制が導入されたことから、小中連携の日のテーマに「教科担任制の円滑な実施」を加え、教科担任制を通した小中の円滑な接続にもつなげました。	B	・ 今後も小中連携の日や各種研修会での情報交換の機会を定期的に設定し、相互理解と学校間の円滑な接続を図っていきます。 ・ タブレット端末の効果的な活用については、小中連携の日のテーマの一つとして位置付けていくよう、引き続き学校に働き掛けていきます。 ・ 令和7年度からは、小学校での教科担任制を中学年にも拡大しているため、小中連携の日に引き続き「教科担任制の円滑な実施」について協議し、小学校での教科担任制の充実と中学校への円滑な接続につなげていきます。

個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋		担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
施策4 地域との連携・協働による教育の推進			
34	地域協働学校の充実 地域協働学校では、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくります。新宿区ではすべての区立小・中学校が地域協働学校となり、地域住民や保護者のほか、地元企業や大学関係者、青少年育成委員会等の地域団体等、多様な人材が参画し、子どもたちの成長にかかわることで、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。 学校と地域の連携をさらに推進するために、学校運営協議会が行う学校支援活動の担い手の確保等について支援等を行うことで多様な人材の参画を促し、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進していきます。 また、学校の特色や地域の実情に応じて小中連携型地域協働学校の運営を支援することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係を強化することにより、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。	教育支援課	【地域協働学校運営協議会への支援】 ・地域協働学校運営協議会への参加（参加実績39校、延べ349回） ・地域協働学校周知用リーフレット作成及び配付（発行部数 17,000部） ・地域協働学校運営協議会委員等を対象とした研修の実施（1回 参加52人） 【小中連携型地域協働学校】 小中連携事業の実施（西新宿地区1回）
35	学校評価の充実 区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果をふまえて学校運営の改善につなげています。 また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組が改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。小中連携型地域協働学校については、第三者評価委員が小中連携協議会に参加し、関係する小・中学校に対して、指導・助言を行います。	教育指導課	・第三者評価委員による学校訪問を計画通り実施（20校。それぞれ、第三者評価委員の学校訪問対象校への訪問2回、学校運営協議会訪問1回） ・教員、児童・生徒、保護者による自己評価、学校関係者の評価を実施（全小・中学校） ・幼稚園における園評価を実施（全区立幼稚園） ・小中連携型地域協働学校に対する学校評価を計画通り実施 ・第三者評価時の校長アンケートで「学校運営の改善につながった」と回答した割合：95%
36	スクールスタッフの活用 地域特性を活かした教育活動を展開するため、学校にスクールスタッフを派遣し、児童・生徒の理解に応じて複数の指導者が連携して指導するなどの授業支援をはじめ、クラブ・部活動の外部指導、学校図書館における読書活動支援等、さまざまな学校教育活動を支援します。	教育支援課	スクールスタッフ延べ活動回数 9,675回（対前年比328回減） 【内訳】 ・ティームティーチング等事業支援 1,121回 ・学校図書館支援 1,415回 ・芸能、技術指導 273回 ・特別支援学級等支援 1,301回 ・幼稚園保育支援 701回 ・クラブ、部活動支援 3,095回 ・放課後等学習支援 1,522回 ・校外学習等の引率支援 9回 ・プール指導 238回
37	スクール・コーディネーターの活動 スクール・コーディネーターを各小・中学校に1名ずつ配置し、学校の要望に沿って総合的な学習の時間等の講師として地域の方々を紹介するなど、小・中学校に地域の団体や人材の教育力を橋渡しして学習活動や体験学習の充実を図るとともに、PTAの自主事業や家庭教育講座等の家庭教育活動を支援するなど、学校と家庭・地域との連携を進めます。 全小・中学校が地域協働学校となったことに伴い、今後は地域協働学校運営協議会と連携しながら、活動を推進していきます。	教育支援課	・各小・中学校にスクール・コーディネーターを配置（37校）しました。 ※前任者の退任による後継候補者を選定中（2校） ・研修については、外部講師による「子どもの人権について」の講演や、「まなびの教室」の見学を含む特別支援教育についての講演を通じて正しい知識を得るとともに「地域全体で子どもたちを見守る」という意識の醸成につなげました。また、スクール・コーディネーターによる活動事例発表と意見交換を実施しました。

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・地域協働学校運営協議会への支援については、地域性や学校の特色を活かし各学校の支援活動に取り組みました。また、運営協議会委員等を対象として、家庭教育ワークシート（輝かせたい子どものいのち）を活用し、近年希薄化と言われる「人と人とのつながり」に重きを置いた研修を実施し、学校と地域が連携・協働して子どもたちの豊かな学びを育む環境づくりを推進することができました。 ・小中連携型地域協働学校については、6月に西新宿中学校の部活動紹介事業を実施しました。 以上のことから、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係を強化することができました。	B	・引き続き、学校運営協議会と地域との連絡会で培ったノウハウを活かして地域の多様な人材の参画を促すための支援を行う必要があります。今後も学校と地域が連携・協働し、子どもの豊かな学びの環境をつくる地域協働学校の運営を支援します。 ・地域協働学校運営協議会への支援や小中連携型地域協働学校の実施により、学校と地域が連携して活動する場を設け、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげていきます。
・令和5年度の第三者評価で指摘された事項については、令和6年度の教育課程に改善策が示され、教育委員会による学校訪問の際に改善状況を確認しました。 ・第三者評価では、計2回の訪問の中で、授業観察やヒアリング等を計画的に実施し、学校の取組を適切に評価することができました。 ・幼稚園についても園評価共通様式を活用し、園評価に基づく教育活動の評価・改善の取組を計画的に進めることができました。 ・今後も各校の教育活動について、第三者評価や内部評価を活用して適切に取組を評価し、改善につなげていく必要があります。	B	・小中連携型地域協働学校において学校評価について引き続き検討し、内容の充実を図っていきます。 ・学校評価を実施していく上で、「主体的・対話的で深い学びの視点に基づく授業改善」、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の推進等、学校教育に求められている視点を適切に評価の視点として位置付け、学校の教育活動の改善・充実につなげていきます。
学校に必要な人材を地域から受け入れ、さまざまな学校教育活動のために幅広く活用され、地域特性を活かした教育活動支援ができました。	B	引き続き、地域特性を活かした教育活動を展開するため、スクールスタッフがさまざまな学校教育活動のために幅広く活用されるよう、今後も適切かつ効果的な制度となるように対応していきます。
・スクール・コーディネーターを配置することで、学校の求めに応じて地域の体験活動や学習活動を支援・充実させ、地域に開かれた学校づくりに貢献しました。 ・地域協働学校運営協議会の委員等の一人としてスクール・コーディネーターが協議会に参加し、学校と地域の連携促進や学習支援等の充実を図りました。 ・引き続き、地域協働学校との連携が円滑に行われるよう支援する必要があります。	B	・引き続き、スクール・コーディネーター間の情報共有の場である定例会や研修会の開催を支援し、スクール・コーディネーターが教育課程や学校行事等のさまざまな場面で活躍できるよう、活動を支援していきます。 ・また、スクール・コーディネーターの後継候補者を選定している学校においては、配置できるよう適宜支援を行っていきます。

個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋		担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
施策5 家庭の教育力の向上支援			
38	多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施 時代の変化を捉えた家庭の教育力の向上を図るため、多様な形態による支援を実施します。 家庭において果たす役割を保護者自ら考える機会とするため、PTAとの連携により、望ましい生活習慣や成長段階に応じた子どもへの接し方等、多様なテーマで「家庭教育講座」を実施します。また、休日等保護者の参加しやすい日程や形態で「家庭教育支援セミナー」を実施するとともに、学齢期の子ども の保護者が必要とする情報を提供する機会を設けます。 さらに、講座等に参加できない保護者に家庭教育について考えるきっかけとしてもらうための「家庭教育ワークシート」や、学習習慣の大切さについてまとめた「家庭学習のすすめ」を作成・配布・活用します。 さまざまな困難を抱える家庭への家庭教育支援のため、PTA研修会等の機会を通じて子どもや家庭に関する区の施策を紹介したり、スクールソーシャルワーカーを派遣して学校と関係機関との連携を支援したりするなど、関係部署と連携しながら取組を進めていきます。	教育支援課	・家庭教育講座の実施 各校・園単位PTA等の家庭教育講座について、対面形式の講座を21回実施しました。（幼稚園・子ども園11園、小学校8校、中学校2校） ・家庭教育支援セミナーの実施 休日等保護者の参加しやすい日程や形態で、学齢期の子ども の保護者等を対象にセミナーを企画し、対面形式での親子参加型セミナーを4回実施しました。 ・「家庭教育ワークシート」の作成 保護者会等に出席できない保護者にも家庭教育について考えてもらう機会を作るためのワークシートに関し、学識経験者等による討議会にて改訂内容及び活用について検討を行いました。 - また、活用の幅を広げるため、冊子を12,500部作成しました。 ・「家庭学習のすすめ」の配布 家庭学習の習慣化に向け、学習習慣の大切さや保護者の子どもとの関わり方等について伝える印刷物を区立小・中学校の保護者に配布しました。（計15,500部）
39	PTA活動への支援 保護者と教員が支え合い、学び合うことを通じて子どもの健全な育成を図っていくために、時代に即した組織運営の効率化や広報紙の作成の支援等を行うことにより、PTAのより良い組織づくりを支援していきます。 また、PTA活動の充実や活性化を目指して、PTA役員等を対象に、講演会やワークショップを通して学び合う機会を提供するための研修会を実施します。 さらに、PTAの主体的な活動により、保護者自身の家庭教育に対する意識を高めるために、小学校PTA連合会等との共催により、「地域との協働事業」「親力養成事業」「子どもの健全育成事業」等の家庭教育支援事業を推進します。	教育支援課	・PTA活動の周知・理解促進のため、区立幼稚園及び小・中学校の新入園児及び新入生の保護者向けにリーフレットを作成・配布 ・専門家派遣研修 （小学校4校） ・PTA研修会（PTAや保護者の会等の役員・保護者を対象とした研修会）の実施 （7回、参加者延べ549人）[うち5回オンライン] ・地域との連携による家庭教育支援事業（PTAの主体的な活動） 「地域との協働事業」 3校 「親力養成事業」 1校 「子どもの健全育成事業」 16校 ・ゆめじぎょう（1事業、参加者400人）
40	保護者の学校行事等への参加促進 企業に働き掛けることにより、ワーク・ライフ・バランスやボランティア休暇の理念を普及するなど、保護者の授業参観やPTA活動への参加を促進します。	教育支援課	保護者の就業先の事業主宛て文書「保護者の家庭教育参加のための協力について」を配付（全幼・小・中学校PTAへデータを配付し、各PTAが希望者へ配付）するとともに、東京商工会議所新宿支部を通じて、各事業主へ配付しました。

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・家庭教育講座については、電子申請を導入することでPTAの負担を軽減するよう努め、PTAに対する「実施の手引き」をわかりやすく改訂するとともに、区ホームページに公開して周知しました。保護者による主体的な学習機会の充実が図られたことにより保護者の家庭教育力の向上に寄与できました。 ・家庭教育支援セミナーについては、学齢期の子どもの保護者等が必要とする情報を提供したり、保護者間で共有したりする機会となるよう企画を進めました。 今後も講座やセミナーは、対面・オンラインともに実施時の状況等を考慮して、効果が最大となるような実施方法を検討する必要があります。 ・「家庭教育ワークシート」については、時代の変化や家庭状況の実態をふまえ、保護者が取り組みやすいようにワークやメッセージの内容を検討し、改訂しました。 また、活用方法についても討議会にて検討を行い、地域協働学校研修会、入学前プログラム及び教員研修等で家庭教育ワークシートを活用しました。 さらに、活用・周知用としてワークシートを各校へ送付し、来校者の手が届く場所に配置しました。 今後も、学校や保護者に向けて周知方法等を検討し、より多くの活用を促す必要があります。 ・「家庭学習のすすめ」については、時代の変化や新宿区ならではの家庭状況の実態を捉え、関係機関と連携して作成した印刷物を各校の保護者に配布しました。	B	・家庭教育講座については、保護者が主体的にテーマを設けて運営する学習機会であることから、今後も引き続き充実を図ります。 ・家庭教育支援セミナーについて、対面形式とオンライン形式を状況に応じて実施し、対面形式については休日や平日の夕方等保護者の参加しやすい日程で開催することで、家庭教育の向上支援を実施していきます。 ・家庭教育ワークシートについては、さらなる活用方法について検討するとともに、時代に合った冊子となるよう内容を見直し、より満足度の高いものに改善していきます。 ・「家庭学習のすすめ」については、家庭教育ワークシート内に「家庭学習のすすめ」の内容が網羅されるよう、ワークシートを改訂したため、令和7年度から事業を廃止しています。
・専門家派遣研修やPTA活動を支援するリーフレットの作成をはじめ、オンラインと配信を併用した研修会を実施するなど、支援の充実に向けた取組を強化したことにより、PTA活動への支援につながりました。 ・小学校PTA連合会との共催等による家庭教育支援事業については、子どもの健全な育成を図る「ゆめじぎょう」等の多種多様な事業を実施し、PTA活動の充実を図りました。 ・PTA活動に対する考え方が多様化していく中で、保護者の負担軽減の取組や個人情報保護の取組等、各PTAが抱える課題に対して支援をさらに充実していく必要があります。	B	・PTA活動を支援するリーフレットを毎年配布し、周知するとともに、各PTAの課題解決のために専門家の派遣を行うなど、PTA活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、引き続き検討していきます。 ・小学校PTA連合会等との共催による家庭教育支援事業については、PTA活動の充実に向けた支援が保護者全体の家庭教育力向上につながることから、引き続き事業を継続していきます。 ・子どもの健全な育成を図っていくために、よりよいPTAの組織づくりを支援していきます。
「保護者の家庭教育参加のための協力について」は、PTA及び東京商工会議所新宿支部からの要望に基づき、区のHP上にも掲載し、適時閲覧や印刷を行えるようにして、PTA活動に参加しやすい環境を整えました。	B	今後もワーク・ライフ・バランス等の理念を普及し、保護者が学校行事やPTA活動に参加しやすくなる環境づくりを進めていきます。

個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋		担当課	令和6年度 進捗状況						
			(A) 取組状況、実績（数値）						
施策6 生涯の学びを支える図書館の充実									
41	図書館サービスの充実 新型コロナウイルス感染症の影響やICTの急速な進展により、公立図書館を取り巻く環境が変化しています。そのため、次期図書館情報システムの更新とあわせて電子書籍等を含む情報資源の活用に向けた検討を行うとともに、デジタル資料を充実させ、より魅力ある図書館の実現を目指します。 また、「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい図書館を目指すために、利用者の満足度を高めていきます。	中央図書館	• すべての区立図書館において、令和6年12月27日から令和7年1月14日を休館として図書館情報システム更新作業を進め、令和7年1月15日に新システムを本稼働しました。 新システムの本稼働に併せて「電子書籍貸出サービス」の提供を開始することができました。また、地域資料「新宿区立図書館資料室紀要」3冊を電子化し、公開しました。 • また、利用者の満足度を高めるため、図書館運営協議会（4回）における意見交換や、各地域図書館との情報共有及び連携を行い、令和7年10月から導入する「区民優先サービス」（区民：区内在住・在勤・在学）の内容について検討を進めました。						
42	新中央図書館等の建設 <第三次実行計画事業 54> 「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。 <table><tr><td>指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】</td></tr><tr><td>新中央図書館等の建設検討状況 検討【検討】</td></tr><tr><td>令和6年度の計画（令和6年度当初時点）</td></tr><tr><td>新中央図書館等の建設検討</td></tr></table>	指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】	新中央図書館等の建設検討状況 検討【検討】	令和6年度の計画（令和6年度当初時点）	新中央図書館等の建設検討	中央図書館	「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づき、今後の社会経済状況、ICTの急速な進展もふまえ、図書館運営協議会（4回）において意見交換を行ったほか、近年建替えを行った公立図書館（中央区立京橋図書館）の視察を実施しました。		
指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】									
新中央図書館等の建設検討状況 検討【検討】									
令和6年度の計画（令和6年度当初時点）									
新中央図書館等の建設検討									
43	旧都立市ヶ谷商業高等学校を活用した牛込第一中学校の建替え及び地域図書館の建設 <第三次実行計画事業 62②「旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用」を含む> 旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用方針に基づき、牛込第一中学校を建替えるとともに、同校内に地域図書館を建設します。 <table><tr><td>指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】</td></tr><tr><td>解体工事 ― 【解体工事完了（令和8年度）】</td></tr><tr><td>埋蔵文化財発掘調査 ― 【埋蔵文化財発掘調査完了】</td></tr><tr><td>令和6年度の計画（令和6年度当初時点）</td></tr><tr><td>旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用に伴う設計委託等</td></tr><tr><td>旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地取得</td></tr></table>	指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】	解体工事 ― 【解体工事完了（令和8年度）】	埋蔵文化財発掘調査 ― 【埋蔵文化財発掘調査完了】	令和6年度の計画（令和6年度当初時点）	旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用に伴う設計委託等	旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地取得	学校運営課 中央図書館	• 設計等の実施 敷地割りや整備工程をふまえ、特別養護老人ホーム等の高齢者施設や防災広場を整備しました。 牛込第一中学校の建替え、地域図書館の整備（牛込第一中学校に併設）に向け、設計等を実施しました。 • 旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地の都有地の買入れ（用地取得） 売買契約を締結しました。（令和6年9月2日） • 説明会の実施 「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、近隣住民や権利者等を対象に、牛込第一中学校及び地域図書館等建設工事の建築計画説明会を開催しました。（令和6年10月28日）
指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】									
解体工事 ― 【解体工事完了（令和8年度）】									
埋蔵文化財発掘調査 ― 【埋蔵文化財発掘調査完了】									
令和6年度の計画（令和6年度当初時点）									
旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用に伴う設計委託等									
旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地取得									

令和6年度 進捗状況	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針				
(B) 評価、課題						
・図書館情報システムの更新については、利用者への周知とともに、関係部署及び事業者と連携スケジュールどおりに進められたことから、計画どおりと評価します。システム更新に伴い、機能や利用方法を一部変更したことから、利用者が円滑に利用できるよう、引き続き丁寧な説明・周知に努めていく必要があります。 ・「電子書籍貸出サービス」については、令和5年度区民意識調査において、期待する図書館サービス第1位に挙げられていた本サービスを開始できたことで、一定の成果を上げることができましたが、今後もより積極的な広報活動が必要です。 ・「区民優先サービス」については、基礎となる登録要件の確認を推進しました。登録更新済の利用者が10.65%（令和6年3月1日現在）から24.46%（令和7年3月1日現在）と増加したことから、概ね計画どおりと評価します。今後は令和7年10月のサービス導入に向けて、内容の検討と登録要件の確認をさらに進めていく必要があります。	B	・新システムについては、利用者がより有効に利用できるよう、引き続き窓口やホームページ等での丁寧な説明・周知に努めます。また、システムの適切かつ効率的な運用を行うため、業務改善を図っていきます。 ・「電子書籍貸出サービス」については、引き続き、SNS等を活用した積極的な広報活動を進めていくほか、多くの区民に利用される電子書籍コンテンツの選定に努めます。また、電子機器の操作に不慣れな利用者を対象とした関連講座を開催します。 ・また、令和7年10月から導入する「区民優先サービス」が円滑かつ適切に提供できるよう、引き続き検討と準備を進めるとともに、登録要件の確認を推進していきます。				
図書館運営協議会における意見交換については、今後の社会経済状況やICTの急速な進展等をふまえて実施したことから、計画どおりと評価します。 「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設の検討について、引き続き、区が中心となって進める必要があります。	B	新中央図書館等の建設については、「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づく区有施設マネジメントや社会経済状況、また、ICTの急速な進展等を見据えて、引き続き検討していきます。				
<table><tr><th>令和6年度末の状況</th></tr><tr><td>図書館運営協議会の開催（令和6年6月・9月・12月・令和7年3月）</td></tr><tr><td>先進自治体の図書館視察（中央区立京橋図書館（令和4年12月開設））（令和7年1月）</td></tr><tr><td>学識経験者や区民委員と意見交換を実施</td></tr></table>	令和6年度末の状況	図書館運営協議会の開催（令和6年6月・9月・12月・令和7年3月）	先進自治体の図書館視察（中央区立京橋図書館（令和4年12月開設））（令和7年1月）	学識経験者や区民委員と意見交換を実施		
令和6年度末の状況						
図書館運営協議会の開催（令和6年6月・9月・12月・令和7年3月）						
先進自治体の図書館視察（中央区立京橋図書館（令和4年12月開設））（令和7年1月）						
学識経験者や区民委員と意見交換を実施						
敷地割りや整備工程をふまえた設計、用地取得を予定どおり実施するとともに、近隣住民や権利者等を対象にした説明会を実施し、関係者への丁寧な説明に努めたことから、計画どおりと評価します。 なお、工事の延伸が見込まれることから、今後も関係部署との連携を継続していく必要があります。	B	・敷地割りや整備工程をふまえ、特別養護老人ホーム等の高齢者施設や防災広場の整備、新宿区立牛込第一中学校の建替え、地域図書館の整備（牛込第一中学校に併設）を進めていきます。 ・よりよい施設づくりのために、施設設計に対する区民からの意見をふまえ、地域ニーズに沿った施設の整備を進めていきます。				
<table><tr><th>令和6年度末の状況</th></tr><tr><td>旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用に伴う設計委託等の実施</td></tr><tr><td>旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地取得売買契約の締結（令和6年9月2日）</td></tr></table>	令和6年度末の状況	旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用に伴う設計委託等の実施	旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地取得売買契約の締結（令和6年9月2日）			
令和6年度末の状況						
旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用に伴う設計委託等の実施						
旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地取得売買契約の締結（令和6年9月2日）						

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
44	子ども読書活動の推進 「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画（令和6年度～令和9年度）」に基づき、計画に掲げる基本目標「自ら読書を楽しむ、学び、成長する新宿の子どもたち」の実現を目指して子ども読書活動を推進します。このために、子どもたちがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動ができる環境の充実や、子どもの成長や発達段階、特別な支援等個々の状況に応じた読書活動の支援に取り組むとともに、子どもたちがより多くの本に出会い読書習慣を醸成できるよう、家庭と地域、図書館、学校等との連携をより進め、読書活動推進の基盤整備を図ります。 なお、今後は新型コロナウイルス感染症による子どもの読書活動への影響やGIGAスクール構想に伴うデジタル社会に対応した読書環境の整備、国の新しい計画に沿った取組等についても、「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき検討し、施策を推進していきます。	中央図書館	(1) 電子書籍貸出サービスの導入 令和7年1月15日に「電子書籍貸出サービス」の提供を開始することができました。 (2) 学校や関係機関との連携 こども図書館において、近隣の学校と連携し、生徒の選定による図書展示を3回実施しました（1月：新宿西戸山中学校、2月：海城中学校・高校、3月：保善高校）。各校との連携をより深めることができました。 また、「子ども読書活動推進会議」において「第五次新宿区子ども読書活動推進計画」に掲げた事業実績（令和5年度）を報告し、進捗状況を検証しました。 (3) 「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」に掲げた各事業の取組 ○不読率の低減（中高生向けイベント） ・翻訳絵本に関する映像を交えた話とワークショップ 開催月：7月、参加人数：6名 ・辞書を利用したボードゲーム 開催月：2月、参加人数：12名 ○多様な子どもたちの読書機会の確保 ・外国語のおはなし会（中国語と日本のおはなし会） 開催月：2月、参加人数：13名 ○子どもの視点に立った読書活動の推進（子ども読書リーダー講座） ・本の探し方や調べ方を学ぶ「レファレンス調査隊」 開催月：7～8月（3回）参加人数：13名 ・本との出会いを楽しんでもらう「本の福袋をつくろう」 開催月：8～9月（3回）参加人数：6名
45	絵本でふれあう子育て支援事業 乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子が触れ合い楽しく育児ができるよう、保健センターで実施している乳幼児健診（0歳児健診と3歳児健診）の際に、親（保護者）と子に対して読み聞かせと絵本の配付（3歳児へは図書館で配付）を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援します。 なお、従来保健センターを会場に実施してきたボランティアによる読み聞かせ（0歳児、3歳児とも）については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月から休止してきましたが、令和5年3月に当面の会場をこども図書館として再開しています。	中央図書館	(1) 絵本の配布について 0歳児、3歳児とも通年実施しました。 (2) 読み聞かせについて 0歳児については、令和6年4月から保健センターでの実施を再開しました。3歳児については、こども図書館及び地域図書館での代替実施を継続しました。 また、保健センターでの読み聞かせボランティアの増加を目的として、ボランティア講習会を1回実施しました。
46	学校図書館の充実 子どもの読書活動を推進し、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全区立学校に配置（週2回程度）し、司書教諭や学校図書館の担当教員、区立図書館と連携しながら、授業や単元に関連した図書展示の充実を図るとともに、学校図書の計画的な購入、児童・生徒の年齢や発達に応じた読書案内やレファレンス、児童・生徒の読書活動を支援します。 朝読書については、全小・中学校で取組を継続し、読書習慣の定着を図ります。 また、令和元年度から全小学校の学校図書館を放課後等に児童に開放し、読書活動をより一層推進するとともに、図書検索やインターネット等を活用した調べ学習や自学自習ができる環境を整備しています。	教育支援課	学校図書館支援員を全校に配置し、「図書の並び方や探し方、調べ方、学校図書館の利用方法等についてクイズ等を取り入れたオリエンテーション」、「行事や授業の内容に対応した図書展示」、「学校図書の計画的な更新」、「貸出や児童・生徒の発達段階に応じた読書案内」等の取組や学校図書館内の整備、蔵書の点検等を実施しました。 【学校支援】 ・学校図書館支援員の配置（小・中学校39校） ・学校図書館活用推進員の巡回支援（全40校） 【図書更新】 図書標準数に対する更新比率：目標7%以上（更新数/図書標準数） ○小学校 16,272冊/231,680冊（更新率7.0%）※目標更新率7%に対する達成率100% ○中学校 6,057冊/87,520冊（更新率6.9%）※目標更新率7%に対する達成率99% 【学校図書館活用度】 ・42.6% 【推薦図書の読書率】 ・35.9% 【学校図書館放課後等開放実施】 ・小学校全29校

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
左記(1)(2)(3)の取組を適切に実施したことから、令和6年度に予定していた事業目的は達成できたものと評価します。 今後も「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」に掲げた各事業を着実に推進するため、引き続き学校や関係機関、地域図書館との連携を深めていく必要があります。	B	引き続き、「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」に掲げた目標「自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」をふまえ、子どもの読書活動推進に向けて各事業、取組を実施していきます。
読み聞かせについては、新型コロナウイルス感染症に伴い令和2年度から保健センターでの実施を休止していましたが、令和6年度からは0歳児について保健センターで再開しました。絵本の配付については、従前どおり実施することができました。 これらのことから、絵本でふれあう子育て支援に向け、一定の成果を上げることができたものと評価しますが、今後も保健センターやボランティアとの連携を継続していく必要があります。	B	引き続き、乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子が触れ合い楽しく育児ができるよう、保健センターでの読み聞かせや絵本の配付を通して、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援していきます。
・司書資格のある学校図書館支援員を定期的に全校に配置し、学校の要望等をふまえ、学校図書館の「読書センター」、「情報センター」、「学習センター」の各機能の充実を図りました。 ・学校図書館の放課後等開放についても計画どおり小学校全校で実施しました。 ・「学校図書館活用度」及び「推薦図書の読書率」については前年度から微減しているものの、ほぼ同程度であることから、概ね計画通り取組が進められたものと評価します。 ・子どもが主体的に読書活動を行うことができるよう、タブレット端末を活用して、簡単に図書にアクセスできる読書環境や、同時に同じ図書を読み、意見を共有できる学習環境を整えていく必要があります。	B	・引き続き、学校図書館支援員が中心となって教員と連携しながら、子どもたちの学校図書館への期待を高め、利用につながるよう工夫していきます。 ・タブレット端末を活用した取組として、令和7年度はモデル校2校（早稲田小学校・西新宿中学校）を設定して電子図書サービスを導入し、電子図書を活用した効果的な読書活動、学習活動の在り方について検証します。

個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋		担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
施策7 子どもの安全の推進			
47	安全教育の推進 子どもが安全に関する情報を正しく判断し、自ら危険を予測して回避する能力を向上させる安全教育が求められています。安全教育の3つの領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」をバランスよく学習できるよう、各区立学校で学校安全計画により意図的・計画的な安全教育を実施します。 小学校では、児童自身が地域をめぐり防犯、防災、交通安全の視点で作成する地域安全マップを教育課程に位置付け、全校で地域安全マップを活用した安全教育を実施します。また、自転車の安全利用への理解を深めるため、実技等を通して交通ルールやマナーを学ぶ自転車教室を全校で実施します。中学校では、3年に1回、スタントマンによる事故等を再現した交通安全教室を開催します。 さらに、児童・生徒自身が自分の身を守る方法を知り、実践する力を身に付けることができるよう、一人で行動する機会が多くなる小学校入学時に合わせ、新入学児童及びその保護者の防犯意識を高めるための防犯啓発冊子を配付しています。	教育調整課 教育指導課	- 各学校の学校安全計画に基づく安全教育全体計画により、意図的・計画的な安全教育を実施しました。（全小・中学校） - セーフティ教室を実施しました。（全小・中学校） - 地域安全マップを作成しました。（全小学校） - スタントマンによる事故等を再現した交通安全教室を開催しました。（中学校3校） - 防犯啓発冊子「こんなときあなたはどうしますか」を作成し、小学校新入学児童等に配付しました。
48	情報モラル教育の推進 携帯電話・スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が子どもたちにも急速に普及する中で、児童・生徒が自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、社会科や技術・家庭科、道徳科等、さまざまな教育活動を通して情報モラル教育を推進します。 また、情報モラル教育は、児童・生徒の主体的な取組や家庭との連携が不可欠であることから、児童・生徒同士が話し合ってルールを考える「SNS学校ルール」の作成や児童・生徒が巻き込まれやすいインターネット上のトラブル、ネット依存等の情報をまとめ、家庭向け啓発資料等を作成しています。資料では、フィルタリングによる機能制限や家庭におけるルールの重要性等について、具体的な理解促進を図っています。 さらに、GIGAスクール構想における1人1台端末環境の実現後は、児童・生徒がタブレット端末を利用する際のルールやクラウドサービスを利用するためのアカウントの管理が必要となることから、インターネットの利活用や端末等のICT機器の適切な扱い方、情報の取扱いに関する指導等を行っていきます。	教育指導課	- 情報モラル教育における外部団体による授業支援を実施しました。（全小・中学校） - 夏季集中研修において、教員向け情報モラル研修を実施しました。 - 小・中学生の携帯電話・スマートフォン利用に関するアンケートを実施しました。（抽出校 小学校10校、中学校3校） 「SNS学校ルール」づくりや児童・生徒が巻き込まれやすいインターネット上のトラブルやネット依存等の情報をまとめた家庭向けリーフレットの作成・配布を、1人1台タブレット端末の利用開始時及び長期休業前に実施しました。 - 全小・中学校および特別支援学校の教育課程に「ノーメディアデー」の取組を位置付け、各校での工夫を促すとともに、区HPに家庭との連携で行うノーメディアデーの取組を掲載し、学校での理解・啓発に努めました。

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・安全教育全体計画に基づき、意図的・計画的に安全教育が行われました。 ・セーフティ教室は、保護者も含め、さまざまな安全に関する情報を学び、充実した取組とすることができました。 ・小学校における地域安全マップ作成では、防犯だけでなく、防災、交通安全の視点を取り入れて作成したことによる成果が見られました。 ・防犯啓発冊子については、防犯の観点から注意すべき身近な場面とその対応について具体的に掲載することで、児童や保護者の防犯意識の向上を図ることができました。	B	・安全教育全般については、児童・生徒が主体的に関わることが重要です。セーフティ教室、地域安全マップ等、児童・生徒が主体的に関わることを続ける取組を継続していきます。 ・今後もみどり土木部交通対策課と連携を図り、中学校における3年に1回のスタントマンによる交通安全教室を実施していきます。 ・防犯啓発冊子については、必要に応じて掲載内容の見直しを行いながら、引き続き配付していきます。
・情報モラル教育における授業支援については、道徳科や特別活動等に位置付け、実施しました。 ・携帯電話・スマートフォンの利用実態アンケートにおいては、SNSへの個人情報の不用意な掲載については書き込んではいけないと考えている児童・生徒が多いことが分かったほか、携帯電話・スマートフォンを持ち始める年代が低年齢化している実態も把握されました。今後も、発達段階に即して情報モラル教育を進めていく必要があります。 ・夏季集中研修では、SNSトラブルやゲーム・ネット依存の事例に対する具体的な対応について取り上げ、指導方法の理解につながりました。 ・1人1台タブレット端末の導入により、個別最適な学びが進められる一方で、家庭でのテレビやゲーム利用等を加えたメディア接触時間の増加が指摘されています。 ・今後も、ICTの活用がさらに推進されていくことから、これまでの取組を継続しつつ、家庭や各校の実情に合わせ、長時間のメディア視聴に対する健康被害も正しく理解し、指導に学校及び家庭とも協力して当たる体制作りが必要です。	B	・今後も、児童・生徒のスマートフォンやインターネットの利用状況、SNSに関するトラブルの発生状況等を分析し、教職員等への研修内容の充実・改善につなげていきます。 ・児童・生徒1人1台タブレット端末の活用が推進されていることをふまえ、インターネットの利活用やICT機器の適切な扱い方、情報の取扱いに関する指導等を進めていきます。 ・引き続き、家庭向けリーフレットや資料等を作成し、啓発を行います。 ・今後も、ICTの活用がさらに推進されていくことから、家庭におけるノーメディアデーの設定等について、継続的に呼びかけを行います。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
49	学校安全対策の充実 区立学校及び幼稚園は、カメラ付きインターホンやオートロックの整備、防犯カメラ、非常通報装置等の配備により、子どもたちを不審者等から守るための対策を講じます。また、保護者と各区立学校及び幼稚園の利便性のさらなる向上に向けて、現行の一斉メール配信システムの機能を充実させることにより、保護者への防犯・防災等の緊急情報の迅速な共有を図ります。 通学路における安全対策として、「新宿区通学路交通安全プログラム」及び国の「登下校防犯プラン」に基づく交通安全と防犯の両観点からの総点検やその後の安全対策について、地域や警察等と連携しながら着実に実施・推進していきます。また、小学校の通学路に設置した防犯カメラの運用により、犯罪に対する抑止効果を高め、児童の一層の安全確保を図ります。 このほか、通学路等への学童擁護員の配置、PTAによるパトロールや地域ぐるみの「通学路の見守り・パトロール」の実施、安全用品等の配付等により、保護者や地域との連携・協力を図りながら、子どもの安全対策を強化します。	教育調整課 教育支援課 学校運営課	・安全用品については、全小学校・特別支援学校1年生に、ランドセルカバーと黄色い帽子を配付し、子どもの登下校時の安全対策を実施し、子どもの安全意識の向上につなげました。 ・また、令和7年度入学生配付用として「CriacaoShinjuku（クリアソン新宿）」とそのパートナー企業から、地域貢献活動の一環として、ランドセルカバーと黄色い帽子を新宿区教育委員会に寄贈いただきました。 ・令和2年4月に導入した一斉メール配信システムのサービス終了に伴い、令和6年4月より新たな一斉連絡システム（アプリ）を導入しました。それに伴い、運用基準を見直すとともに、学校・幼稚園が円滑にシステム移行及び運用できるよう支援しました。 ・「新宿区通学路交通安全プログラム」及び国の「登下校防犯プラン」に基づき、交通安全と防犯の観点から通学路及び児童が学童クラブへ来所・帰宅する際の経路について合同総点検を実施しました。 【対象】小学校6校、学童クラブ6所、放課後子どもひろば1所 【点検箇所】51箇所（交通安全37箇所、防犯14箇所） ・学童擁護員については、1日4時間以内で、学校長が定める時間と場所に、1校当たり2～5名を配置しました。さらに、通学区域の見直し等、道路状況の変化等をふまえ、増員要望があった学校を対象に現地調査を実施し、追加配置が必要と判断した学校には令和7年度から増員を行うこととしました。（小学校2校 2箇所） ・小学校通学路において167台の防犯カメラを運用し、子どもたちを不審者等から守る対策を実施しました。 - 警察への通学路・敷地内の防犯カメラ画像提供件数 20件 【内訳】 ○窃盗・強盗・住居侵入 3件 ○交通事故・道路交通法違反被疑事件 2件 ○その他（不明を含む） 15件 ・各PTA連合体へ防犯パトロールプレート等の防犯防災活動のための支援物品を配付しました。
50	学校防災対策の充実 観測史上最大級の巨大地震としてマグニチュード9.0を観測した東日本大震災の経験をふまえ、今後発生が想定される首都直下地震に備え、子どもが自らの安全を守ることができるよう、全区立学校で防災訓練を実施します。また、地域の防災訓練に生徒が参加するなど、自らも地域の一員であり、できることを率先して行うことの重要性を学ぶ防災訓練を中学校の教育課程に位置づけ実施します。 また、台風等の気象災害により登下校時に危険が予測される場合には、臨時休業等を想定した対応を学校で事前に進め、台風等の発生時における迅速な対応を図ることで、児童・生徒等の安全確保に努めます。 このような災害時における児童・生徒の安全確保や地域の防災拠点としての学校のあり方等について、関係各課と学校関係者で構成する「学校防災連絡会」を通じて情報を共有するとともに、講ずべき防災対策について検討し、必要に応じて「新宿区立学校危機管理マニュアル」の検証・見直しを行います。	教育調整課	・学校防災連絡会を開催し、校園長や危機管理課、特別出張所等の関係各課と、学校危機管理マニュアルの内容や各校における地域との防災訓練の実施状況等について、情報共有を行いました。（2回開催） ・中学生と地域の防災訓練については、実施内容の見直し等、各校においてカリキュラムを工夫しながら実施しました。また、台風接近により中止した1校については、防災訓練の代替として危機管理課による防災教育を実施しました。 ・学校危機管理マニュアルについては、区における南海トラフ地震等防災対策の位置づけの見直し、令和6年8月に区内で初の土砂災害警戒情報が発表されたこと及び新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症となったことに伴い、一部見直しを行いました。 ○南海トラフ地震に関する内容を修正・削除 ○土砂災害警戒情報発表時の対応を一部追記 ○新型コロナウイルス感染症への対応を新型インフルエンザ等感染症への対応に修正 等

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・全小学校・特別支援学校1年生に安全用品を配付することにより、子どもの登下校時の安全対策及び子どもの安全意識の向上につなげました。 ・不審者情報や地震・台風時の学校対応等緊急性の高い情報について、アプリにより保護者へ一斉に配信することで、園児・児童・生徒の安全確保を図ることができました。 ・通学路については、交通安全と防犯の観点による合同総点検により、道路管理者による注意喚起看板の設置や、警察によるパトロール、教員・学童クラブ職員による防犯指導等、それぞれの観点で安全対策が強化されるとともに、関係機関相互の連携についても強化することができました。 ・通学路防犯カメラの運用により、犯罪に対する抑止効果を高め、児童のより一層の安全確保を図ることができました。 ・学童擁護員の配置により、児童の道路横断等の際の声掛けや見守りを行い、児童の安全確保を図ることができました。また、道路状況等の変化に合わせた増員対応を行い、安全対策を強化することができました。 ・各PTA連合体との調整の上、ニーズに応じた防犯防災活動のための支援物品を配付することにより、保護者や地域と連携して子どもの安全対策を強化することができました。	B	・今後も継続して、安全用品の配布を行うことで、子どもの登下校時の安全対策及び子どもの安全意識の向上を図っていきます。 ・一斉連絡システムについては、今後も学校と保護者の円滑かつ迅速な連絡手段として運用を継続します。 ・今後も、交通安全と防犯の観点による合同総点検を継続して実施することで、登下校における子どもの安全を確保するとともに、関係機関との連携を深め、より着実かつ効果的な対策へ結び付けていきます。 ・今後も継続して、通学路防犯カメラの運用を行い、犯罪に対する抑止効果を高め、児童のより一層の安全確保を図ります。 ・学童擁護員については、配置の継続により児童の安全確保を図るとともに、道路状況等の変化に対応した適切な配置を検討していきます。 ・各PTA連合体への防犯防災活動のための支援物品の配付を通じ、引き続き、地域ぐるみの子どもの学校安全対策を支援していきます。
・学校防災連絡会の機会を活用し、各校における中学生と地域の防災訓練の実施内容等を、関係各課と定期的に情報共有したことで、学校危機管理体制のさらなる強化に繋げることができました。また、防災訓練の実施により、中学生に地域の担い手として身近な人と助け合う「共助」の意識を自覚させることができました。一方で、複数校から実施日程や訓練時間についての課題提起がされたことから、各校においてカリキュラムの工夫等を柔軟に行うことができるよう、支援する必要があります。 ・学校防災連絡会で共有した内容をふまえ、令和6年度は台風10号接近時や降雪時等についても、迅速に対応することができました。 ・学校危機管理マニュアルについては、学校防災連絡会の意見を活かし、他の計画と内容の整合を図るなど、適切な見直しを行うことができました。	B	・中学生と地域の防災訓練については、各学校に教育課程としての実施を働きかけ、生徒と地域が関わりを持つ訓練実施を目指すとともに、生徒の防災への関心や能力を高めていきます。 ・他自治体の学校での危機管理に関する情報を受けた際は、新宿区においても同様の事故が発生しないよう迅速な点検や事故防止策を講じていきます。 ・学校危機管理マニュアルについては、今後も、学校防災連絡会や校園長会からの意見聴取等を通じ、学校現場の意見を取り入れながら、必要に応じて見直しを行っていきます。 ・学校防災連絡会等の機会を活用し、関係各課や学校関係者との情報共有を図ることにより、引き続き学校防災対策の充実を推進していきます。

個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋		担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備			
51	いじめ防止対策の推進 全区立学校で、学校ごとに策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、人権教育や情報モラル教育によるいじめの未然防止、ふれあい月間等を通じたいじめの早期発見等の取組を推進していきます。また、「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」を活用し、児童・生徒一人ひとりの学級生活の満足度や学級でのかわり等について分析することで、いじめを含むさまざまな問題行動等を教職員全員で掌握し、組織的な対応の充実と改善につなげていきます。 教育委員会では、学校問題支援室が中心となり、学校サポートチームへの指導・助言を通じてこれらの取組を推進するとともに、関係機関との連携により問題行動が認められた場合の早期対応等について個別・具体的に支援していきます。 また、いじめによる重大事態の発生に備え、教育委員会及び教育委員会の附属機関である「いじめによる重大事態調査委員会」の委員が、調査の手法や対応の流れ等について事前に協議を行う場として「いじめによる重大事態等に関する協議会」を開催し、いじめによる重大事態に対する取組を推進していきます。万が一、いじめによる重大事態が発生した場合には、児童・生徒とその保護者の権利の保護を最優先するとともに、「いじめによる重大事態調査委員会」を開催するなど、重大事態に係る事実関係等を明らかにするための調査や要因の分析等を行い、再発防止に向け取り組みます。	教育指導課	・全区立学校で「学校いじめ防止基本方針」（総称）に基づくいじめ防止等の各種取組を推進しました。 ・年間3回「ふれあい月間」を設定し、いじめの未然防止、早期発見の取組を行いました。（全小・中学校） ・小学校4年生から中学校3年生までを対象に「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」を2回実施しました。（全小・中学校） ・学校問題支援室では、学校からいじめの状況についての報告を受けるとともに、必要に応じて指導、助言を行いました。（全小・中学校） ・生活指導主任会や新任教員研修会、夏季集中研修等で、いじめ防止に関する教員研修を実施しました。いじめ重大事態の対応におけるガイドラインの改訂や重大事態発生時の初動体制、また再発防止の観点等を中心に教職員向けに研修を実施し、正しい理解と啓発に努めることで、いじめ重大事態の発生を防ぐことができました。 ・「いじめによる重大事態等に関する協議会」を開催し、いじめ防止対策等について協議しました。（年2回）

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・教職員向け研修会を通して、いじめへの理解を深めたり、取組事例を共有し、いじめ防止対策及びいじめ重大事態に組織的に対応することが重要であることを周知しました。しかし、いじめへの認識については、学校や教職員間で差があることから、研修内容の一層の充実を図る必要があります。 ・学校問題支援室では、学校からの報告を受け、学校の対応への指導、助言を適切に行うことができました。また、スクールソーシャルワーカー等の訪問で得た情報から児童・生徒の状況を把握し、必要に応じてケース会議を開催するなど、状況に応じた対応を行うことができました。今後も、これまでの取組を継続するとともに、さらなる連携が必要です。 ・「hyper-QU」の取組については、年度当初に学校に対して生活指導主任会を通して説明を行い、気になる児童・生徒の様子について確実に校内で情報を共有するとともに、夏季集中研修において演習を含めた研修会を実施しました。 ・いじめ重大事態発生時に「いじめによる重大事態調査委員会」を開催するなどの対応が迅速にできるよう、同調査委員会の構成員である専門家と協議会での意見交換を継続して行うことが必要です。	B	・教職員のいじめに対する理解を深め、生活指導主任会や新任教員研修会、夏季集中研修等で、いじめ防止に関する教員研修を継続していきます。 ・学校問題支援室では、学校の対応への指導、助言を継続していくとともにスクールソーシャルワーカー等の学校訪問を継続し、いじめ等の諸問題について未然防止、早期発見の取組の充実を図っていきます。 ・「hyper-QU」の取組については、気になる児童・生徒の様子について確実に校内で情報を共有するとともに組織的に対応するように、周知を継続していきます。 ・近年増加するいじめ重大事態への対処について、未然防止、初動体制等すべての教職員が正しい理解と法の下、学校に求められる取組について日頃から意識し、対応が図られるよう意識向上に努めています。 ・「いじめによる重大事態等に関する協議会」において、学校におけるいじめ防止対策、いじめ重大事態が発生した際の調査体制等について引き続き意見交換を行っていきます。

個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋		担当課	令和6年度 進捗状況							
			(A) 取組状況、実績（数値）							
52	不登校児童・生徒への支援 <第三次実行計画事業 12> 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等に基づき、不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒自らが進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指して、多様な教育機会の確保に努めます。 各区立学校でのふれあい月間等でのアンケートや「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」を活用し、児童・生徒一人ひとりの学級生活の満足度や学級でのかわり等について分析することで、不登校を含むさまざまな問題行動等を教職員全員で掌握し、組織的な対応の充実と改善につなげるとともに、各区立学校において魅力ある学校づくりや児童・生徒の学習状況に応じた指導の充実を図っていきます。 不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保に向けては、家庭にひきこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援や、つくし教室での集団活動や個別支援、フリースクール等との連携を図ります。また、つくし教室への登室が本人の状況等により難しい児童・生徒への訪問型支援や、登室後に学校での別室登校を希望する生徒を対象に、指導員の派遣による支援等を行い、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図ります。また、家庭と子供の支援員の配置やスクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携により、家庭への支援を行い、不登校が生じないような学校づくりを目指すとともに、1人1台タブレット端末におけるオンライン上の仮想空間（メタバース）を活用した居場所づくりに取り組みます。 教育委員会では、学校問題支援室を中心として、これらの取組を推進し、不登校児童・生徒に対する学校の対応を総合的に支援します。 さらに、多様な教育機会検討委員会や多様な教育機会検討担当者連絡会の実施、専門家による研修会の実施等により、教職員への理解啓発を図ります。	教育指導課 教育支援課	・多様な教育機会検討委員会を開催して不登校児童・生徒への支援策の情報を共有しました。（年間3回開催） ・多様な教育機会検討担当者連絡会において、委員会での意見を報告し、必要に応じて協議を行いました。（年間3回開催） ・多様な教育機会の確保についての検討内容は、生活指導主任会等を通じて、各学校に周知しました。 ・希望する学校に対し、家庭と子供の支援員を配置しました。（22校） ・スクールソーシャルワーカーの派遣を実施しました。（全小・中学校、年間3回） ・学校問題支援室では、学校から長期欠席児童・生徒調査の報告を受けるとともに、状況に応じた指導・助言を行いました。（全小・中学校） ・不登校児童・生徒をもつ保護者に向けて、令和6年12月にガイドブックを作成し、相談機関や不登校についての正しい理解が進むよう周知に努めました。 ・不登校に対しては教職員全員が正しい理解のもと、指導に当たることが前提であり、多様な知識をもつことが必要であることから教職員向け新宿区版不登校対応マニュアルを改定し、年度当初における各校での研修会で活用するよう周知しました。 ・つくし教室では、年間を通して入室と体験入室、図書館等を利用した支援に取り組みしました。 ○区立図書館等を活用した支援 西落合図書館、牛込筆筈地域センター等で実施、月3回程度開室23回（鶴巻図書館については実績なし） ・つくし教室における東京都教育委員会と連携した仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援を41名が受けました。 ・チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置に向け、学校との連携を図り、不登校傾向にある中学生の支援拡充のための準備を行いました。							
	<table><tr><th>指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】</th></tr><tr><td>不登校生徒のうち、中学校卒業時点で進路が定まっている生徒の割合 95.5%（令和4年度） 【95.0%】</td></tr><tr><td>不登校による長期欠席者（年間30日以上欠席した児童・生徒）のうち、適応指導教室の支援を受けた者の割合 20.6%（令和4年度） 【20.0%】</td></tr><tr><th>令和6年度の計画（令和6年度当初時点）</th></tr><tr><td>ICT を活用した学習支援</td></tr><tr><td>多様な教育機会検討委員会の開催</td></tr><tr><td>家庭と子供の支援員の派遣</td></tr><tr><td>区立図書館等を活用した訪問型支援の実施 3所</td></tr><tr><td>オンライン上の仮想空間を活用した支援</td></tr></table>		指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】	不登校生徒のうち、中学校卒業時点で進路が定まっている生徒の割合 95.5%（令和4年度） 【95.0%】	不登校による長期欠席者（年間30日以上欠席した児童・生徒）のうち、適応指導教室の支援を受けた者の割合 20.6%（令和4年度） 【20.0%】	令和6年度の計画（令和6年度当初時点）	ICT を活用した学習支援	多様な教育機会検討委員会の開催	家庭と子供の支援員の派遣	区立図書館等を活用した訪問型支援の実施 3所
指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】										
不登校生徒のうち、中学校卒業時点で進路が定まっている生徒の割合 95.5%（令和4年度） 【95.0%】										
不登校による長期欠席者（年間30日以上欠席した児童・生徒）のうち、適応指導教室の支援を受けた者の割合 20.6%（令和4年度） 【20.0%】										
令和6年度の計画（令和6年度当初時点）										
ICT を活用した学習支援										
多様な教育機会検討委員会の開催										
家庭と子供の支援員の派遣										
区立図書館等を活用した訪問型支援の実施 3所										
オンライン上の仮想空間を活用した支援										

令和6年度 進捗状況	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・多様な教育機会検討委員会では、フリースクールの職員を招聘し、フリースクール等のカリキュラムや指導方針、児童・生徒の活動の様子等を学ぶとともに、多様な教育機会の確保に向けた情報交換を行いました。また、不登校児童・生徒をもつ保護者も参加していただき、保護者が求める不登校支援等について協議を行いました。今後も、児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた多様な教育機会の確保ができるよう、連携を図っていく必要があります。 ・また、社会総がかりで保護者へ寄り添い、安心した家庭生活を送ることが不登校児童・生徒の気持ちの変化やその後の社会的自立へ向けて大切なことから、保護者自身が安心して相談できる場所や体制について周知し、ともに悩みを相談しあう環境を構築していく必要があります。 ・学校問題支援室では、学校からの報告を受け、学校の対応への指導、助言を適切に行いました。今後も、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、関係機関との連携等を一層充実させる必要があります。 ・新宿区の不登校児童・生徒数は増加傾向にあるため、各校における不登校児童・生徒の個別支援を行う人材の需要が高まっています。校内教育支援センター（いわゆる校内別室指導）で指導等を行うことができる人材の確保は多様な教育機会の確保と社会的自立に向けて必要と考えます。 ・鶴巻図書館及び西落合図書館に加え、令和5年度途中から、牛込筆筈地域センターでも支援を開始しており、区立図書館等を活用した支援を充実させることができたものと評価します。 ・チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置については、迅速に教育委員会全体で調整を図り、不登校傾向にある中学生の支援拡充に努めていく必要があります。また、保護者向けの説明会や入級に向けた審査会等多方面の準備を行う必要があります。	A	・不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すため、多様な教育機会の確保に努めていきます。 ・多様な教育機会検討委員会は、不登校児童・生徒への支援という視点から、フリースクール等を始めとする民間施設と連携した取組を行うなど、内容の充実を図ります。 ・家庭と子供の支援員の派遣校数を増やすことで、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた学習面、生活面等の支援をさらに充実させていきます。 ・スクールソーシャルワーカーの増員及び定期訪問の回数を増加することにより、不登校児童・生徒への対応力の強化を図ります。 ・不登校児童・生徒をもつ保護者への様々な情報共有を通し、不登校における正しい理解・啓発が進むよう、保護者へ向けた学習会（座談会）を開催します。 ・多様な教育機会の確保に向け、家庭に引きこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援により、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図る必要があります。 ・多様な支援内容及び区内外の施設や取組について、保護者及び児童・生徒へのさらなる周知・啓発に努めていきます。 ・校内別室指導の充実のため、指導員を配置し、中学校における不登校生徒の支援の拡充を検討していきます。 ・鶴巻図書館及び西落合図書館、牛込筆筈地域センターでの支援を継続し、児童・生徒の状況に合わせ開催場所を拡充していきます。 ・つくし教室に通う児童・生徒及び登録後につくし教室に通所できなくなっている児童・生徒も含め、東京都教育委員会と連携し、仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援を充実させていきます。 ・チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置により、不登校傾向にある中学生が安心して学校生活を送ることができるよう、ゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行っていきます。

令和6年度末の状況
ICT を活用した学習支援
多様な教育機会検討委員会の開催（令和6年5月、9月、令和7年1月）
家庭と子供の支援員の派遣 22校（配置を希望した学校）
区立図書館等を活用した訪問型支援の実施 3所 月3回程度開室 23回（西落合図書館、落合第二地域センター、牛込筆筈地域センター）
オンライン上の仮想空間を活用した支援

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
53	教育相談体制の充実 教育センターの教育相談室では、幼児・児童・生徒及び保護者等からの学業、進路、いじめ等の教育上のさまざまな悩みについて、臨床心理士による面接相談や電話相談を行うとともに、いじめを受けた児童・生徒や保護者からの相談については、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」において専門のカウンセラーが対応します。 また、児童・生徒に配付しているタブレット端末を活用した相談窓口を開設します。 さらに、教育相談研修会での情報交換やスクールカウンセラー連絡会、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク等を活用し、関係機関と緊密に連携することにより、教育センターを中心とした総合的な教育相談機能の強化を図ります。	教育支援課	- 区内の幼児・児童・生徒の学業・進路・いじめ等の教育上の悩みや性格、行動、心身についての相談 面接相談 280件 電話相談 133件 「新宿子どもほっとライン」を活用した相談 相談件数 56件 - 新宿区子ども相談フォーム 189件（入力件数213件中、相談を希望した件数） - 教育相談研修会（年3回、講演会1回を含む） - スクールカウンセラー連絡会（年3回）
54	児童・生徒理解を進める研修の実施 いじめや不登校の未然防止には、小さなサインを見逃すことがないよう、日頃から丁寧に児童・生徒理解を進めるとともに、早期発見・早期対応に努めることが大切です。夏季集中研修や職層別研修において、児童・生徒理解にかかわる課題を協議したり、ふれあい月間のアンケートや「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」の結果を分析し指導に活用するなど、各研修がより効果的なものとなるよう内容の充実を図ります。	教育指導課	- 生活指導主任会、夏季集中研修等において、「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」の活用等について研修を実施しました。 - 初任者研修会において、児童・生徒理解の研修を実施しました。
55	特別支援教育の推進 発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を一層強化するために、特別支援教育推進員を配置し、学級内指導体制の充実を図ります。また、児童・生徒の「読むこと」や「書くこと」のつまずきを把握し適切な指導・支援につなげるため、「読むこと」や「書くこと」に関する特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して、必要に応じてアセスメントツールを活用し、読み書きの困難の状態をふまえた指導・支援を行います。 また、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育的支援を行うため、就学前施設や家庭での様子を小学校に引き継ぐための「就学支援シート」や、保健・医療・福祉等に係る関係機関と連携し、学校卒業まで一貫性のある支援を行うための「学校生活支援シート」、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容や方法を盛り込んだ「個別指導計画」の活用を推進し、切れ目のない支援を行います。 さらに、リーフレットの配布や説明会の開催等により、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓発に取り組みます。	教育支援課	- 特別支援教育推進員の配置 小学校69人、中学校16人、合計85人 - アセスメントツールの活用 まなびの教室担当教員を対象に、アセスメントの実施・活用方法について研修会を実施（令和6年4月、5月各1回） - 就学支援シート案内チラシの配布 対象:就学予定のご家庭 2,500枚（令和6年10月） - 就学相談・特別支援教育に関する説明会（令和6年5月） 参加者 27人
56	学校に対する巡回指導・相談体制の充実 学識経験者や心理職等の専門家が各小・中学校を巡回し、発達障害等があると思われる児童・生徒への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言します。	教育支援課	- 専門家による巡回指導 小・中学校各1校当たり年3回実施 - 巡回指導への特別支援教育相談員の同行 小・中学校各1校当たり1回以上実施 - 特別支援教育相談員のフォローアップによる学校訪問25件

令和6年度 進捗状況	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・教育センターの教育相談室では、さまざまな悩みや課題に対し、個別かつ継続的に教育相談室の心理士による面接相談や電話相談を行い、必要に応じて関係機関との連携を図るなど、解決に向けた対応を行いました。 ・区内の幼児・児童・生徒の学業・進路・いじめ等の教育上の悩みや性格、行動、心身についての相談について、一つひとつのケースに丁寧に対応し保護者や児童・生徒の不安や悩みに寄り添い対応を行いました。 ・日常生活や親子関係・しつけ等の悩みについても教育相談室の心理士が対応し、児童・生徒や保護者を対象としたカウンセリング等を行いました。 ・「新宿子どもほっとライン」を活用し、平日夜や土日等幅広い時間帯に対応できる相談体制を確保しました。 ・1人1台タブレット端末を活用した相談窓口「新宿区子ども相談フォーム」を開設し、児童・生徒がためらうことなく相談できる環境を整えました。 ・幼児・児童・生徒の見立ての共有と支援体制の整備、登校しぶり・不登校の子どもたちの理解と支援等をテーマとした教育相談研修会を、教育相談担当以外の教員にも参加対象を広げて実施し、それぞれのテーマについて参加者の理解を深めました。 ・スクールカウンセラー連絡会の中で、教育指導課・教育支援課の新たな取組等について、スクールカウンセラー全体で共有することで総合的な教育相談機能を強化することができました。	B	・引き続き、幼児・児童・生徒や保護者の悩みに応じた相談機関として、教育相談室について広く区民に周知していきます。また、区民相談システムを活用した「子どもなやみそうだん」やメール・LINEによる相談窓口を、児童・生徒向けのリーフレットやホームページを活用して周知していきます。 ・引き続き、1人1台タブレット端末を活用した相談窓口「新宿区子ども相談フォーム」により、児童・生徒がためらうことなく相談できるようにするとともに、相談内容について教育相談室と各学校とが連携して対応に当たっていきます。
・各種研修会等で、児童・生徒理解の視点や方法等について周知することができています。いじめや不登校、その他問題行動への認識には、教職員間で差があることから、研修会の一層の充実を図る必要があります。 ・「hyper-QU」の活用については、組織的に対応するとともに、ふれあい月間の調査と合わせて個別に分析することを継続的に周知していく必要があります。	B	・正確な児童・生徒理解に基づき教育活動が実施されるよう、引き続き教職員に周知していきます。 ・小さなサインを見逃すことがないよう、日頃から丁寧に児童・生徒理解を心掛けるとともに、未然防止、早期発見、早期対応についての取組を周知していきます。
・特別支援教育推進員を10名（令和5年度75名）増員し配置したことで、発達障害等のある児童・生徒に対してきめ細やかな指導・支援を行うことができました。 ・アセスメントツールについては、区立小・中学校まなびの教室担当教員に研修を実施しました。読み書きに配慮を要する児童・生徒に対してアセスメントツールを活用し、学級での支援や合理的配慮に繋げることができました。 ・就学支援シートについては、就学予定の全ご家庭へ案内チラシを送付するとともに、区ホームページでのシートの様式ダウンロード、公私立就学前施設へのシートの送付を行うなど、活用の促進を図りましたが、対象となる1年生の児童数が減少したこともあり、令和6年度の活用実績は188件（令和5年度206件）となりました。 ・学校生活支援シート及び個別指導計画については、各校の教育課程に盛り込むことで、活用の促進を図っています。 ・また、就学相談・特別支援教育に関する説明会では、区の就学相談の流れ及び支援について、全体での説明及び個別相談を実施しました。これらの取組により、令和6年度は就学相談の件数は429件（令和5年度392件）に増加しています。	B	・知的障害や身体障害、発達障害があるなど、障害や発達の状況に応じたきめ細やかな支援を行うために、特別支援教育における推進員等の充実を引き続き図っていきます。 ・アセスメントツールを活用し、教育的ニーズのある児童・生徒に対するサポートの充実を引き続き図っていきます。 ・リーフレットの配布や説明会の開催等により、引き続き、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓発に取り組んでいきます。
・学識経験者や心理職等の専門家による巡回指導を各1校当たり年3回実施しました。巡回指導の中で、児童・生徒についての特性理解、指導内容、校内における支援体制作りへの助言を行い、支援体制の確保を図りました。 ・特別支援教育相談員を1名増員し、フォローアップによる学校訪問の体制確保を図りました。	B	・発達特性のある児童・生徒が増えてきていることから、支援体制の充実を図るために、引き続き、学識経験者や心理職等の専門家による巡回指導を継続していきます。 ・学校からの要望に対応した特別支援教育相談員のフォローアップによる学校訪問を継続していきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
57	日本語サポート指導 区立小・中学校及び幼稚園に編入した外国籍等の幼児・児童・生徒が日本の学校（園）生活へ円滑に適應できるように、日本語サポート指導を行います。教育センターまたは各学校・園へ日本語サポート指導員を派遣し、日本語初期指導として集中・個別指導を行います。日本語初期指導の実施時には、指導員が日本語の初期指導とともに、児童・生徒に対しては、タブレット端末の使い方についてのサポートも行い、自学自習を支援していきます。 日本語初期指導終了後は、希望者に対して放課後に日本語による教科の学習指導を実施します。 また、中学校3年生のうち、日本語による学習活動に支障が生じている外国籍等の生徒を対象に、希望する進路の実現に向けた学習指導を行い、進学等を支援します。 さらに、日本語学級の設置校ではICTを活用し、学習した日本語を用いて他者と会話をする機会を増やすことで、習熟を促していきます。	教育支援課	- 日本語初期指導 7,094時間 （指導幼児・児童・生徒数133名、DLAテスト（※）の実施63名） - 日本語学習支援員 136名 - 外国籍等の中学校3年生に対する進学支援 21名 - 保護者会等通訳派遣 629時間（311件） - 日本語初期指導実施時、指導員がタブレット端末の使い方をサポートする指導を実施 - 東京都教育委員会と連携した仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援を実施。日本語学級設置校及び日本語加配教員在籍校の児童・生徒57名にIDを配付。 ※DLAとは 文部科学省「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」の一環で開発された対話型アセスメント（略称「DLA」：Dialogic Language Assessment for Japanese as a Second Language）
58	外国籍等の子どもや保護者への教育支援等 保護者への支援や学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力をするNPO法人との連携により、外国から編入・転入してきた子どもが学校生活に慣れるための支援として、区立学校及び幼稚園での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を多言語で作成し、公開します。 また、学校から家庭へのさまざまな連絡文書の翻訳事例を作成・公開するとともに、保護者会への通訳派遣等の支援を行います。	教育支援課	「新宿区の学校生活」を改訂後、各学校へ通知し、対象児童・生徒等に配付することで、学校生活に慣れるための支援を実施。また、新宿区の外国人向け生活情報ホームページで「新宿区の学校生活」を公開（10言語に対応） - 学校が作成した連絡文書（学校だより等）の翻訳 1,556件 - 保護者会等への通訳派遣 629時間（311件）（No.57「日本語サポート指導」再掲） - 国際理解教育 総合的な学習の時間に、海外経験のあるシニアボランティアや留学生との交流を行うことで、児童・生徒の国際理解教育の推進に寄与する授業を実施しました。 延べ 8時間 （1校、2か国の生活や文化等の説明） （No.16「国際理解教育」再掲）
59	外国籍の子どもへの就学支援 区内には、日本に在留する外国人とともに、学齢期の外国籍の子どもも多い現状であり、外国籍の子どもたちが自らの力で生きていけるように学習の機会を持つことが大切です。そのため、就学状況についてアンケート調査を実施し、就学状況の把握に努めるとともに、調査結果に基づき、不就学となっている外国籍の子どもに対して、就学促進を図っていきます。また、これから学齢期を迎える子どもに対しても、就学の機会を提供できるよう、対象の家庭に対する周知活動を行っています。	学校運営課	- 就学状況が確認できない外国籍の子どもがいる世帯に対してアンケート調査を実施しました。（発送対象者284人、回答者118人、回答率41.5%） - アンケート未回答者86名（調査後転出者等除く）について、子ども総合センターに状況照会を実施しました。 - 翌年度に学齢期を迎える外国籍児童159名にも進学予定先についてアンケート調査を実施しました。（回答者78人、回答率49.1%） - アンケート調査及び子ども総合センターへの状況照会を経て就学状況が確認できなかった42名については、令和7年度にかけて、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク登録機関への照会や、出入国在留管理局への出入国履歴照会及び訪問調査を実施する予定です。
60	共同学習の推進 障害のある子どもと障害のない子どもが交流を通じて相互理解を図り、豊かな人間性を育むことを目的として、特別支援学校と小・中学校間の副籍交流や、通常の学級と特別支援学級間における交流及び共同学習を推進します。 また、外国籍の児童等が多い新宿区の特長を活かして、学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことのできる授業を行うなど、相互の学びを促していきます。	教育支援課 各学校	- 特別な支援を要する児童・生徒との交流 副籍の状況 小学校（28校）：90名、中学校（8校）：48名 - 通常の学級と特別支援学級における校内での交流の実施 小学校：6校、中学校：3校 - 新宿養護学校と鶴巻小学校・西新宿小学校・四谷中学校・西新宿中学校との交流の実施 - 異文化理解や共生の態度を育む国際理解教育の実施 全小・中学校 （No.18 「交流及び共同学習」再掲） - 国際理解教育 総合的な学習の時間に、海外経験のあるシニアボランティアや留学生との交流を行うことで、児童・生徒の国際理解教育の推進に寄与する授業を実施しました。 延べ 8時間 （1校、2か国の生活や文化等の説明） （No.16・58「国際理解教育」再掲）

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・日本語初期指導では、DLA受験者のうち、「話す」・「聴く」のテストにおいて、ステージ3（支援を得て、日常的なトピックについて理解し、学級活動にも部分的にある程度参加できる）の評価を受けた児童・生徒の割合は69.8%であり、第二次実行計画の際に目標値としていた70%に近づいており、概ね目標を達成したと評価します。在籍校の日本語指導担当教員等と情報を共有し、支援の必要な幼児・児童・生徒に対して学校及び幼稚園での指導の工夫を図れたことから、適切な指導体制が確保できたものと評価します。 ・外国籍等の中学校3年生に対する進学支援については、対象生徒21名全員が希望する学校に合格しており、学習指導の取組が成果を上げていると評価します。 ・東京都教育委員会との協定による仮想空間（メタバース）を活用し、授業中にオンライン支援員等と日本語で会話したり、他の日本語学級等の児童・生徒等と交流したりすることで、日本語での会話の機会を増やすことができました。以上のことから計画どおりと評価します。	B	・引き続き、区立学校（園）に編入した外国籍等の児童・生徒等の日本語の定着を図り、学習内容の理解が深まるよう支援するとともに、円滑な学校（園）生活が送れるようにしていきます。また、児童・生徒等がタブレット端末を使用して学習が進められるよう、家庭でのタブレット端末の使い方や活用等の周知を図り、自学自習を支援していきます。
・「新宿区の学校生活」の配付により、外国から編入・転入してきた子どもたちが、区立学校での学習や生活について知ることができ、教育支援ができたと評価します。 - また、新宿区の外国人向け生活情報ホームページに公開しており、外国籍児童・生徒の保護者への支援の一助となっています。 ・学校が作成した連絡文書（学校だより等）の翻訳や、保護者会等への通訳派遣を行うことで、外国籍等の保護者への支援ができたと評価します。 ・国際理解教育 総合的な学習の時間における国際理解教育支援においては、実施を予定していた学校で学級閉鎖により実施できなかった学校がありましたが、活用した学校において充実した授業を実施することができ、授業協力ができたと評価します。	B	・引き続き、外国籍等の子どもや保護者への支援として、「新宿区の学校生活」を配付するとともに、学校だより等の翻訳を行います。 ・国際理解教育について、引き続き、学校の実情に応じて、授業支援を行っていきます。
・就学状況が確認できない外国籍の子どもがいる世帯に対してアンケート調査と併せて丁寧な就学案内を行うことで、就学の促進に取り組みました。 ・これから学齢期を迎える児童に対してアンケート調査により事前に就学意思の確認を行うことで、手続きのサポートを必要とする家庭に適切な案内を行うことができました。	B	・各アンケートの回答率はいずれも50%未満であり、サポートを要する家庭の早期発見のため、回答率の向上に取り組む必要があります。今後も継続してアンケート調査に取り組みますが、手法について検討していきます。
・特別な支援を要する児童・生徒との交流については、児童・生徒の実態に応じて、都立及び区立の特別支援学校との直接交流及び間接交流を行いました。副籍交流により、地域の学校の情報を得ることができた他、多様性を活かした学びを促進することができました。 ・通常の学級と特別支援学級間での交流については、児童・生徒の実態に応じて、学校行事やクラブ活動等において実施しました。 ・新宿養護学校では鶴巻小学校・西新宿小学校・四谷中学校・西新宿中学校との交流を行いました。 ・多文化共生をテーマにした学習等国際理解を深める教育活動を行いました。 ・これらの取組を通して、多様性を活かした相互の学びを促進することができました。	B	・特別な支援を要する児童・生徒との交流については、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことができるよう、必要に応じてICTを活用したコミュニケーション等の工夫を行いながら、副籍交流等を実施していきます。 ・外国籍の児童等が多い新宿区の特長を活かし、学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことのできる授業を行い、引き続き相互の学びを促していきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
61	専門人材を活用した教育相談体制の充実 全区立学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安に対して、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行うとともに教職員との連携を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。 また、子どもを取り巻く社会環境の変化や、学校が抱える課題の複雑化に対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用して子ども家庭支援センター等の新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークを構成する関係諸機関と連携し、早期の課題解決を図ります。	教育指導課 教育支援課	・スクールカウンセラーを全小・中学校に週2～4日程度派遣（区費による配置20人、都費による配置42人） ・都及び区スクールカウンセラーによる連絡会の実施（年3回）（No.26「スクールカウンセラーの配置」再掲） ・スクールソーシャルワーカーを全小・中学校に派遣（年3回） ・子ども家庭支援センターとの連絡会を開催し、子どもを取り巻く環境や各課で関係している心配な家庭や児童・生徒の情報について共有することができました。（年2回）
62	公私立幼稚園保護者の負担軽減 幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、区立幼稚園の入園料及び保育料を無料としています。また、私立幼稚園保護者に対しては、入園料及び保育料について補助を行います。 公私立幼稚園の保護者の負担軽減を図ることにより、保護者の選択の幅を広げ、就学前の子どもに対する幼児教育・保育の機会の充実を図ります。	学校運営課	【私立幼稚園】 ・入園料補助金（上限80,000円） 対象者数 令和6年度 412人 （令和5年度 466人、54人減） ・保育料補助金（上限金額の引き上げ及び支給回数の増加） 補助金上限金額 月額32,000円から月額40,000円へ引き上げ 補助金支給回数 年2回から年3回に増加 園に直接支給する代理受領の導入（令和5年10月から実施） ・保育料等補助金の申請手続きの見直し 施設等利用費及び保護者負担軽減補助金の申請書類の一本化
63	就学援助 経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。	学校運営課	・就学援助認定人数 2,308名 ○小学校 1,553名 （要保護83名、準要保護1,443名（新小学1年生159名含む）、特別支援教育就学奨励27名） ○中学校 755名 （要保護45名、準要保護698名、特別支援教育就学奨励12名）
64	奨学資金の貸付 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）・高等専門学校・専修学校の高等課程に入学・在学する生徒（区内に居住）のうち、成績優秀で、経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な資金の一部の貸付けを行います。なお、国や東京都の給付金・助成金が充実し、貸付型の奨学金の需要が少なくなっていることから、今後、区における奨学資金の貸付の見直しについて検討していきます。	教育調整課	・区における奨学資金の貸付の見直しについて検討を行い、より区民ニーズに即した事業とするため、以下のとおり制度改正を行いました。 ○国・東京都の奨学金制度の拡充により、授業料が実質無償化されていることから、入学後の貸付（国公立：18,000円/月、私立：30,000円/月）を廃止 ○入学時、一時的に多額の経費を必要とする状況があることから、入学準備金としての貸付金額を増額 【国公立】100,000円→200,000円 【私立】200,000円→500,000円 ○奨学生自身の将来展望によっては、返済の必要がなくなるよう、返還免除規定を拡充 【居住要件】 高等学校等または大学等の卒業後、3年以上新宿区に在住し、2年以上特別区民税の納付実績があること 【就業要件】 区指定の資格等を利用して区内事業所等で3年以上従事、または、区内の福祉事業所等で5年以上従事すること ・上記制度改正にあたって、区ホームページへの掲載、広報新宿、しんじゅくの教育（教育広報紙）での周知に加え、各学校職員へ対面での周知を行いました。 ・奨学資金貸付額実績：3,072,000円（貸付人数：9名） ・令和7年度生募集実績：5名の応募者を審査し、4名（内1名辞退）を採用としました。 ・調定額実績 新規：5,220,000円（51名） 滞納繰越額：11,738,800円（37名） ・収入額実績 6,467,300円（70名） うち奨学資金貸付金の納付指導の業務委託分 938,000円

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・学校生活におけるさまざまな悩みや不安に対応しました。日常生活や親子関係等の悩みについてもスクールカウンセラーが対応し、児童・生徒や保護者を対象としたカウンセリングを行いました。 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、関係機関との連携等を一層充実させる必要があります。 ・「学校評価等を活用した学校長への質問紙調査結果（学校と関係機関の十分な連携ができていると回答した割合）」は85.2%で、専門人材を活用した教育相談体制の確保が概ねできました。 ・子どもを取り巻く社会環境は常に変化しており、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークの構成員による定期的な情報交換の必要があります。	B	・児童・生徒や保護者の不安や悩みについてスクールカウンセラーが相談に応じ、心の健康問題に対応していきます。 ・スクールソーシャルワーカーを活用して、関係機関との連携を推進し、引き続き学校の指導体制の充実を図ります。スクールソーシャルワーカーについては、令和7年度から増員していることから、各校への派遣回数を増やし、不登校児童・生徒への対応力の強化を図ります。
・入園料・保育料補助金の対象者に対して、例年とおりチラシの個別配付による補助申請の勧奨を行うことで、制度利用を促進し、保護者の負担軽減を図ることができました。 ・私立幼稚園の保育料等への補助金について、保育料補助金の上限金額の引き上げ、補助金支給回数の増加、申請手続きの簡略化により、幼稚園保護者のさらなる負担軽減を図ることができました。 ・さらに、私立幼稚園ガイドを令和5年度に引き続き発行し、補助制度について周知することで、広く未就園児の保護者へ幼稚園利用を勧奨することができました。 ・保護者の選択の幅を広げ、就学前の子どもに対する幼児教育・保育の機会の充実を図る必要があります。	B	・保育料の代理受領を実施していない区外の私立幼稚園を利用して保護者に対しては、電子申請をはじめとする申請手続きの簡略化に向けた見直しを行い、保護者の事務手続きの軽減を図ります。 ・預かり保育の利用料及び未就園児預かり事業の利用料補助について、東京都の制度を活用した各種預かり事業の区内実施園を拡充し、保護者の負担軽減を図ります。
区内に在住する学齢児童・生徒の保護者からの申請に基づき、認定を行いました。 ・区立学校に在籍する児童・生徒については、学校を通じて申請書を全家庭に配付、回収しました。 ・国私立等に在籍する児童・生徒については、ホームページに申請書の様式を掲載し、従来の窓口申請に加えて、郵送申請が可能であることを周知し、手続きの利便性向上を図りました。	B	経済的な理由によって就学が困難な家庭に対して、引き続き必要な援助を行うことで、子どもたちが安心して学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援していきます。 また、就学援助の手続きについて、電子申請化を行い、保護者の利便性向上を図るとともに、教職員及び区職員の事務負担の軽減を図ります。
・入学準備にかかる費用の現状及び他自治体での奨学資金の貸付実施状況等をふまえ、必要とする方がより利用しやすい制度へ改正することができました。 ・令和6年度の応募者は、想定していた20名を下回る5名にとどまり、制度改正前の令和5年度応募者数と同数でした。必要とする方に情報が行き届くよう、周知方法を検討する必要があります。 ・近年、国や東京都が奨学金制度及び奨学金返還支援制度を拡充していることや、民間企業でも同様に奨学金制度等を実施していることから、奨学金制度全般について、各実施団体の動向を注視していく必要があります。	B	必要とする方に情報が行き届くよう、周知の方法を検討していきます。 また、区奨学資金だけでなく、国や東京都等が実施する奨学金制度全般について、引き続き積極的に周知活動を行い、進学希望者の支援活動を継続していきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
65	入学祝金支給 新たに小・中学校に入学する学齢の子どもたちを対象に、新小学1年生に5万円、新中学1年生には10万円の入学祝金を支給することで、入学時の家庭の経済的負担を軽減するとともに、入学を祝福し、児童・生徒の健やかな成長を支援します。	学校運営課	基準日において、住民基本台帳に記録されている小学校及び中学校入学相当年齢の児童・生徒に対し、小学1年生に5万円、中学1年生に10万円の入学祝金を支給しました。 【令和6年度入学生（転入者分）】 - 基準日 令和6年4月30日 - 実績 小学生：100人 中学生：71人 【令和7年度入学生】 - 基準日 令和7年1月1日 - 実績 小学生：1,924人 中学生：1,967人
66	学校給食費等助成 区立小・中学校、特別支援学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を無償化するとともに、私立学校就学者等に区立学校の給食費相当額を支給することにより、子育て世帯の負担を軽減し、児童・生徒の健やかな成長を支援します。	教育調整課 学校運営課	- 区立学校給食費については、令和5年8月（2学期）から、新宿区に住民登録があり、かつ区立学校に複数の子どもが在籍している世帯の第2子以降の子ども及び新宿養護学校在籍の児童・生徒の学校給食費を無償としていましたが、令和6年度からは子育て世帯の負担軽減のため、新たにすべての子育て世帯を対象に学校給食費の無償化を実施しました。 - 私立学校就学者等支援給付金については、私立学校就学者等に対し、給食費相当額を給付金として年3回に分けて支給しました。 （小学生：年間51,000円、中学生：年間63,000円） 1回目（5/1基準） 給付件数：4,919件 2回目（9/1基準） 給付件数：5,045件 3回目（1/1基準） 給付件数：5,094件

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・振込口座の指定方法の見直しを行い、他給付金事業と併せて受給者の手続き負担軽減を図りました。 ・確認書のレイアウト変更を行い、記載内容を簡素化することで受給者の手続き方法が明確になり、不備補正件数の減少と速やかな支給につながりました。 ・令和7年度入学生から、確認書に進学予定先を記入する欄をもうけたことで、外国人児童等の就学先を就学事務に活用することができるようになりました。	B	・令和4年12月より新規事業として開始し、現在までに令和5年度入学生から令和7年度入学生への支給を実施しました。対象者あてに通知するプッシュ型給付を基本としたことで、円滑に支給しています。 ・令和7年度から入学祝金事業で収集した口座情報を、私立学校等就学者支援給付金事業に活用することで、私立学校等就学者支援給付金について、プッシュ型給付を行います。
・区立学校給食費については、これまでも各校で適切な給食費の執行管理に努めてきたところですが、無償化により、保護者口座からの給食費の引き落としがなくなる一方、公費を各学校の給食会計口座へ振り込むこととなるため、適切な事業実施体制の構築が求められます。 ・令和6年度の実施方法を精査し、事務処理を担う各学校へ十分に周知を行い、事務処理の改善を図っていく必要があります。 ・また、物価高騰に伴う給食費の執行状況については、随時確認する必要があります。 ・私立学校就学者等支援給付金について、今年度は第1回目の給付にあたり対象者全員に口座情報の提供を依頼しましたが、次年度からは対象者の利便性を考慮し、プッシュ型給付を行えるよう検討しました。	B	・区立学校給食費については、令和7年度も引き続き無償化を実施していくにあたっては、事務スケジュールの見直し等を行い、スムーズな公費の支給を行います。 ・物価高騰に伴う給食費の執行状況について、引き続き注視していきます。 ・私立学校就学者等支援給付金については、令和7年度から入学祝金事業で取得した口座情報を活用し、本事業の対象者で入学祝金を受給した者に対し、第1回目の給付からプッシュ型給付を行います。

個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋		担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
施策9 学校の教育力の強化			
67	創意工夫ある教育活動の推進 各区立学校及び幼稚園が、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、幼児・児童・生徒の実態や地域の実情等の特色を活かして、創意工夫ある教育活動を推進します。 各区立学校及び幼稚園では、観察や実験、見学や調査、発表や討論、体験等の多様な学習活動を取り入れ、伝統文化の鑑賞体験をはじめ、国際理解、自然・環境、福祉・健康、防災、歴史や文化、地域の将来等、各区立学校及び幼稚園の特色を活かした創意工夫ある取組を行います。	教育支援課	・「創意工夫ある教育活動推進事業計画」に基づく、幼児・児童・生徒の実態や地域の実情、各学校・園の特色を活かした創意工夫ある取組の円滑な実施に向けた支援 小学校（29校） 中学校（10校） 特別支援学校（1校） 幼稚園（14園）
68	教育課題研究校・モデル校の指定 新宿区の現状や学習指導要領の内容等に照らして、特に取り組むべき教育課題に対応するため、教育課題研究校を指定し、教育委員会とともに教育課題について調査・実践による研究をすることともに、研究発表会を開催し、その成果を区立学校で共有することで、学校全体の教育力の向上を図ります。 また、教育委員会が設置する各委員会と連携し、教育課題を解決するための具体的な取組について研究・検証する教育課題モデル校を指定し、研究報告会の開催により課題解決のための取組を広げます。 令和6年度からは、教育課題研究校の指定を一旦休止し、次期学習指導要領の改訂に向けた方向性が整理され、改訂と関連した教育課題が明らかになった時点で指定を再開します。休止期間中は、教育課題モデル校の募集校数を増やし、新宿区の教育課題を解決するための取組を研究・検証していきます。	教育指導課	・令和5年度・6年度の教育課題研究校「基礎体力の向上」として2校（花園小学校・淀橋第四小学校）を指定し、取組成果を共有（10月） ・参加者向けの事後アンケート「自校の取組の参考にできる」に対する肯定的な意見：90.9% ・令和6年度の教育課題モデル校「教科担任制」として3校（江戸川小学校・東戸山小学校・柏木小学校）を指定し、教科担任制を効果的に進めるための組織体制や教科担任制を活かした授業の質の向上について実践研究を推進し、全区立小学校に取組成果を発信（5～12月 計7回） ・令和6年度の教育課題モデル校「不登校児童・生徒への支援の充実」として2校（牛込第二中学校・四谷中学校）を指定し、組織的な不登校対応等についての取組成果を全校で共有（11月）
69	学校経営力の向上 学校経営が多様化・複雑化する中で、学校の現状と課題を的確に把握し解決することのできる「学校経営力」の向上が常に求められています。このため、校長や副校長、主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーが組織的に授業改善や生活指導等に取り組んでいきます。さらに、学校支援アドバイザーが、これまでに培った知識や経験を活用し、若手教員やミドルリーダーの育成等について具体的に助言するなどし、学校経営力の向上を支援していきます。 また、保護者・地域に積極的に連携・協力してもらうため、学校公開等を積極的に設定するなど、開かれた学校づくりを進めていきます。	教育指導課	・管理職及び主幹教諭、主任教諭等のミドルリーダー向けの研修を実施（全小・中学校） ・学校支援アドバイザーによるミドルリーダーへの授業力や指導力、メンタル面の把握による管理職支援を実施（全小・中学校） ・複数回の学校公開の実施（全校・園）
70	学校の法律相談体制の整備 学校を取り巻く課題が複雑化・困難化する中で、弁護士の専門性を活用することにより、緊急危機事案や学校に対する不当な要求への対応等、学校が法に基づく助言を必要とする問題について迅速かつ適切に対応します。また、これにより、教職員が児童・生徒等への指導に専念できるよう支援します。	教育指導課	スクールロイヤー（弁護士）の知見を活用し、学校の法律相談体制の充実を図りました。また、学校からの相談に対し、スクールロイヤーが学校への指導・助言のため適宜来庁及び来校し、直接法律的な観点からの助言を行うことで、困難事例等に迅速かつ適切な対応ができました。（相談件数56件、相談時間延べ70時間55分）

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
「学校関係者評価の結果（「創意工夫ある教育」に対するA評価の割合）」は、74.1％でした。A評価としなかった学校についても、地域人材を学校に招いた取組を行ったり、学年・学級で実施できる取組を充実させたりするなどの工夫を行いました。 ・実施されたさまざまな取組は各学校（園）の教育活動の充実に寄与しており、A・B評価を合わせた割合は100％であったことから、計画どおりと評価します。	B	創意工夫ある教育活動による学習効果を高めていくためには、カリキュラムマネジメントを一層向上させるとともに、地域の方や事業者、教育機関等地域との連携を深めていくことが重要です。今後も各学校（園）で創意工夫ある取組を継続して実施できるよう支援していきます。
・令和5年度・6年度の教育課題研究校「基礎体力の向上」の研究発表では、会場での研究発表とオンラインを併用して開催し、効率的に取組成果の共有を進めることができました。 ・教育課題モデル校「教科担任制」の研究については、3校の指定校がそれぞれ実践発表会を開催しました。授業公開と成果発表を同時に実施したことで、各校の教科担任制に対する理解が深まり、自校の取組の改善につながり、全区立小学校が令和7年度からの中学年からの教科担任制に移行する準備を整えることができました。 ・教育課題モデル校「不登校児童・生徒への支援の充実」の研究については、年間を通して組織的な不登校対応の実践を蓄積し、生活指導主任会で発表し、取組の成果を全校で共有することができました。	B	・令和7年度は、次期学習指導要領の改訂に向けた方向性の整理等が行われることから教育課題研究校の新規募集は引き続き行わず、教育課題モデル校の実践研究の充実を図っていきます。 ・令和7年度の教育課題モデル校については、「架け橋プログラム（2小学校ブロック）」をテーマに就学前教育と小学校の円滑な接続について、「不登校支援の充実（3校）」をテーマにチャレンジクラスや不登校対応巡回教員を活用した組織的な不登校支援について実践研究を進め、取組成果を全校・園に発表していきます。
・管理職及び主幹教諭、主任教諭等のミドルリーダーが、学校の現状と課題を的確に把握し、課題解決が具体的にできるように研修内容や方法を工夫しました。 ・校園長研修会と副校園長研修会の計画にあたっては、小・中学校の校長と副校長それぞれの課題意識を把握し、学校経営の改善につながる課題を設定して実施しました。	B	学校支援アドバイザーが専門的な知識や能力を発揮し、学校を支援していけるように、引き続き学校のニーズを把握しながら研修等の充実に努めていきます。
・専門的な見地からの助言を得られたことで、各学校の適切な対応につながりました。 ・事案が深刻化する前に、法的根拠を含めた専門的な助言を得られるように、引き続き、各学校への法律相談体制の周知が必要です。	B	引き続き、校園長研修会や生活指導主任会等を通して、学校が共通して理解しておくべき事案の対応等のポイントについて周知していきます。また、困難な事例等については、適切にスクールロイヤーに助言をもらい、学校を支援してまいります。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和6年度 進捗状況																																								
			(A) 取組状況、実績（数値）																																								
71	教員の働き方の意識改革等 「教員の勤務環境の改善・働き方改革第一次・第二次報告書」に基づき、教員が健康でやりがいを持ちながら子どもたちと向き合い、質の高い教育活動を継続できるよう、学校現場の実情に応じた具体的な34の取組を、実践できるものから速やかに実施しています。勤務時間を意識した働き方に向けた、長期休業期間中の一斉休暇取得促進期間の設定や、各区立学校及び幼稚園の実情に応じた定時退庁日の設定等を実施しています。また、副校長の業務を補佐することを目的に、全小中学校に学校経営推進員、全中学校に学校経営補助員を配置しています。さらに、教員の負担軽減を図るとともに、児童・生徒への指導や教材研究に注力できるよう、全区立学校にスクール・サポート・スタッフ、全小中学校にエデュケーション・アシスタントを配置します。このほか、タイムレコーダーによる勤務実績を活用しながら、取組の効果を検証するとともに、業務の平準化等につなげています。 また、取組の改善に向けて、各区立学校及び幼稚園の学校評価において点検・評価を実施し、教職員が取組の成果を実感できるよう評価結果を共有し、意識改革を図っていきます。 こうした取組に加え、教育委員会事務局と学校管理職で構成するプロジェクトチームにおいて、教職員の勤務環境の改善と働き方の意識改革に関するさらなる取組を検討し実践することで、一層の改善につなげていきます。	教育指導課	・副校長の事務を補佐する小・中学校の補助員（学校経営推進員及び学校経営補助員）を引き続き配置したほか、令和6年度から教員の事務を補佐するスクール・サポート・スタッフ、小学校1学年から3学年の副担任相当の業務を行うエデュケーション・アシスタントを新たに学校に配置し、教員の負担軽減を図るとともに児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を強化しました。また、部活動指導の一部民間委託については、30部活動から62部活動に拡充しました。 ・学校と保護者との連絡手段について、保護者や教員の利便性向上及び負担軽減を図り、出欠席連絡・電子データ添付・自動翻訳等の機能を有する新システムを導入し、学校と保護者の連絡が効率的に行えるようにしました。 ・長期休業中の一斉休暇取得促進により、休暇を取得しやすい環境を整えました。（8月13日から8月16日に実施） 上記期間の休暇取得率 97.4% ・1週間あたりの勤務時間が60時間を超える副校長は、令和6年度で延べ2名となり、前年度と比較して10名減少しました。（4月～3月の累計数比較）また、1週間あたりの勤務時間が60時間を超える教員は延べ38名となり、前年度と比較して24名減と、大きく減少しました。その他、8月については、3年連続で全校一斉ゼロを達成しています。 ・勤務時間が特に長い教員に対しては、当該校の校長とともに教育指導課長が面接を行い、状況を聞き取るとともに、ワークライフバランスの重要性について説明しました。 ・プロジェクトチームで「教員の勤務環境の改善・働き方改革第一次・第二次報告書」に掲げた34の取組を検証し、「1週間あたりの勤務時間が50時間を超える教員を原則ゼロにする」ことを新たな目標として掲げた「教員の勤務環境の改善・働き方改革第三次報告書」を令和7年3月に作成しました。毎年度、年度当初に周知する教員の働き方改革チラシについて、教員向け・保護者向け双方の刷新を行いました。 （1週間あたりの勤務時間が60時間を超える教員の人数・割合） ※平成30年度は9月～3月のみの実績 <table><tr><th>職層</th><th>H30※</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr><tr><td>校長</td><td>12人 (4.2%)</td><td>4人 (0.8%)</td><td>0人 (0%)</td><td>3人 (0.6%)</td><td>1人 (0.2%)</td><td>1人 (0.2%)</td><td>0人 (0.0%)</td></tr><tr><td>副校長</td><td>69人 (22.7%)</td><td>52人 (9.9%)</td><td>26人 (4.9%)</td><td>29人 (5.5%)</td><td>17人 (3.2%)</td><td>12人 (2.3%)</td><td>2人 (0.4%)</td></tr><tr><td>一般</td><td>227人 (4.4%)</td><td>219人 (2.4%)</td><td>134人 (1.4%)</td><td>114人 (1.2%)</td><td>63人 (0.7%)</td><td>62人 (0.6%)</td><td>38人 (0.4%)</td></tr><tr><td>合計</td><td>308人 (5.4%)</td><td>275人 (2.7%)</td><td>160人 (1.6%)</td><td>146人 (1.4%)</td><td>81人 (0.8%)</td><td>75人 (0.7%)</td><td>40人 (0.4%)</td></tr></table>	職層	H30※	R1	R2	R3	R4	R5	R6	校長	12人 (4.2%)	4人 (0.8%)	0人 (0%)	3人 (0.6%)	1人 (0.2%)	1人 (0.2%)	0人 (0.0%)	副校長	69人 (22.7%)	52人 (9.9%)	26人 (4.9%)	29人 (5.5%)	17人 (3.2%)	12人 (2.3%)	2人 (0.4%)	一般	227人 (4.4%)	219人 (2.4%)	134人 (1.4%)	114人 (1.2%)	63人 (0.7%)	62人 (0.6%)	38人 (0.4%)	合計	308人 (5.4%)	275人 (2.7%)	160人 (1.6%)	146人 (1.4%)	81人 (0.8%)	75人 (0.7%)	40人 (0.4%)
職層	H30※	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																				
校長	12人 (4.2%)	4人 (0.8%)	0人 (0%)	3人 (0.6%)	1人 (0.2%)	1人 (0.2%)	0人 (0.0%)																																				
副校長	69人 (22.7%)	52人 (9.9%)	26人 (4.9%)	29人 (5.5%)	17人 (3.2%)	12人 (2.3%)	2人 (0.4%)																																				
一般	227人 (4.4%)	219人 (2.4%)	134人 (1.4%)	114人 (1.2%)	63人 (0.7%)	62人 (0.6%)	38人 (0.4%)																																				
合計	308人 (5.4%)	275人 (2.7%)	160人 (1.6%)	146人 (1.4%)	81人 (0.8%)	75人 (0.7%)	40人 (0.4%)																																				
72	OJTの充実 学習指導要領をふまえた教育課題への対応が求められる中、管理職や指導教諭による若手教員への指導等、職場内での日常的な研修を一層充実させるとともに、GIGAスクール構想における1人1台端末環境を活用した学習指導を充実させる必要があります。指導主事や学校支援アドバイザーの派遣により若手教員への指導、OJTの推進状況の確認等を行うほか、人材育成のため管理職への助言を行い、各学校における授業改善に向けたOJTの取組を充実します。 また、管理職やミドルリーダーに、人材育成のための研修を実施します。	教育指導課	・年間のOJT推進計画を立て教育指導課に提出（全校、5月） ・校内OJTの取組状況について、学校支援アドバイザーが直接管理職から聞き取りを行い、報告書を作成（12月・1月） ・報告書の内容を概要版に整理し、次年度に向けた課題を管理職に説明（2月）																																								
73	学校支援アドバイザーの派遣 学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員等への基本的な指導や学校運営等の具体的な助言を行い、各区立学校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 また、学校支援アドバイザーの専門性や経験を活かして、管理職や主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーへの助言を行い、学校の組織マネジメント力の向上を図ります。	教育指導課	・若手教員とミドルリーダーに対する学校支援アドバイザーの派遣と指導（全小・中・特別支援学校） 〈訪問回数〉若手教員への指導：年5.14回/人 〈対象〉 ・1年次 40名 ・2年次 56名 ・3年次 29名 ・ミドルリーダー研修：年1.3回/校																																								

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・令和6年度には、部活動指導の一部民間委託の拡充や、教員補助職の新設等により教員の負担軽減を図るとともに、子どもたちによりきめ細やかな対応ができる体制を強化しました。 ・タイムレコーダーの活用による教員の勤務状況の客観的な把握により、学校への情報提供や指導・助言をするとともに、学校・園ではデータを校内研修や教員の指導の際の資料として活用することで、教員の勤務時間に対する意識向上につながりました。 ・管理職やミドルリーダー等の主体的な取組により、意識改革だけでなく、校内会議や校務分掌の見直し等、具体的な取組につながりました。 ・1週間あたりの勤務時間が60時間を超える教員数は、年々減少しています。働き方改革の取組以前において、超過勤務時間の割合が特に多い校種である小学校・中学校も、勤務時間の改善が進んでいます。一方、1週間あたりの勤務時間が60時間を超える教員がゼロとならない学校が固定化しており、当該校に対して継続的に指導・助言を行う必要があるため、教育指導課長による面談を継続していきます。 ・1週間あたりの勤務時間が50時間を超える教員は令和7年3月で131人（14.8%）おり、教員の長時間勤務は依然として多い状況です。教員が心身ともに充実するとともに、研修や学ぶ時間を十分に確保し、教育レベルの低下を招くことがないよう、教員の働き方改革を今後も進めていく必要があります。 ・東京都教育委員会では、令和6年3月に「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を作成し、令和9年度までに「時間外在校等時間が1か月当たり45時間超の教員の割合をゼロにする」という目標を掲げました。 ・また、文科省では中央教育審議会の答申（令和6年8月）をふまえ、諮問事項（令和6年12月）において「教師の努力と熱意に対して過度な依存はできず、教育課程の実施に伴う負担に真摯に向き合うことが必要」と指摘しており、働き方改革の取組のさらなる充実を図る必要があります。 ・今後は、第三次報告書で掲げた新たな目標の達成に向け、報告書で取りまとめた施策・取組について実施できるものから速やかに実施し、教員が安心して本務に集中できるよう教員の勤務環境の改善と働き方改革を進め、子どもたちが生涯を切り拓いていく力を一層伸ばしていく必要があります。	A	・「教員の勤務環境の改善・働き方改革第三次報告書」に掲げた新たな目標の達成に向け、引き続き働き方改革の取組を推進します。 ・1週間あたりの勤務時間が50時間を超える教員がいる学校に対して継続的に指導・助言を行う必要があるため、学校長による指導・助言とともに、必要に応じて教育指導課長による面談を実施します。 ・夏季休業期間における休暇取得促進等の取組を継続し、各校に周知を徹底していきます。 ・教育委員会が所管する会議等においても、説明が中心となる会については、オンラインや動画配信に切り替えるなど、会議の精選や効率化を進めていきます。 ・スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタントを校内で効果的に活用できるよう、各校を支援していきます。 ・各学校・園が実施した働き方改革に向けた取組を今後も継続しつつ、教育委員会事務局と学校管理職で構成するプロジェクトチームで一層の情報共有を図りながら、取組内容の改善を検討していきます。 ・プロジェクトチームの下で、第三次報告書に掲げた新たな目標の達成状況や、新たな施策として掲げた「学校・保護者間アプリ等を活用した業務の効率化」、「小学校における教科担任制の推進」も含めた「18の施策」の進捗状況について確認の上、意見交換を行いながら、取組内容の改善を検討していきます。 ・給特法改正案（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案）の成立を受け、今後の国・都の動向を注視しながら適切に対応していきます。
・各学校において、OJT推進計画を策定し、計画的にOJTの取組を実施しました。 ・学校支援アドバイザーが各校を訪問し、OJTの実施状況を把握して各校の実態に応じた若手教員への指導や管理職への助言を行い、次年度の改善につなげることができました。	B	・引き続き、各校のOJT推進計画の進捗状況を確認し、達成状況に応じて指導・助言を進めていきます。 ・一人ひとりの教員の課題に応じた効果的なOJTの取組を区内の学校で共有し、各校のOJTの推進を支援していきます。
・学校支援アドバイザーが定期的に学校を訪問し、主に若手教員を対象として学習指導や生活指導等に関する指導・助言を行うことにより、人材育成につながりました。 ・学校支援アドバイザーの専門性や経験を活かして、管理職や主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーへの助言を行い、学校の経営支援を行いました。	B	・引き続き、学校訪問等による若手教員への指導及びミドルリーダー研修を実施していきます。 ・訪問時は、タブレット端末の活用に関する内容や各校の働き方改革の進展に関する指導・助言をさらに進めていきます。 ・学校支援アドバイザーから集約した情報を、その他の研修や学校訪問での指導に活かしていきます。 ・学校支援アドバイザーがICT活用をはじめとする新しい教育課題に対応し、資質・能力を一層高めていけるよう、引き続き指導主事との情報交換や研修の機会を定期的に設けていきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和6年度 進捗状況
			(A) 取組状況、実績（数値）
74	経験と職層に応じた研修の充実 学習指導要領をふまえた教育課題に対応するため、若手教員に対して実施する新任教員研修や2・3・4年次研修、中堅教員等向けの資質向上の研修について、学校及び幼稚園におけるOJTと一層関連させ、研修効果の向上を図ります。特に、GIGAスクール構想における1人1台端末環境を活用した学習指導の充実に向けては、経験や職層に応じた研修の充実に加え、各区立学校の実践を共有することにより、OJTの活性化を図っていきます。 さらに、夏季集中研修や職層別研修では、各研修がより効果的なものとなるよう内容の充実を図ります。	教育指導課	・若手教員の研修については、学校支援アドバイザーの訪問による指導や校内OJTによる研修の内容と関連性をもたせて実施しました。 ・各種研修では、区の教育課題や喫緊の教育課題を取り上げるとともに、参加者がより主体的かつ実践的に参画できるよう、演習型の研修を取り入れました。

令和6年度 進捗状況	1年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針
(B) 評価、課題		
・若手教員を対象とした研修では、研修実施後に研修報告の提出を求めており、参加者が研修内容を理解し、所属校の実践に活かしている様子を確認することができました。 ・研修内容を学校のニーズや職層ごとの教員の状況に基づいて設定することで、個々の指導力の向上や所属校での職務の改善につなげることができました。	B	・タブレット端末のさらなる活用等、区の状況に合わせた研修内容の充実に努めていきます。 ・引き続き、学校のニーズを把握するとともに、指導主事や学校支援アドバイザーによる指導・助言の内容と関連性をもたせ、研修内容の一層の充実を図っていきます。

個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋		担当課	令和6年度 進捗状況					
			(A) 取組状況、実績（数値）					
施策10 学校環境の整備・充実								
75	学校施設の改善 ＜第三次実行計画事業46 ③「区有施設の照明設備LED化」を含む＞ 学校施設の照明設備を計画的にLED化することにより、エネルギー消費量削減の取組を推進していきます。 <table><tr><th>指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】</th></tr><tr><td>照明設備LED化工事【工事完了】</td></tr><tr><th>令和6年度の計画（令和6年度当初時点）</th></tr><tr><td>小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園 ○調査 ○設計</td></tr><tr><td>区有施設の照明設備LED化に向けた検討</td></tr></table>	指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】	照明設備LED化工事【工事完了】	令和6年度の計画（令和6年度当初時点）	小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園 ○調査 ○設計	区有施設の照明設備LED化に向けた検討	学校運営課	- 実施事業者選定のプロポーザルの実施 募集期間：令和6年4月12日～4月26日 応募事業者：2事業者 - 事業者選定評価委員会 第1回評価委員会：令和6年6月28日実施 第2回評価委員会：令和6年7月29日実施 実施事業者の選定：令和6年8月1日選定 契約締結：令和6年10月17日締結 - ESCO事業の実施 令和6年10月18日～令和7年3月31日 選定事業者による全小・中学校、特別支援学校、幼稚園の調査及び設計の実施
指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】								
照明設備LED化工事【工事完了】								
令和6年度の計画（令和6年度当初時点）								
小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園 ○調査 ○設計								
区有施設の照明設備LED化に向けた検討								
76	通学区域、学校選択制度、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営 近年の末就学児等の人数の増加傾向に対応するため、普通教室の整備・確保を行っていきます。また、「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」及び平成28年度の学校選択制度の見直しの状況をふまえ、通学区域の検討等を行い、児童・生徒の生活の場としてふさわしい学校づくりを進めていきます。 なお、令和3年度から7年度まで段階的に実施予定の公立小学校全学年での35人学級へ向けては、東京都の学級編制基準、通学区域内の末就学児数、将来の児童数の状況をふまえ、普通教室を適切に整備します。四谷小学校及び西新宿小学校においては、増築校舎を建築し、計画的に教育環境の確保を図ります。	学校運営課	0歳以上の住民登録者数に基づき、令和6年度から令和11年度までの児童・生徒数のシミュレーションを行い、それぞれの学校施設や学級数の状況をふまえて、将来的に普通教室の不足が見込まれる可能性のある学校について実地調査し、必要な教育環境の確保を図りました。 - 普通教室の整備等（小学校） 【工事】早稲田小学校 【備品整備等】早稲田小学校・四谷小学校 - 学校選択制度や指定校変更制度については、学齢期の児童・生徒に送付する学校案内冊子・入学通知書や、広報新宿・区ホームページ等において、制度を分かりやすく紹介し、周知を図りました。 - 四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しを行い、令和7年度から四谷4丁目、富久町8・9番地を四谷小学校から花園小学校に学区域を変更することを決定しました。 - 四谷小学校、西新宿小学校の増築校舎においては、令和7年2学期及び令和8年度からの利用開始に向けて、初度調弁の準備等を行いました。					
77	学校施設の長寿命化の推進 ＜第三次実行計画事業 61①「中長期修繕計画に基づく施設の維持保全」を含む＞ 学校施設の老朽化の現状及び公共施設等総合管理計画の趣旨をふまえ、小・中学校施設の長寿命化を基本とした学校施設個別施設計画を令和2年度に策定しました。本計画及び予防保全の考え方に立った「中長期修繕計画」に基づき、今後の児童・生徒数の動向等をふまえ、児童・生徒にとって良好な教育環境を整備していきます。 <table><tr><th>指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】</th></tr><tr><td>予防保全の考え方に立った適切な修繕の実施状況 修繕の実施 【修繕の実施】</td></tr><tr><th>令和6年度の計画（令和6年度当初時点）</th></tr><tr><td>○小学校 9校 ○中学校 6校</td></tr></table>	指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】	予防保全の考え方に立った適切な修繕の実施状況 修繕の実施 【修繕の実施】	令和6年度の計画（令和6年度当初時点）	○小学校 9校 ○中学校 6校	学校運営課	- 学校施設の長寿命化のため、下記のとおり工事を実施しました。 ①外壁改修 3校 鶴巻小学校、花園小学校、四谷中学校 ②空調設備改修 6校 江戸川小学校、富久小学校、落合第三小学校、西新宿小学校、牛込第三中学校、落合第二中学校 ③屋根改修 1校 花園小学校 ④給排水設備改修 2校 東戸山小学校、西新宿小学校（旧淀橋第二中学校建物部分） ⑤受変電設備改修 2校 落合第三小学校、牛込第一中学校 ⑥校庭整備 2校 東戸山小学校、西早稲田中学校 ⑦屋上防水 2校 花園小学校、牛込第三中学校 ⑧昇降機改修 4校（令和7年度まで継続して実施） 東戸山小学校、花園小学校、柏木小学校、西新宿中学校	
指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】								
予防保全の考え方に立った適切な修繕の実施状況 修繕の実施 【修繕の実施】								
令和6年度の計画（令和6年度当初時点）								
○小学校 9校 ○中学校 6校								

令和6年度 進捗状況	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針	
(B) 評価、課題			
・学校施設の照明設備LED化については、計画どおり令和7年度からの施工に向けた調査及び設計を全て完了することができました。	B	・令和6年度に策定した実施スケジュール・施工方法等の実施計画に基づいて、関係部署と連絡調整を行いながら令和9年度までに、学校施設の照明設備LED化を順次進めていきます。	
<table><tr><th>令和6年度末の状況</th></tr><tr><td>小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園 実施事業者選定のプロポーザルの実施 ESCO事業の実施・選定事業者による調査及び設計の実施（令和6年10月18日～令和7年3月31日） ○調査 ○設計 区有施設の照明設備LED化に向けた検討</td></tr></table>		令和6年度末の状況	小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園 実施事業者選定のプロポーザルの実施 ESCO事業の実施・選定事業者による調査及び設計の実施（令和6年10月18日～令和7年3月31日） ○調査 ○設計 区有施設の照明設備LED化に向けた検討
令和6年度末の状況			
小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園 実施事業者選定のプロポーザルの実施 ESCO事業の実施・選定事業者による調査及び設計の実施（令和6年10月18日～令和7年3月31日） ○調査 ○設計 区有施設の照明設備LED化に向けた検討			
・普通教室の整備やそれに伴い必要となる備品購入については計画的に行い、令和7年度に必要な教育環境の整備を適切に実施しました。 ・四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しを決定し、広報新宿・区ホームページや「しんじゅくの教育」での周知を行うとともに、学校説明会等の機会を捉えて、対象地域の保護者に対し説明を行いました。 ・四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しに伴い、花園小学校の魅力向上を図るため、外壁改修、校庭フェンスの設置工事等を行いました。 ・四谷小学校、西新宿小学校の増築校舎については、増築校舎の整備や本校舎からの移動、本校舎に生じる空き教室等の活用について、学校と検討を重ねました。	B	【増築校舎建設予定校】 ・令和7年度2学期から利用開始：四谷小学校 ・令和8年度から利用開始：西新宿小学校 ・四谷小学校・西新宿小学校の増築校舎完成後は、本校舎にゆとりが生じることから、本校舎を含めた教室活用について、引き続き学校と連携し検討していきます。 ・四谷小学校の児童数の増加や、隣接する花園小学校の児童数が少ない状況等への対応策の一つとして、両校の通学区域の見直しを行い、令和7年度から学区域の変更を実施します。 ・令和7年度で小学校のすべての学年が35人学級になることで、令和7年度以降は35人学級に伴う普通教室整備は終了し、児童数の増により普通教室数が足りなくなることが見込まれる学校に対し、教室整備を行います。	
・令和3年1月に策定した「新宿区立学校施設個別施設計画」に定める予防保全の観点に基づく学校施設修繕工事等を予定どおり実施し、良好な教育環境の整備に努めました。	B	・引き続き、「新宿区立学校施設個別施設計画」を基に、区立学校の長寿命化を前提とした適切な施設維持管理を実施します。なお、学校施設の老朽化が進んでいることをふまえ、関係部署との課題の共有を行っていきます。	
<table><tr><th>令和6年度末の状況</th></tr><tr><td>○小学校 9校 ○中学校 6校</td></tr></table>		令和6年度末の状況	○小学校 9校 ○中学校 6校
令和6年度末の状況			
○小学校 9校 ○中学校 6校			

（２）学識経験者の指摘・意見及び教育委員会の対応・判断

＜主な評価対象事業について＞

（１）子ども一人ひとりの学びの保証（教育ビジョン 取組の方向性 1）

- 1 学力調査を活用した個々の学力の向上
- 2 学校サポート体制の充実
- 3 放課後等学習支援
- 4 I C Tを活用した教育の充実
- 5 主体的・対話的で深い学びの実現

学識経験者の指摘・意見	教育委員会の対応・判断
1 学力調査を活用した個々の学力の向上 学力定着度調査の分析結果と個々のタブレット端末を連動させるといった I C Tの活用により、学級ごとの教員の指導力の浮き沈みが、課題として浮き上がってくる場合もある。I C Tの活用の中に多面的な視点を入れながら、学級や1人1人の子どもの補助を図ると、I C Tを上手く活用できると思う。	学力定着度調査の分析結果とタブレット端末の連動や I C Tの授業における活用については、教育委員会が主催する研修での事例共有や実践研究を積極的に進めているほか、各校が校内 O J Tを工夫し学校全体で効果的な活用を推進できる環境を整えています。 今後も、I C Tの効果的な活用につながるさまざまな視点を取り入れた研修を実施し、教員全体の指導力の向上や個々の児童・生徒の適切なサポートにつなげてまいります。
4 I C Tを活用した教育の充実 メディアリテラシー教育等の充実や、家庭でのタブレット端末の扱い方についての啓発等、I C Tを中心にしながら、多面的な教育活動をどう推進するかが重要だと思う。 また、協働学習等でのタブレット端末活用の好事例を、学校での研修会や巡回指導を通して他の学校に広めることができると、全体のレベルが上がっていくのではないかと。	教育委員会では、I C T環境のハード面の充実と並行して I C Tを活用した授業改善について研修等を通して推進してきました。 タブレット端末の導入から5年目を迎え、各校における授業改善は少しずつ進み、授業の組み立てや単元構成を工夫する教員が増えていきます。また、I C T支援員による学校巡回時の活用事例紹介や、参考事例の区共有サイトへの掲載を通じ、好事例の共有に努めています。 子どもたちがタブレット端末を主体的に活用していくことは、教育委員会でも重要なことであると認識しています。引き続き研修や各校における O J Tの充実に努め、各教員が学びを深めることの本質を理解し、I C Tを活用した授業改善を進めることができるように支援してまいります。

I C Tは今の学校での学習指導の中心的なトピックであり、それが当たり前に存在している中で、次の段階にどう進んでいくのかが問われると思う。学校現場の意見をふまえたタブレット端末選定は特に良い取組だが、アプリ等の中身についても実際に最前線で使用する教員の意見を聞くことがあっても良いのではないか。 また、教員側がI C Tの利用に慣れたことに伴い、活用法の工夫が停滞することがあるかもしれない。その際、他の教員の取組に接することで、変えていけることがあるかと思うため、色々な事例の共有をぜひ進めていただきたい。 その他、メディアの長時間接触や健康面の問題といった負の側面への言及は重要だと思う。現在はI C T機器があることが当たり前の状況であるため、デジタル・シティズンシップと言われる能力の育成等、単にI C Tから距離を取ることは異なるかわり方が求められる。さまざまな情報・事例を収集しながら進めていただきたい。	学校現場で使用するアプリやソフトについては、タブレットの選定と合わせて、代表学校長と代表教員で構成する情報教育推進委員会等で各教員の意見を聞いた上で導入いたしました。 また、I C Tの利用に慣れた教員も含めたすべての教員が随時閲覧できるよう、多くの参考事例を区共有サイトへ掲載し、各校の授業力向上に努めています。 さらに、デジタル・シティズンシップ※や情報モラル教育、ノーメディアデーの啓発については区公式ホームページへ資料や家庭への啓発リーフレットを掲載し、各校では資料を基に保護者会でも話題とするなど周知を進めています。引き続き情報・事例の収集に努め、情報活用能力の向上に向けた取組の充実を図ってまいります。 ※デジタル・シティズンシップ…デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のこと
I C Tの利点がこれだけ訴えられる中では、ノーメディアデー設定の意味が正しく伝わらない可能性がある。ただ不便な日にならないよう、趣旨をしっかりと伝えてほしい。 また、タブレット端末の更新を機に、子どもたちの価値観を変え、高度な利用から学びそのものを進める機会にしていきたい。 さらに、次の学習指導要領改訂では「探究」という言葉がキーワードとして出ており、その中でのA Iの活用推進のあり方がポイントになると思う。子どもたちが自分の考えを深めるツールとしてA Iを積極的に活用するとともに、最終的に判断・決定するのは人間であることを常に強調し、教員がそのファシリテーターとしての役割を担えるよう、研修等を実施しながら、新宿区の教育を充実させてほしい。	ノーメディアデーの啓発については、教育課程説明会等で教職員が正しく理解できるよう説明するとともに、家庭での啓発用に区公式ホームページへ資料も掲載しているところです。 また、生成A Iの利活用についてもまずは正しく教職員が利用場面や活用方法を学ぶ研修時間が必要と考え、すでに各校での研修や区としても管理職対象の研修会等を実施したところです。 今後も、時代に即した指導を教職員が行えるよう研修等に努めてまいります。

(2) 地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進（取組の方向性 17）

49 学校安全対策の充実

50 学校防災対策の充実

学識経験者の指摘・意見	教育委員会の対応・判断
49 学校安全対策の充実 50 学校防災対策の充実 アプリ導入により防犯・防災等の情報が保護者に伝わるのは大変良い。アプリにより不審者情報等を学校関係者だけでなく学童クラブや地域協働学校運営協議会委員等、広く区民に伝えられると、地域の方々が子どもの見回りをする上で、より効果的になると思う。 また、学校では、地震発生時に教育委員会の指示を仰ぐ暇がなく、校長判断ですべて対応せざるを得ない場面があり、校長の資質や判断能力が大変求められる。各学校がその学校ならではの防災対応ができるよう、教育委員会が広い視点から色々なケースに応じたアドバイスをを行い、校長がそれを活かして、いざという時の学校ごとの判断について各学校の防災計画の中に位置付けていけると良い。	一斉連絡システム（アプリ）の導入により、保護者にとって必要な情報をいち早くお知らせできるようになりました。このアプリでは、遅刻・欠席連絡等を行うことができる保護者チャンネルの他に、地域協働学校、PTA等の地域の学校関係者が利用できる一般チャンネルも設定できるようになっており、各校の運用状況に応じて情報発信できる仕組みを整えています。 また、教育委員会では、「新宿区立学校危機管理マニュアル」を作成し、震災時における区立学校の応急活動態勢等を記載しております。各学校では、学校安全計画を定め、子どもたちへの安全教育を行うとともに、学校危機管理マニュアル等を活用し、各学校の状況に応じた校内研修や訓練を計画的に実施し、震災時における学校長を含めた全教員の対応力向上に努めているところです。 今後も、学校防災連絡会や校園長会等を通じて、学校現場の意見を取り入れながら、学校危機管理マニュアルの見直しを随時行い、学校が災害時に迅速かつ適切に対応できるよう継続的に支援してまいります。
大規模災害時には、行政の指示を待つ前に学校に人が来てしまうため、それを前提とした準備、連携体制が必要である。 文部科学省の学校安全の推進に関する有識者会議では、学校安全計画や危機管理マニュアルについての学校運営協議会での共有や、他部局との連携も含めて地域単位で学校防災に取り組むことが必要とされている。避難訓練や避難所開設訓練等による地域、保護者との連携が、いざという時の校長先生の対応力につながるため、引き続き取り組んでほしい。	新宿区では、避難所ごとに避難所管理運営協議会を設置し、避難所管理運営協議会を中心とした訓練を地域住民、新宿区、学校、消防署等が協働で行っております。各区立中学校では、地域と連携した防災訓練を教育課程に位置付けて実施することで、地域住民との相互理解を深めるとともに、地域の防災に対する機運醸成に努めております。 また、災害時における児童・生徒の安全確保や、地域の防災拠点となる学校の役割強化のため、学校防災連絡会を設置し、教育委員会事

	務局、危機管理課、特別出張所等関係各課と学校関係者が参加の上、学校危機管理マニュアルの内容や地域と連携した防災訓練の内容や課題等の情報共有を行っているところです。 今後も、関係機関と連携しながら、地域と一体となった学校防災の充実に取り組んでまいります。
一斉メール配信システムから変更したアプリについて、今後、災害時に備えた子どもの体調面での要配慮事項のデータベース化や、保護者への子どもの受け渡し時の活用等、双方向の機能も上手く活用し、アプリのメリットを運用面で最大に引き出せると良い。 また、デジタルの活用とともに、中学生と地域の防災訓練や普通救命講習の受講等を通して、中学生が地域の中で活躍する担い手になるという視点で共助の気持ちを伝え、発災時に機能的に動ける体制作りをしてほしい。	現在、一斉連絡システムでは、通知等の電子データ送付や、遅刻・欠席連絡、健康連絡等の機能を活用し、教職員の負担軽減を図っています。災害時の活用方法については、今後研究してまいります。 また、地域と連携した防災訓練を区立中学校の教育課程として位置付けて実施することで、中学生が地域住民との相互理解を深めつつ、自らも地域の一員として、できることを率先して行うことの重要性を学習できるよう引き続き取り組んでいきます。

(3) いじめ等の防止と不登校児童・生徒への支援（取組の方向性 18）

- 51 いじめ防止対策の推進
- 52 不登校児童・生徒への支援
- 26 スクールカウンセラーの配置
- 53 教育相談体制の充実
- 54 児童・生徒理解を進める研修の実施

学識経験者の指摘・意見	教育委員会の対応・判断
51 いじめ防止対策の推進 ネット上のいじめを子どもが目撃した時の行動のあり方等についても、デジタル・シティズンシップに関する研修等で取り扱うことができると思う。	日々の教育活動においては、ＩＣＴ機器を有効に活用するとともに、民間企業と連携した出前授業やリーフレット配布等の取組を通して、ネット上のいじめ等情報モラル教育を保護者も含め継続的に実施しています。 いじめに関しては各学校、各教職員で認識に差が生じやすいことから、法律的観点の正しい理解と軽微ないじめも見逃さないための教員として行うべき未然防止、早期発見の心構えを含め、研修等による資質向上を引き続き図ってまいります。 児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、組織的な学校経営が行われるように学校問題支援室が中心となり、各校に指導・助言をしてまいります。
52 不登校児童・生徒への支援 不登校の問題は要因もさまざまで大変難しい。各家庭が孤立化している状況がある中で、不登校児童・生徒の保護者が直接話し合える座談会の開催等、教育委員会が手を差し伸べる取組は大変素晴らしい。今後も取組を継続するとともに、子どもの参加者増に向けて働きかけられると良い。 東京都のメタバースや教育相談、スクールソーシャルワーカーの活用やタブレット端末を利用した家庭への情報提供も含め、多方面から手を差し伸べてほしい。	不登校児童・生徒への支援については、引き続き学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことができるよう多様な教育機会の確保に努めてまいります。 また、多様な教育機会検討担当者連絡会、専門家による研修会の実施等により、教員の理解啓発を図り、不登校のきっかけや継続理由に応じて適切な働きかけができるよう、支援していきます。
学校教育法施行規則の改正により、学校外での学びを指導要録上の各教科の評定に反映できるようになった。フリースクールのみならず、福祉部局管轄の取組の中でも不登校児	不登校児童・生徒に対しては、東京都教育委員会と連携した仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援、チャレンジクラスやつくし教室での集団活動や区立図書館等

童・生徒の受け入れや居場所づくり、学習支援を行うところもあると聞く。学校や教育委員会による事業者や学習状況の見極めは必要だと思うが、大きな方針は積極的に認めようという現在の方向で引き続き進めてほしい。 また、不登校の子どもが家にいるため保護者が働けないという不登校離職は、心理的な不安だけでなく、経済的な問題にもつながるため、保護者支援の視点もあって良いのではないか。子どもに色々な居場所の可能性やセーフティーネットを提供することで、保護者が仕事に行くことができ、間接的に経済的支援につながるため、そうした取組が保護者に届くことを期待する。	を利用した支援等、多様な教育機会を確保しており、学校外での学びについては、個々の不登校状況に応じて各校で工夫して実施をしています。引き続き、多様な学びと児童・生徒の行った学びを学校が評価し、一人ひとりの学びの蓄積がより進むことができるよう努めてまいります。 また、教育委員会と子ども家庭部や福祉部等との関係機関が引き続き連携し、児童・生徒や各家庭の状況に応じた支援につながるよう努めるととともに、就学援助制度や入学祝金支給事業等の実施により子育て世代の負担軽減を引き続き図ってまいります。
不登校対応について、保護者支援と教員への支援の視点、生徒への居場所づくりが同時並行的に進められたことは高く評価される内容だと感じた。今後はＩＣＴを上手く活用し、子どもの気持ちを継続的に見える化すると、さまざまな支援に使えると思う。 また、つくし教室は補習的な要素が強いが、通所している子どもの好きなことや興味を切り口に学習を深めるプロジェクトベースラーニングを企画できると良い。 その他、不登校やいじめ全体にかかわる部分として、教室のユニバーサルデザイン化の進捗状況を定期的に見直し、子どもが居心地良く生活できる環境整備を一層進めてほしい。	現在、全児童・生徒を対象に毎年度紙で行っている hyper-QU については、即時に児童・生徒の気持ちの変化を見取るためにWEB版への切り替えを検討しています。WEB版へ変更することで即時に教員が児童・生徒理解につなげられると考えています。 また、つくし教室では、子どもの実態に応じて集団活動や個別学習を行い、規則正しい生活を送れるようにすることを前提としつつ、その上で理科実験教室、調理実習等の体験的な学習を行っています。その他、科学未来館等屋外での学習に向けた事前・事後の学習等にも意欲的に取り組んでおります。今後も、それぞれの子どもの主体性を重視しつつ、子どもたちが安心して学べる場を提供してまいります。 学校施設の環境整備については、引き続き、修繕や改修等の機会を捉え、さまざまな児童・生徒にとって使いやすい教室となるよう、取り組んでまいります。

(4) 教職員の勤務環境の改善等(取組の方向性 24)

- 61 専門人材を活用した教育相談体制の充実
- 22 部活動運営支援事業
- 70 学校の法律相談体制の整備
- 71 教員の働き方の意識改革等

学識経験者の指摘・意見	教育委員会の対応・判断
22 部活動運営支援事業 部活動運営支援事業の拡充は大変良いと思う。文化系・体育系にかかわらず、地域あるいは部活動指導員の活用を進めてほしいと強く思う。	部活動運営支援事業については、令和5年度以降3年間実施した課題等について、仕様や部活動指導員の配置方法等を検証し、各校の希望に沿った部活動指導員の配置が行えるように検討してまいります。
部活動のあり方について、他自治体のさまざまな状況もあるため、新宿区としての今後の見通しや計画をロードマップのような形で策定し、それに基づいて進めるなど、実態に応じて一番有効な選択肢が得られる仕組みができるとう良い。 ゆる部活は興味深く思った。先進的な取組として、期間や種目を限定したシーズン制の試行的取組をしても良いと思う。	部活動のあり方については、国や都、他区の運営方法等を注視しながら、教員、生徒へのアンケート結果や中学校校長会等からの意見を参考に今後の方向性について研究を行っていきます。 ゆる部活については、ダンスの部とボッチャやバドミントン等の軽運動の部と実施日を分けて、7月から10月の間で実施しています。参加者からのアンケート等によりニーズを把握し、地域展開への試行的取組として、運営方法等の検証を行っていきます。
70 学校の法律相談体制の整備 スクールロイヤーの活用について、全体で1人ではなく、ブロックに1人の配置により、教員が気軽に相談できる体制を整えることで、保護者対応等において重大な事態になる前に解決に結び付けられることもあると思う。教員の過度な精神的負担を軽減できるようになると良い。	現在、ご指導いただいているスクールロイヤーは、必要に応じて教育委員会とともに学校訪問を行うなど綿密に連携体制が取れていますが、教員の精神的な負担を軽減するため、増員や配置のあり方等については、今後研究を進めてまいります。
71 教員の働き方の意識改革等 スクール・サポート・スタッフの配置等、人的充実が素晴らしく、働き方改革の成果につながっていると思う。一方、配置職員が多いことで子ども一人ひとりの困り感といった問題が見えにくくなる場合がある点は課題である。 小学校の教科担任制については、働き方改革につながるだけでなく、専門性が問われる	令和6年度から配置を開始した教員の事務を補佐するスクール・サポート・スタッフや副担任相当の業務を担うエデュケーション・アシスタントについては、教員の負担軽減につながっています。今後も、会計年度任用職員等の配置スタッフを効果的に活用する事で、教員の負担軽減と子どもたちへのきめ細やかな対応につなげてまいります。また、指導にあた

教科の教材研究の特化や、複数の教員による指導で子どもを多面的に見られるという利点がある。1つの切り口として推進してほしい。	っては、担任教員と配置スタッフが子どもたち一人ひとりの困り感や課題を把握し、適切な対応につなげており、引き続き指導方針等の共有を丁寧に進めてまいります。 教科担任制については、「複数の教員が児童の指導に当たることで多面的な児童理解が進んだ」「個々の専門性を生かすことができている」等の効果が各校から報告されています。また、子どもたちからも「自分のことをよく知ってくれている先生が増えて嬉しい」といった声が寄せられており、今後も、各校が教科担任制の利点を生かすことができるよう支援を続けてまいります。
色々な人的配置等により、教員の本務でない部分への手立ては充実しているものの、教員の本務である授業に手を付けずに働き方改革は成らない。文部科学省では、余剰時数の見直しを呼びかけており、流行性感冒等によって仮に標準時数を下回ったとしても法令違反にならないことを表明している。限られた時間を有効に活用し、時数においても働き方改革につなげてほしい。	各校が設定する標準時数については、教育課程のヒアリングの際に、過剰な余剰時数は設定しないように各校に働きかけています。今後も、学習指導要領の改訂に向けた中央教育審議会の答申の内容等も注視し、時数を含む教育課程の柔軟な編成について、検討を進めてまいります。
授業時数を確保できるならば、今後のあり方として、教員の会議の時間等を上手く設定できるような柔軟性を学校に与えても良いと思う。 また、子どもへの配布用に紙資料を印刷せざるを得ない場面があるが、ステープル機能付きの印刷機導入により、精神的にも時間的にも改善されたことがあった。導入の必要性を検討すると良い。 その他、教員のA I利用により、保護者あて文書作成時等の大幅な時間短縮につながる。率先して利用し、他のことに注力する時間を生み出してほしい。	授業時数の設定については、現状においても、過剰な余剰時数は設定しないように各校に働きかけていることから、各校の判断である程度週当たりの時間数に余裕をもたせ、会議等の時間を設定することも可能となっています。 また、現在、全校でステープル機能付き電子複写機（コピー機）を導入しており、印刷スピード等の性能も向上しています。今後も、機器の契約更新時に合わせて機能の見直しを図るなど業務改善に努めてまいります。 その他、教員のA I利用については、関連する研修を計画的に実施し、教員がA Iに対する知識と活用方法を学べるようにしています。今後も、国や東京都教育委員会の動向を注視し、働き方改革の視点を含めた学校における効果的な活用について、研究を進めてまいります。

<主な評価対象以外の個別事業について>

学識経験者の指摘・意見	教育委員会の対応・判断
8 サイエンス・プログラムの推進 昨年度に続き、学力定着度調査における中学校の理科が全国平均を下回っていた。私立中学校への進学、自然体験の不足等、難しい問題が他にあるのかもしれないが、小学校からの積み上げを大事にしてほしい。	小学生を対象とした科学教育推進のための支援として、教育センター8階のプラネタリウムにて「学習投影」を行っているほか、理科実験名人や観察実験アシスタントの派遣、ロボットプログラミング授業の支援等を行っています。 また、理科の実験や科学の工作等を通して児童・生徒の知的探究心や感性等を育むため、小・中学生を対象として理科実験教室を行っています。 さらに、中学校においては、早稲田大学との連携による新宿版サイエンス・パートナーシップ・プログラムとして理科学習の楽しさ・面白さを伝える先端科学技術をふまえた特別授業を行っています。 そのほか、夏季休業期間中に教員を対象とした理科研修会を実施し、子どもたちの理科に対する興味・関心を育んでいます。 学力定着度調査の結果をふまえ、引き続き、科学教育を推進してまいります。
13 障害者理解教育の推進 現在の取組は概ね良好だと思う。今後の研修等で、アンコンシャス・バイアスをはじめとする偏見や固定観念に気づかせるような工夫ができると良い。	アンコンシャス・バイアスについては、これまでも区が作成するリーフレットや人権研修の中で取り上げています。今後も計画的に研修等で取り上げ、教員の人権感覚の醸成につなげてまいります。
27 公私立幼稚園における幼児教育等の推進 共働きやシングルマザー等、保育を必要とする人の増による幼稚園児数の減は、全国的に共通する止めがたい状況であり、区としての公立幼稚園の考え方を検討する問題に発展していくと思う。 都が実施するすくわくプログラムは、予算も潤沢であり、各園が自園の魅力を発信する良い機会になると思う。各園に参加を呼びかけて園の魅力を打ち出し、園児数減の打開策の1つになると良い。	新宿区においても幼児人口の減少が今後も予測されています。区立幼稚園がこれまで提供してきた質の高い教育活動を継承していくため、区立幼稚園の魅力発信等園児数を確保する取組を進めてまいります。 すくわくプログラムについては、適切に活用することで、各園の保育環境の充実や保育の質的向上につなげることができるため、積極的な参加を各園に働きかけており、令和8年度からは全園で実施の予定です。取組の成果については、区公式ホームページでの公表や

	しんじゅくの教育への掲載を通して積極的に保護者や区民に発信し、園の魅力向上につなげてまいります。
特色ある取組を売りにしないと、なかなか入園につながらない。新宿区ならではの本物の体験等、1園に1つは売りになるものを見出すとアピールポイントになると思う。	すくわくプログラムをはじめ、各園の環境や地域とのつながりを活かした教育活動や子育て支援につながる取組を広く情報発信してまいります。
41 図書館サービスの充実 区民のニーズをとらえた電子書籍の導入は非常に評価できる内容である。 今後、学習指導要領の改訂により探究的な学習の一層の推進が予想されるため、その支援体制として、区立図書館と学校図書館の連携を強化できると良いと思う。	電子書籍については、今後も積極的な広報を行い、利用者の裾野を広げていきます。 区立図書館と学校図書館の連携については、現在、「朝読書セット」「学習支援便」等の配本サービスや団体貸出を実施しています。 今後は、国が令和8年度に予定している「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正をふまえ、探究的な学習を一層支援できる連携のあり方について検討を行ってまいります。
59 外国籍の子どもへの就学支援 外国籍の子どもの不就学は全国的にも大きな問題である。社会における共通の学びの場である学校は、社会の分断を防ぎ、統合や共生に向けての非常に重要な社会インフラになり得ると考えられる。新宿区から先進地として取組を行い、発信してほしい。	これまでも、就学状況が確認できない外国籍の子どもの世帯に対してアンケートや区立学校への就学案内を送付するなどの取組を行っており、就学機会の提供につなげているところです。 また、外国等から区立学校（園）に編（転）入した幼児・児童・生徒に対しては、日本語サポート指導として、日本語の指導及び学校生活への円滑な適応を支援する日本語初期指導、放課後等に日本語による教科指導等を行う日本語学習支援、中学3年生の希望者を対象とした学習指導及び進学支援を行っています。 今後も外国籍等の子どもの就学を支援するとともに、日本語サポート体制の充実を図ってまいります。
64 奨学資金の貸付 現在は外国人学校を含む各種学校は貸付対象外となっているが、ニーズに応じて対象校の見直しを行っても良いと思う。そのことも含め、引き続き、国や都の制度変更の動向を注視しながら、より良い運用に向けた制度の見直しを進めてほしい。	新宿区奨学資金については、現在、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは高等専門学校、専修学校の高等課程に進学される方を対象に貸付を実施しています。 外国人学校等の多くは、学校教育法上の「各種学校」に区分され、新宿区奨学資金が対象として掲げる上記高等学校等とは別の区分となります。

	国が実施する「高等学校就学支援金」においては、各種学校のうち、一部の外国人学校等も対象としていますが、東京都が実施する「私立高等学校等授業料軽減助成金」及び「東京都育英資金」においては、各種学校は対象外としています。 こうした現状をふまえ、新宿区においては、現時点では対象校の拡充は考えておりませんが、引き続き国や東京都の動向を注視してまいります。
見直しにより、金銭的支援から未来への投資という側面が表れ、良い取組だと思った。その姿勢を伝えるとともに、利用拡大に向けた周知に取り組んでほしい。	新宿区奨学資金については、令和 6 年度に見直しを行い、就職後も新宿区に居住される場合や、教員をはじめとした特定の資格・免許を取得して区（都）内事業所に就職される場合等、奨学生自身の将来展望によっては、返還を免除できる規定を新たに設けました。 制度の周知については、区立中学校に通う中学 3 年生一人ひとりに募集チラシを配布しています。また、区内私立中学校、各特別出張所及び各区立図書館で募集ポスターの掲示とチラシの配架を行うとともに、広報新宿やしんじゅくの教育、区公式ホームページに募集案内を掲載し、広く周知を行っています。 これらの周知に加え、区公式 SNS の活用を含め、今後の周知方法を検討してまいります。

< 総括的な意見 >

● 藤井 千恵子 氏

次期学習指導要領の改訂に向けた動きが進む中で、教員が現行の学習指導要領の課題や、その解決策を見出すためのリフレクションに主体的に取り組むことが求められる。教育委員会がその取組を支援し、次期学習指導要領を待つ受動的な教員ではなく、意識改革ができる力をもつ教員を育ててほしい。

学校が自校の外に目を向けることがなかなか難しい状況がある中で、教育委員会が広い視点から各校の課題を洗い出し、学校を取り巻く多階層的な課題の解決に向けたアドバイスを行うとともに、教育委員会と他部局や関係機関との密な連携により、多面的なフォロー体制を構築することが必要である。

新宿区の特色や各学校の地域性について、異動してきた教員への周知を徹底し、学校と子ども、教育委員会、区全体が結び付けられるような体制を構築していただきたい。新宿区の学校教育が素晴らしいものとなるよう願っている。

● 仲田 康一 氏

多くの事業においてＩＣＴの活用が進展する一方で、外国では、デジタル一辺倒の取組から、リアルな人と人とのふれあいに回帰する脱デジタルの動きもある。実体験に裏打ちされてこそ、子どもたちへの指導も行き通るため、今後は、体験的な学習等の取組の価値が再度見直されていくのではないかな。

教育委員会が他部局と連携して、外国籍や障害のある方、不登校等の様々な困難を抱える子どもや家庭への支援を行えていることは非常に素晴らしく、これを発展させてほしい。同時に、そうした支援を必要とする方に対するアンコンシャス・バイアスには注意が必要であり、研修等を通して、直接子どもたちに関わる存在である教員からそうした偏見を取り払うとともに、教員も様々な問題への見識を持って関わっていけるようにすることも目指してほしい。

今後は、部局間連携で発生した問題に対応するだけでなく、問題の発生を抑制し、積極的な解決に向けて動き出す姿勢を作ることができるよう、教員にも働きかけることが必要である。新宿区の先進的な取組のさらなる発展を願っている。

- 長田 和義 氏

点検・評価においては、目標設定とその達成に向けた具体的取組、取組の客観的指標による評価という、良いサイクルが確実に定着している。

現在も各事業において、児童・生徒や保護者、教員といった多方面へのアプローチが行われているが、引き続き様々な部署が包括的に連携して課題の対象者を広く捉え、総合的なアプローチを行う視点を持ち続けてほしい。また、事業の展開にあたっては、区に蓄積された様々なデータを、エビデンスとして有効に活用しながら取組を進めてほしい。

情報の発信、広報方法については、現在の社会の状況を捉え、情報の受け手の立場に立った見直しが求められる。リーフレットを中心とした従前の周知方法に加え、動画配信サービス等を活用した情報発信を行うなど、複数のチャンネルを用意することで、より広い対象者に情報を届けるとともに、新宿区の取組を理解してもらえる機会となることを期待する。

<まとめ>

(令和7年度)

～ 総括的な意見をふまえた取組の方向性と教育ビジョンの推進に向けて～

- 令和7年度の点検及び評価では、教育ビジョンに掲げる全ての個別事業について、令和6年度の取組の進捗状況や成果を総括するとともに、子ども一人ひとりの学びの保証や、地域ぐるみの学校安全、不登校児童・生徒への支援、教職員の勤務環境の改善等の課題について、学識経験者からご意見をいただきました。個別事業全体では概ね目標を達成し、新宿区が目指す教育の実現に向け、着実に個別事業の実施に取り組んできたものと考えています。

- 新宿区版GIGAスクール構想については、タブレット端末の授業や家庭学習での充実した活用が求められる時期を迎えています。今後は、児童・生徒が主体的にタブレット端末を使いこなし、自分にあった学び方を見つけ、学習を進めることを目指す段階へ移行するため、タブレット端末や他のICT機器の適切な運用が必要です。生成AIをはじめとするデジタル技術は飛躍的に発展しています。このため、生成AI等に関わる教育内容の充実や、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化を図り、児童・生徒及び教職員の情報活用能力の向上に努めていきます。

学校において、児童・生徒が生き生きと活動し、学べるようにするためには、その安全確保が不可欠です。近年、他自治体において、複数の児童が巻き込まれる事件・事故が相次いで発生しており、保護者の不安が高まっています。このため、安全教育を計画的に実施するとともに、通学路上の安全確保や、子どもたちを不審者から守るための対策等、学校安全対策の充実に引き続き努めていきます。

また、次なる感染症が発生した場合も、これまでの経験を活かし、関係機関と連携した感染症対策や学習機会の確保に取り組み、子どもたちが安全・安心に学び続けることができるよう、学校安全対策を推進していきます。

- 新宿区の不登校児童・生徒数は、全国同様に増加傾向にあります。不登校児童・生徒に対しては、家庭に引きこもりがちな児童・生徒へのタブレット端末を活用した学習支援や、区立図書館等を活用した訪問型支援、中学校のチャレンジクラス設置等、きめ細やかな支援を行っているほか、フリースクール等との連携に取り組んでいます。今後も、学校に登校するという結果のみを目標とせず、社会的に自立することを目指し、多様な教育機会の確保に努めていきます。

また、不登校児童・生徒をもつ保護者に向け、ガイドブックによる情報周知や座談会の開催等を通じ、不登校への正しい理解・啓発を図っていきます。

教職員の勤務環境では、年間を通じてほぼ全ての教員が当面の目標である「1週間あたりの実働勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする」を達成することができました。目標の達成状況や国・東京都の動向をふまえ、教員の働き方改革プロジェクトチームにおいて検討を行い、令和7年4月から「1週間あたりの実働勤務時間が50時間を超える教員を原則ゼロにする」という新たな目標を掲げました。

今後も、教員が健康でやりがいを持ちながら子どもたちと向き合い、質の高い教育活動を継続することができるよう、新たな目標の達成を目指すとともに、教員給与特別措置法の改正をふまえた働き方改革のさらなる推進を図っていきます。

- 新宿区教育委員会では、保護者のニーズや社会を取り巻く環境の変化をふまえながら、学校給食費助成や奨学資金制度の見直し、電子書籍貸出サービスの導入等のさまざまな取組を実施してきました。

一方、グローバル化やAI（人工知能）の急速な進化等、子どもたちを取り巻く教育環境は大きく、急速に変化しています。

本報告書における評価や学識経験者の知見を生かし、教育ビジョンの推進に向けて工夫や改善を図るとともに、直面するさまざまな課題に迅速かつ適切に対応し、次代を担う子どもたちが地域や社会とのつながりの中でのびのびと健やかに成長してくれるよう、新宿区の教育の一層の充実を図っていきます。

令和 7 年度 新宿区教育委員会の権限に
属する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（令和 6 年度分）報告書

刊 行 物 作 成 番 号

2025 - 14 - 5501

令和 7 年 11 月発行

編集・発行：新宿区教育委員会事務局教育調整課
東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
電話 03 (3209) 1111